

官報 号外 平成二十年十二月十一日

○第一百七十九回 衆議院会議録 第十四号

平成二十年十二月十一日(木曜日)

議事日程 第八号

平成二十年十二月十一日

午後一時開議

第一 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(第百六十八回国会、参議院提出)

出)

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十九回国会、内閣提出)

第三 国民健康保険法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(第百六十八回国会、参議院提出)
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十年十二月十一日 衆議院会議録第十四号

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案外二案

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

日程第二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十九回国会、内閣提出)
日程第三 国民健康保険法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第一とともに、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の両案を追加して、三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

〔赤松正雄君登壇〕

○赤松正雄君 ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案について申し上げます。

本案は、郵政民営化の見直しに当たつての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等を行おうとするものであります。本案は、第百六十八回国会の参議院提出に係るもので、昨年の十二月十一日に本院に送付され、今国会まで継続審査となつてゐるものであります。また、一般職の職員の給与に関する法律等の一案は、内閣提出のものであります。

部を改正する法律案、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤松正雄君。

今国会においては、去る十二月九日発議者を代

表し参議院議員自見庄三郎君から提案理由の説明

を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、

本案は賛成少数をもつて否決すべきものと決しました。

次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の両案について申し上げます。

官報号外

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の一般職の職員の給与及び勤務時間の改定に関する人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、本府省業務調整手当の新設、初任給調整手当の支給限度月額の引き上げのほか、新たな人事評価制度による評価結果の活用のための措置を講ずることとともに、一週間当たりの勤務時間を四十時間から三十八時間四十五分に改めるため、勤務時間法等について所要の改正を行うものであります。

次に、国家公務員退職手当法等の一部を改正す

る法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至つた者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る十一月八日本委員会に付託され、翌九日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日質疑を行い、採決の結果、両案はいざれも全会一致をもつて原案のとおり可決す

べきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔原口一博君登壇〕

○原口一博君 民主党の原口一博でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただい

ま議題となりました日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に關す。（拍手）

二〇〇七年十月一日、政府・与党的制度設計に

より、分社化ありきの民営化が実施されました。

この分社化ありきの民営化が何をもたらしたのか、集配局は千減り、四百以上の簡易郵便局は閉鎖したまま再開のめども立つていません。郵政職員による懸命な努力にもこの分社化ではおのずと

はこれからもずっと維持できるんだろうか、十分なサービスを受け続けられないんじゃないかな、切り捨てられていくのではないかという多くの不安のお声を耳にしました。このような不安は、格差に苦しむ地方で顕著に見られます。

政府が行つてきた分社化ありきの民営化には多

くの課題が残されています。だからこそ、今、郵政事業の抜本的な見直しを行うことが求められて

います。にもかわらず、現在の民営化法には、ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険の株式は二〇一七年までに全株売却されることが規定されています。さらに、政府保有の日本郵政株式会社の株も

できるだけ早期に三分の二まで売却する予定になっています。さらに、政府が承認した日本郵政

総括されておられるんでしょうか。

ゆうちょ銀行の貯金残高は、過去三年間、毎年少しています。このように、民営化後も事業を担う四社の経営の見通しは不透明です。さらに、地域社会で金融サービスが受けられなくなる可能性があるなど、深刻な問題が山積しています。

民主党は、ことしの夏、さまざまな地域において次の内閣の閣議を開催し、多くの地方の皆さん

の意見を伺いました。郵便局の全国ネットワークが維持できるんだろうか、ユーバーサルサービス

が維持できるという根拠になる資料を日本郵

政に求めました。本当にこれでいいんですか。

民主党は国民新党とともに見直し検証委員会を設置し、郵政事業における国民の権利を保障する

改革のための議論を進めてきました。この法案も、社民党さんや国民新党さん両党との共同提案でございます。衆議院総務委員会で見直しのための小委員会、これは与党、野党の枠を超えてつくらせていただいたのも、このような危機感からでございます。

本法案のよう、郵政会社、銀行、そして生命保険の株式の売却を凍結することは必要不可欠な手続なんです。株式売却を凍結している間に、郵政各社のサービスと経営の実態を精査し、郵政事業の四分社化を見直さなければなりません。そして、郵便局のサービスを全国あまねく公平で、かつ利用者本位の簡便な方法で、三事業の一体的サービスを保障するとともに、株式保有を含む郵政会社のあり方を私たち検討したいと考えています。

この法案は、一部の方が誤解されているよう

に、国営に戻すことを目的とした法律ではない

す。

一たん株式を売却されてしまえば、問題が頭在化しても、株式を買い戻すことは事实上困難です。加えて、日本郵政株式会社は先月中に中期経営計画を発表するはずでしたが、これも先送りになりました。きのうですか、自民党さんの部会で求めた資料さえ出ていないじゃないですか。きょう

総務委員会で、私たちは、そのユーバーサルサー

官 報 (号 外)

です。非効率なことを押しつけながら効率性を求める、分社化ありきの民営化を見直すことを目的的

としております。

いて、所定の見直しの間、売却を見合させるよう
に、与党の皆さんも質問しているじやありません
か。麻生総理は、郵政の株式売却凍結をめぐって
十一月十九日に、凍結した方がいいと述べられました。
鳩山大臣も正直に言っていますよね。しかし、
その翌日には、高いときに売るのが当たり前
だと述べ、みずから発言が凍結を意味するもの
ではないとの考え方を示されました。これでは、首
相の言葉の何を信じていいのかわかりません。

麻生総理、あなたの本心は最初の言葉にあつたはずです。どうして貫かないのですか。自民党議員や官僚があちらと言えばあちらに、こちらと言えばこちらに行き、状況に振り回され、原理原則を貫かない、これでは国民は惑います。

私たちは、郵政事業の見直しについて明確な原
理原則を持つています。それは、郵政事業におけ
る国民の権利を保障するため、また国民生活を確
保し、社会地域を活性化することあります。国
民本位の視点からの見直しなんです。

郵便局会社は各社からの手数料収入で成り立っています。手数料収入が安定的に入らなければ、ユニバーサルサービスは維持できません。しかし、八月、九月に手数料を値上げして、ようやくその分が黒字になつておりますが、現状はとても厳しい状況であります。

が来ます。法律を改正し、国民に御理解をいただき、現場を整えるためにはそれなりの時間が必要

なんです。日本郵政は二十三万六千人の人員を抱える巨大組織です。現場を考えるならば、株

式を凍結して、腰を据えて見直し作業を進めるというのでは当然のことではないでしょうか。

六万ページにも及ぶマニュアル。そして相次ぐ
変更。六台のカメラに囲まれて仕事をする人た
ち、郵政を支えている人たちの現状を皆さんにはご
らんになつてはいるはずです。広がる格差。経済金
融危機。国民の現状を直視してください。

多くの国民がお金を預けたり引き出したりする、生活に必要な金融の手段さえ奪われかねない状況ではありませんか。庶民は、簡便で確実な金融の決済手段を持つ権利さえないのでしょうか。

討論を終わりにしたいと思います。

法では現状を判断できないことに気がついた。どうやら、計測不可能な要因が作用していた。つま

り、これは各国にとどまらない世界全体の信用経済の問題であり、経済復興のためにには、国ごとの

対応だけではなく、世界全体の施策が必要であることを示唆している。新しい事態が何を意味するか考慮せずに、各国は、現在の急場をしのごうと多くのツケを将来に回し、世界生産的資源を費やしてしまった。紙の上での利益を人々が現実にお金にかえ出すと、肥大化した信用が収縮し、多くの投資家が浮かれた夢から目を覚まし、我を取り戻した。そしてパニックが起きた。

これは、今の論文ではありません。一九三二年

に、ハーバード・ビジネススクールの初代学部長のエド温ン・F・ゲイ博士がお書きになつた論文であります。まさに今にも通じる話であります。賢者は歴史に学ぶ。愚者は状況に振り回され、原則を顧みない。

官から民にという突破口は裏腹に、巨大な国債保有機関となり、地域から資源を奪つてゐるではありませんか。二周おくれの改革論が奪つたもの、新たな本当の公を創造しなければならないときに、巨大な私物化を許したのではないで

しようか。先人の知恵と伝統を軽視した改革は改革ではありません。与党の皆さんの中にも、私と同じ考え方を持つ皆さんがふえていると思います。

大きな組織の見直しを麻生首相に任せたわけにはいきません。

民意を聞くことは、
麻生総理、
空白でも何でも

○議長(河野洋平君) 原口君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○原口一博君(続) 強いリーダーシップを支えるのは主権者の信任です。本法案を成立させた後は速やかに衆議院を解散し、私たちに郵政事業の抜本的な見直しを任せるべきであるということを主張し、討論を終わりります。(拍手)

ありがとうございました。(拍手)

○塩川鉄也君登壇
塩川鉄也君登壇
私は、日本共産党を代表して、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案に対する賛成の討論を行います。(拍手)

郵政民営化から一年を経過して、政府・与党が主張してきた民営化のメリットなるものは、根底から破綻をしているのであります。

民営化で利便性が向上すると言つてきましたが、現実には、簡易郵便局の閉鎖は加速をし、郵

自民党は、民営化で村が元気になると紙芝居まで便利物の配達拠点であった集配郵便局は統廃合をされ、郵便配達のおくれや時間外窓口の閉鎖が行われました。さらに、各種手数料は値上げをされ、国民へのサービスは大きく後退をしました。そして、そのしわ寄せを受けているのが地方、とりわけ過疎地であります。

でつくりましたが、これが全くの偽りであつたことは、今や明白ではありませんか。

小泉構造改革の本丸として進められた郵政民営化が、地方を疲弊させ、貧困と格差の拡大を加速しているのであります。

郵政の職場では、長時間労働と非正規雇用が拡大し、労働条件がますます悪化していることも重々です。

また、官から民へ資金を流すという看板もありました。その大号令のもとに、郵便局で大量の投資信託が販売されました。それが今や、元本割れで半分になるなど大暴落をし、国民に大損害を与えております。安心、安全の郵便局の信用のもとでリスクの高い金融商品を売りさばいた責任は重大です。まさに国家的詐欺と言わざるを得ません。

私たちは、二〇〇五年の郵政民営化法案の審議の際、官から民へのスローガンのもとに進められた郵政民営化が、アメリカの金融業界の要求に根差したものであると指摘しました。

アメリカの金融業界が日本と世界に押しつけてきた金融の規制緩和が何をもたらしたかは、今や明白であります。マネーレースに狂奔し、みずから大破綻しただけでなく、世界的な金融危機を引き起こしているのであります。

郵政事業のユニバーサルサービスの深刻な後退、財界とアメリカが旗振り役となつた構造改革路線の破綻。小泉内閣の進めた郵政民営化に未来はありません。根本から見直すべきであります。

本法案は、郵政の株式売却を凍結し、国が日本

郵政の株式を一〇〇%保有し、日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ保険の株式を一〇〇%持ち続けることとしています。これは、全国の郵便局ネットワーク、金融サービスのユニバーサルサービスを維持するなど、公益優先の経営へ見直しを図るための不可欠の条件であります。

法案は、見直しの具体化については今後の検討にゆだねいますが、私たちは、四分社化の見直し、三事業の一體経営、国民にあまねく公平に貯金、保険のサービスを提供する金融のユニバーサルサービスを義務づけることなどが必要だと考えています。

民営化のもとでの利便性の低下など、現状について、事実を徹底的に検証し、国民の財産である郵政の本来あるべき姿について国民的合意をつくるべきときであります。私たちはそのため力を 尽くしていくことを申し述べ、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 重野安正君。

〔重野安正君登壇〕

○重野安正君 社会民主党・市民連合の重野安正です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

民主党は、郵政民営化によって、公共性や利便性よりも採算性や経営判断が優先させられることになり、そのツケは国民、利用者に負わせられることになる、同時に、郵便及び金融のネットワーク、ユニバーサルサービスが崩壊させられ、過疎地域や離島での生活、高齢者の利便性が損なわれることを強く危惧し、郵政民営化関連法案に反対しました。

今回の法案は、国民、利用者の視点に立って、郵政民営化の問題点の監視、検証を進め、国民共有的財産である郵便局網と郵政三事業のユニバーサルサービスを守り、高めていくこうという立場で提出したものであります。

地方では、集配局の廃止、時間外窓口の縮小、簡易郵便局の閉鎖、局外ATMの撤去が相次ぎ、過疎地域のコミュニケーションの崩壊に拍車をかけています。また、利潤最優先の施策の中で進められる効率化は、サービスの低下や人員削減と雇用の不安定化をさらに拡大させています。

熱狂の中で郵政民営化法が成立した二〇〇五年と今では、金融や経済構造に対する状況が大きく変化しました。官から民へ、貯蓄から投資へという前提是崩れ去り、安心、安全、庶民の郵貯が求められています。空前の金融危機に直面する今、民営化、規制緩和、貧困、格差を拡大してきましたこれまでの政治、経済、社会のあり方が根底から問われております。

最後に、麻生首相もかつて、元経営者の立場

で、五年たつたらうまくいかなかつたと証明できることになりました。そのうえ、一時は株式売却を当面凍結する意向も明らかにしていました。まずは株式売却を凍結して、郵政事業が抱つてきた公共サービスを維持発展させるためのスタートラインとしようということを呼びかけ、私たる賛成討論とします。(拍手)

国民の生命財産を守ることが政治の最も大切な責務である以上、株式売却を凍結し、国民に安心感を与えることは、まさに喫緊の課題であり、至極当然のことであります。

本法案の委員会審議において、与党委員からも民営化見直しの必要性が強調され、鳩山総務大臣も基本的な制度設計について踏み込んだ見解を示されたように、抜本的な見直しについては、与野党を問わず、既に委員会の合意が得られているようになります。

本法案は、郵政民営化の見直しそのものではありません。あくまでも国民の財産、資産を守るた

地域や離島での生活、高齢者の利便性が損なわれることを強く危惧し、郵政民営化関連法案に反対しました。

私は、国民新党・大地・無所属の会を代表し、郵政民営化は間違った政治の象徴であると一貫して訴えてきた者の一人として、郵政株式処分停止法案について賛成の討論を行います。(拍手)

申し上げるまでもなく、本法案は、政府が保有する日本郵政の株式をゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式売却を当面停止するためのものであります。

○亀井久興君 国民新党の亀井久興でございま

す。

めの当面の不可欠な措置であり、真に国民のこと

議なしと呼ぶ者あり

〔田村憲久君登壇〕

を考えれば、与党においてもこれに反対する理由は全くないはずであります。

本日の本法案の採決は、甚だ遺憾ながら、記名投票では行われません。しかし、たとえ起立採決

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○田村憲久君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会に

還した世帯に義務教育終了前の者がいるときは、その者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付しようとするものであります。

でありますても、議員各位の法案に対する責任ある意思表示であることにはいさかも変わりはない、愚昧のみとなるものではありません。いこそ

えより、義を見てせざるは勇なきなりと申します。議員各位がみずから政治的良心に照らし、また眞に国民の立場に立ち、良識ある判断をされ

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。ありがとうございました。(拍手)

○議長（河野洋平君） これより採決に入ります。

日程第二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（第一百六十九回提出）
国会、内閣提出

第二に、週所定労働時間三十時間未満の労働者を雇用義務の対象に追加すること等あります。

の短時間
か。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

官 報 (号 外)

際、原案について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 日程第二、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、国民健康保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生労働委員長田村憲久君。

今国会においては、去る十二月九日に参考人から意見を聴取し、昨日に政府に対して質疑を行つた後、質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しても附帯決議を付することに決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

以上、御報告申し上げます。
次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げ

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いた
します。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議あ

〔本号末尾に掲載〕

ます。

— 1 —

出席國務大臣

総務大臣 鳩山邦夫君

安井潤一郎君

御法川信英君

厚生労働委員

新井悦二君

補欠

高山智司君

厚生労働大臣 舛添要一君

高木美智代君

丸谷佳織君

鍵田忠兵衛君

菅直人君

保坂展人君 照屋寛徳君

中川泰宏君 安井潤一郎君

中川正春君 武正公一君

小川淳也君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十一月二十八日、本院は、国会の会期を十二月一日から二十五日まで二十五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十一月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
長期優良住宅の普及の促進に関する法律
労働基準法の一部を改正する法律
国籍法の一部を改正する法律

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

御法川信英君 丸谷佳織君 照屋寛徳君 保坂展人君

安井潤一郎君 高木美智代君

丸谷佳織君 照屋寛徳君 保坂展人君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済産業委員

辞任

補欠

片山さつき君 中川泰宏君 杉田元司君

高島修一君 長崎幸太郎君 西本勝子君

赤澤亮正君 鍵田忠兵衛君 中川泰宏君

吉田泉君 平口洋君 吉田泉君

赤羽一嘉君 笠浩史君 山井和則君

谷口隆義君 津村啓介君 細野豪志君

保坂展人君 岩瀬澄夫君 馬淵和則君

佐藤ゆかり君 木原誠二君 木原誠二君

太田岳君 安井潤一郎君 川内博史君

太田斎君 近藤洋介君 小野和美君

飯島後藤君 若宮健嗣君 木原誠二君

飯島後藤君 若宮健嗣君 木原誠二君

飯島後藤君 若宮健嗣君 木原誠二君

飯島後藤君 若宮健嗣君 木原誠二君

橋本岳君 安井潤一郎君 太田和美君

安井潤一郎君 太田和美君 川内博史君

近藤洋介君 木原誠二君 木原誠二君

福岡資麿君 小野誠二君 小野誠二君

武正公一君

中川正春君

武正公一君

武正公一君

武正公一君

武正公一君

武正公一君

菅直人君

菅直人君

菅直人君

菅直人君

菅直人君

菅直人君

菅直人君

小川淳也君

小川淳也君

小川淳也君

小川淳也君

小川淳也君

小川淳也君

小川淳也君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

川内博史君

川内博史君

川内博史君

川内博史君

川内博史君

川内博史君

川内博史君

笠浩史君

笠浩史君

笠浩史君

笠浩史君

笠浩史君

笠浩史君

笠浩史君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

津村啓介君

津村啓介君

津村啓介君

津村啓介君

津村啓介君

津村啓介君

津村啓介君

細野豪志君

細野豪志君

細野豪志君

細野豪志君

細野豪志君

細野豪志君

細野豪志君

馬淵澄夫君

馬淵澄夫君

馬淵澄夫君

馬淵澄夫君

馬淵澄夫君

馬淵澄夫君

馬淵澄夫君

山井和則君

山井和則君

山井和則君

山井和則君

山井和則君

山井和則君

山井和則君

赤羽一嘉君

赤羽一嘉君

赤羽一嘉君

赤羽一嘉君

赤羽一嘉君

赤羽一嘉君

赤羽一嘉君

知子君

知子君

知子君

知子君

知子君

知子君

知子君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

谷口隆義君

阿部正治君

阿部正治君

阿部正治君

阿部正治君

阿部正治君

阿部正治君

阿部正治君

高木美智代君

高木美智代君

高木美智代君

高木美智代君

高木美智代君

高木美智代君

高木美智代君

丸谷佳織君

丸谷佳織君

丸谷佳織君

丸谷佳織君

丸谷佳織君

丸谷佳織君

丸谷佳織君

照屋寛徳君

照屋寛徳君

照屋寛徳君

照屋寛徳君

照屋寛徳君

照屋寛徳君

照屋寛徳君

保坂展人君

保坂展人君

保坂展人君

保坂展人君

保坂展人君

保坂展人君

保坂展人君

御法川信英君

官報(号外)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

谷 公一君

近江屋信広君

谷垣 稔一君

小里 泰弘君

萩原 誠司君

中谷 元君

古屋 圭司君

永岡 桂子君

小里 泰弘君

近江屋信広君

萩原 誠司君

馬渡 龍治君

盛山 正仁君

谷 公一君

永岡 桂子君

富岡 勉君

富岡 勉君

葉梨 康弘君

富岡 勉君

谷垣 稔一君

決算行政監視委員

補欠

福田 昭夫君

岡本 充功君

田名部匡代君

林 潤君

山内 康一君

谷 公一君

福岡 誠司君

古屋 圭司君

谷垣 稔一君

井上 信治君

棚橋 泰文君

谷 公一君

額賀福志郎君

矢野 隆司君

安井潤一郎君

鈴木 克昌君

長崎幸太郎君

岡本 充功君

若宮 健嗣君

鍵田忠兵衛君

近江屋信広君

篠田 陽介君

安井潤一郎君

棚橋 泰文君

額賀福志郎君

谷 公一君

鍵田忠兵衛君

谷 公一君

近江屋信広君

若宮 健嗣君

安井潤一郎君

谷 公一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

補欠

辞任

小野 次郎君

安井潤一郎君

御法川信英君

林 潤君

御法川信英君

小野 次郎君

安井潤一郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

橋本 岳君
篠田 陽介君
平口 洋君
西本 勝子君
橋本 岳君
西本 勝子君
平口 洋君

(議案通知書受領)
一、去る十一月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第一回提出)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十回国会内閣提出、本院継続審査)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

労働基準法の一部を改正する法律案

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十一回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十二回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十五回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十七回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十一回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十二回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十三回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十五回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

三、調査の方法

関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十二月五日

予算委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(予備的調査要請書送付)

一、去る十一月二十八日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

健康保険組合への国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書(長妻昭君外百十二名提出、平成二十年衆予調第八号)

厚生労働委員会 送付

(質問書提出)

一、去る十一月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宇宙の軍事利用目的に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

情報収集衛星の情報開示に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

沖縄戦犠牲者の未収遺骨と防空壕等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成二十年度北方領土返還要求行進に対する外務省の関与に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

平成二十年度北方領土返還要求行進に対する外務省の関与に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

提出)

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

ミヤンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の姿勢及び認識に関する質問主意書

(鈴木宗男君提出)

いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

る国会議員への外務省の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとして逮捕された人物に対する起訴猶予処分について

のとおりである。

宗男君提出)

汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の所管省庁である内閣府の同機構に対する監督体制等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

後期高齢者医療保険料の滞納に関する質問主意書(山井和則君提出)

年金記録改ざんへの社保局職員の関与を調べて

いた厚労大臣直属の調査委員会に関する質問主意書(山井和則君提出)

外務省職員の贈与等報告に関する質問主意書(山井和則君提出)

セクハラ等で処分を受けた外務省職員に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員の贈与等報告に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

セクハラ等で処分を受けた外務省職員に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

セクハラ等で処分を受けた外務省職員に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

我が国が抱える領土問題に係る世論調査に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次

のとおりである。

防衛省の対応等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する

竹島問題に係る政府の見解と相反する言説に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

麻生首相のお宅拝見ツアーパートナーの逮捕勾留に関する質問主意書(河村たかし君提出)

のとおりである。

竹島問題に係る政府の見解と相反する言説に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

防衛省の対応等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する

竹島問題に係る政府の見解と相反する言説に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

防衛省の対応等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する

竹島問題に係る政府の見解と相反する言説に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

防衛省の対応等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

防衛省の対応等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

名古屋刑務所平成十三年十一月事案に関する質問主意書(河村たかし君提出)

のとおりである。

麻生首相のお宅拝見ツアーパートナーの逮捕勾留に関する質問主意書(河村たかし君提出)

のとおりである。

竹島問題に係る政府の見解と相反する言説に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

のとおりである。

中国の海洋調査船による我が國領海への侵入に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
国際社会の軍縮へ向けた政府の取組に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
日本教職員組合並びに文部科学省に対する内閣官房副長官の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公文書管理法案(仮称)に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島問題についての政府広報冊子に対する政府の取り扱い等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

フランスの教科書における竹島の表記の変更についての政府の見解及び対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岩國哲人君提出「生活支援定額給付金」など生活支援政策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出地方自治体等の公的機関からの要請に対する外務省の対応並びに要請書の保管等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出刑事施設における医療に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての政府広報冊子に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自然エネルギーの利用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年退職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実夫君提出自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出介護従事者の待遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出介護従事者の待遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出年金の再裁定処理等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の労働条件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出ジョブ・カードに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出地方自治体等の公的機関への拠出金放置に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出年金の再裁定処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出資格証明書の発行に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題に関する世論調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出介護従事者の待遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出介護従事者の待遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出年金の再裁定処理等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の労働条件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出ジョブ・カードに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出地方自治体等の公的機関への拠出金放置に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出年金の再裁定処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出資格証明書の発行に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題に関する世論調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出介護従事者の待遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出介護従事者の待遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出年金の再裁定処理等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の労働条件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出ジョブ・カードに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出地方自治体等の公的機関への拠出金放置に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出年金の再裁定処理に関する質問に対する答弁書

め疾病にかかっていることが明らかとなつた場合は、その症状等に応じて必要な医療上の措置がなされている。

三について

被収容者に対する健康診断については、先の答弁書(平成二十年十一月十四日内閣衆質一七〇第一九二号)三及び四について述べたところ、各刑事施設において、法令に従い適切に行われている。

四について

刑事施設の医療体制については、これまで医療機器の整備、薬剤師・看護師の増員、准看護師の資格を有する職員の育成等に努めるほか、各刑事施設において、地域の医師会、医療機関等に対し医師を確保するための協力を求めなどしているところであるが、今後とも、引き続き、刑事施設における医療体制の一層の充実に努めてまいりたいと考えている。

平成二十年十一月十八日提出
質問 第二五四号

麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の逮捕勾留に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の逮捕勾留に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一七六号)を踏まえ、再質問する。

官報 (号外)

一 本年十月二十六日午後四時前後、「麻生邸拝見リアリティツアーチ」と称する、麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとする集団(以下、「ツアーチ」という。)が、渋谷駅付近を歩いていたところ、そのうちの三名が、突如渋谷警察署の警察官に現行犯逮捕される事件(以下、「事件」という。)が発生した。現行犯逮捕の瞬間等において掲載されているが、警察官として、これら動画を確認しているか。

二 麻生太郎内閣総理大臣は、一で挙げた「事件」の動画を観たことはあるか。

三 警察庁または警視庁として、自ら「事件」の様子を撮影し、その動画を有しているか。

四 「前回答弁書」では、「警視庁によると、御指摘の事案については、条例第一条に規定する許可の申請はなされていなかつたとのことである。」と、「ツアーチ」により、一般にデモ行為と言われる、東京都条例において規定がなされている団体行動(以下、「デモ」という。)を行った

くのなら、五、六名の人数で行くように等、「ツアーチ」のうちの一名と話し合いがなされていいる様子が見えるが、右動画を直接確認し、「ツアーチ」の人物と話をしている警察官の官職氏名を明らかにされたい。

五 四の警察官は、「ツアーチ」に対し「デモ」行為の許可を与えた訳ではないにせよ、「デモ」行為に該当しない範囲で集団行動を行うことについては理解を示し、許可したものと理解して良いか。確認を求める。

六 「前回答弁書」では、「ツアーチ」のうち三名が逮捕されたことについて「警視庁によると、御指摘の三名のうち、一名については条例第一条違反により、他の二名については、公務執行妨害罪により、それぞれ逮捕されたとのことである。」との答弁がなされているが、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第九十五条第一項に規定のある、公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行または脅迫を加えることと定義されている公務執行妨害に該当する行為を、右の「ツアーチ」の二名(以下、「二名」という。)が働いたとする根拠を示されたい。警察庁として、「二名」が具体的にどの様な行為を働き、それが公務執行妨害に該当するとして逮捕したのか説明されたい。

七 「警視庁」は具体的に「二名」によるどの様な行為を公務執行妨害に該当すると判断し、「二名」を逮捕するに至つたのか、「警視官」本人に確認した上で答弁されたい。

八 「事件」発生当時、その現場に居合わせ、「二名」を公務執行妨害で直接逮捕した警察官(以下、「警察官」という。)の官職氏名を明らかにされたい。

九 本年十一月十四日の衆議院法務委員会で、河村たかし衆議院議員の質問に対し、政府参考人として出席した池田克彦警察庁警備局長は、「被害を受けた者がそのように確かに受けたというふうに証言しておりますし、これは間違いないものというふうに承知しております。」と、「二名」の逮捕について「警察官」の証言を聞いたと述べているが、右の証言はいつ、どこでなされ、誰がその証言を聞いたのか詳細に説明されたい。

十 「二名」の逮捕につき、「警視官」より警視庁に報告がなされたか。なされたのなら、報告を行つた人物並びに報告を受けた人物のそれぞれの官職氏名、報告がなされた日にち、場所並びに報告に関する文書の有無等、詳細に説明されたい。

十一 「警視官」は具体的に「二名」によるどの様な行為を公務執行妨害に該当すると判断し、「二名」を逮捕するに至つたのか、「警視官」本人に確認した上で答弁されたい。

十二 九の池田局長の答弁は、一で挙げた動画または警察庁か警視庁自らが撮影した映像等を確認した上でのものか。それとも、「警視官」の証言のみを基になされたものか。

十三 十二において、一で挙げた動画または警察

http://asoudetekota.blog8.fc2.com/blog-entry-6.htmlの動画)には、実際に「デモ」を始める前に、渋谷警察署の警察官と思しき人物が、「ツアーチ」が「デモ」の許可を取っていない以上、車道ではなく歩道を歩き、「デモ」行為に該当する行動をとらない様に、更に、麻生邸を見に行

府か警視庁自らが撮影した映像等は一切確認せず、「警察官」の証言のみを基にされたものならば、それは著しく客観性に欠ける答弁であると考えるが、警察庁の見解如何。

十四 「警察官」による「二名」の逮捕は、九の委員会において森英介法務大臣が「警察官が自分から体当たりしておいて、公務執行妨害で相手を逮捕する事態を指す言葉として使われている」と定義している。当たり公妨に該当する、不當逮捕ではないのか。

十五 警察庁が「警察官」による「二名」の逮捕は当たり公妨ではなく、「二名」が公務執行妨害に該当する行為を働いたと主張するのなら、少なくとも一で挙げた動画または警視庁か警視庁自らが撮影した映像等の客観的資料により、それを証明する必要があると考えるところ、警察庁が「警察官」による「二名」の逮捕は当たり公妨ではなく、「二名」は公務執行妨害に該当する行為を働いており、「二名」の逮捕は正当であるとするならば、その客観的な証拠を示されたい。

右質問する。

三、四、八、九及び十五について
お尋ねは、いざれも警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

五について
警視庁によると、御指摘の警察官は、御指摘の「ツアーフィー隊」参加者が、東京都の集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十五年東京都条例第四十四号。以下「都条例」という。）第一条规定する集団示威運動又は集団行進に該当するような形態で行動しないよう指導したものであるとのことである。

十二及び十三について
御指摘の答弁については、警視庁による捜査の結果に基づいて行われたものであり、著しく客観性に欠ける答弁であるとの御指摘は当たらないと考える。

前回答弁書（内閣衆質一七〇第二二七号）を踏まえ、再度質問する。

一 我が国が抱える領土問題である北方領土と竹島に係る二つの問題に対する政府の取組に関して、それぞれの領土問題を啓発する記念日や政府部内における担当部署、特命担当大臣の設置、相手国の管轄権に服した形での入域の自肅を国民に求める闇議了解の有無、そしてそれぞれの領土に接する地域の発展振興を進めるための特別措置について定めた法律や基本方針の有無等について著しい違いがある理由について、

政府はこれまでの答弁書で「それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなっていない」、「政府として、北方領土問題及び竹島問題の経緯及び状況等について両者を比較し、両者にどのような違いがあるかについての認識を明らかにすることは、それぞれの問題の相手国との今後の外交上のや

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の

逮捕勾留に関する再質問に対する答弁書

行つたものであり、不當逮捕との御指摘は当たらないとのことである。

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

意書

平成二十年十一月十九日提出
質問 第二五五号

り取りに支障を來すおそれがあることから、差し控えたい。」と明確な説明を拒んでいる。なぜ政府の取組にかくも大きな違いがあるのか、またなぜ政府はその理由を明確に説明しないのか、国民は不信感、疑問を抱いているのではないか、それとも政府は国民の十分な理解を得られていて認識しているのか、していのなら、その根拠を示されたいと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」で政府は「先の答弁書(平成二十年十月二十四日内閣衆質一七〇第一一五号)」についてで述べたとおり、：そぞれの領土問題について適切に対応してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい」と答弁しているが、先の質問は政府の決意の披瀝を求めたのではない。過去から現在に至るまで、竹島問題と北方領土問題に対する政府の取組が著しく異なることについて、国民の十分な理解を得られていると政府は認識しているのか否か、再度明確な答弁を求める。

二 竹島問題と北方領土問題に対する政府の取組が著しく異なることについて、政府はこれまでその理由を国民に対して十分説明せず、国民の理解を得るべく、十分な努力をしてこなかつたのではないか。

三 二で、政府が十分な説明をし、努力をしてきたと言うのなら、そう言える客観的な根拠を示されたい。

四 前回質問主意書で、島根県隱岐の島町に常駐している政府職員(以下、「常駐職員」という。)について問うたところ、「前回答弁書」では「警

察庁、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省の職員が、それぞれの所掌事務を遂行するため、御指摘の場所に常駐している。」との答弁がなされているが、右答弁で挙げられている省庁の職員数をそれぞれ明らかにされたい。

五

本年九月四日、谷崎泰明外務省欧州局長が北海道根室市を訪問し、北方領土を納沙布岬から視察すると共に、長谷川俊輔市長・元島民らと意見交換等をしたと承知するが、右の谷崎局長

の根室市訪問は、北方領土問題解決を図る外務省職員の職務の一環としての訪問であると認識して良いか。確認を求める。

六

前回質問主意書で、「常駐職員」のうち、竹島問題の解決を職務とする者はいるか、これまで、例えば竹島の洋上視察等、竹島問題の解決に資することを目的に、政府職員が隱岐の島町を訪問した事例はあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「何をもつてお尋ねの『竹島問題の解決を職務とする者』と判断すべきかが必ずしも明らかでないため、確定的にお答えすることは困難である。」、「何をもつてお尋ねの『竹島問題の解決に資することを目的』と判断すべきかが必ずしも明らかでないため、確定的にかつ

様に、竹島の視察、隱岐の島町長または町民との意見交換等を通じ、竹島問題の解決に向けたいわば地ならしを目的とする、政府職員によるとの答弁がなされることは、それぞれの問題の相手国との今後の活動内容等、それぞれ詳細に説明されたい。

七

六で、あるのならば、直近の事例五件につき、訪問した職員の官職氏名、日にち、隱岐の島町での活動内容等、それぞれ詳細に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二四五号

内閣総理大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 河野 洋平殿

平成二十年十二月二日

四について
本年十一月二十六日現在、警察庁については三名、法務省については九名、財務省については十三名、厚生労働省については六名、国土交通省については二十名、防衛省については二名の職員が、それぞれ御指摘の場所に常駐している。

五について
御指摘の者は、元島民等の関係者との北方領土問題に関する意見交換等を目的として、出張したものである。

六及び七について
お尋ねについては、調査に膨大な作業を要すること等から、お答えすることは困難である。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識 国民に対する説明責任等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識 国民に対する説明責任等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一七〇第二四五号

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成二十年十二月二日

平成二十年十一月十九日提出

説明責任等に関する第三回質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第二四五号

平成二十年十一月十九日提出

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要すること等から、お答えすることは困難である。

主 要 言
提出者 鈴木 宗男
前回質問主意書で、島根県隱岐の島町に常駐している政府職員(以下、「常駐職員」という。)の事例を指したものである。五の谷崎局長と同様にわかつてお答えしているとおり、政府

いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する質問主意書

「政府答弁書一」(内閣衆質一六九第四一五号)並びに「政府答弁書二」(内閣衆質一六九第四六九号)を踏まえ、以下質問する。

一一〇〇二年三月十一日に行われた衆議院予算委員会において、当時の上田清司衆議院議員(埼玉県知事)が、平成七年六月十三日付で起案された、「秘無期限」の秘密指定がなされた外務省内部の文書(以下、「文書」という。)を取り上げており、「文書」の中には、「そもそも、北方領土問題というのは、国面子から領土返還を主張しているに過ぎず、実際には、島が返還されても国として何の利益にもならない。そうであれば、戦後五十年もたつて返還されないという事実を踏まえ、我が国は、領土返還要求を打ち切つて、四島との経済交流を進めていくべきと考える。」との発言を、当方が当時の西田恒夫欧亜局参事官にしたと書かれている。当方は、右の様に北方領土不要論ともとれる主張をしたことは一度もなく、「文書」にある文言には「羅臼では」という言葉が抜け落ちており、正確には、地元羅臼町では北方領土返還に拘るより、経済交流を進めていくべきであるとする意見があると、あくまでも羅臼町における北方領土問題に対する認識の一例を述べただけであり、「文書」は意図的な改竄が加えられているものであると言わざるを得ない。このことについて

て、「政府答弁書一」で外務省は「平成七年六月十三日に鈴木宗男衆議院議員と御指摘の外務省歐亜局参事官(当時)との間で北方領土問題に関するやり取りが行われたことを記した報告書(以下「報告書」という。)が作成されており、報告書のとおりと理解している。」と答弁しているが、「文書」の内容は、当方が羅臼町での意見の一つを紹介したに過ぎず、意図的な改竄が加えられた、正確な記録ではないとする当方の意見に対する外務省の見解を再度示されたい。

二 「文書」作成に関わった外務省職員(以下、「職員」という。)の現在の官職氏名につき、「政府答弁書二」で外務省は「御指摘の職員の氏名については、公表していないこともあり、お答えすることは差し控えたい。」と答弁している。では、その氏名は問わないところ、「職員」が現在も外務省に在職しているか否か、右一点につき明らかにすることを求める。

五 外務省において作成された文書の秘密指定が解除される条件につき、「政府答弁書二」では「一般に、文書に係る主管の管理者等が秘密指定の解除を行うことを適当と認めた場合に、秘密指定の解除を行うことができるが、解除の判断は、個別具体的な事情を踏まえて行うことから、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、一般に、外務省において文書の秘密指定解除の決定がなされる際に、それに関する決裁書等の記録文書は作成されるか。

六 五で、外務省において文書の秘密指定解除を決定する際に、決裁書等の記録文書が作成されないことがあるのならば、それは特定の職員による恣意的な秘密指定解除を許すことになり、外務省における秘密保持の観点より、好ましいことは言えないのではないか。

七 「文書」が二〇〇二年三月六日に上田氏へ手渡されたことにつき、なぜその際に「文書」の秘密指定が解除されたのかとの問い合わせに対し、「政府答弁書二」で外務省は「文書が残されておらず、お答えすることは困難である。」と答弁している

したものである旨の答弁をしているが、右の西田氏の答弁は真実を反映したものではないと当方は断言する。右につき、「政府答弁書一」では明確な答弁がなされていないが、何をもつて西田氏は右の様な答弁を行つたのか。西田氏の記憶違いということはないのか。再度外務省の明確な説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二五六号
平成二十年十二月二日

内閣總理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一及び四について

一 先の答弁書(平成二十年五月三十日内閣衆質一六九第四一五号)三から六までについてでお答えしたとおりである。

二及び三について

一尋ねについては、氏名の公表されていない個人が特定されるおそれがあることから、お答えすることは差し控えた。

内閣衆質一七〇第一二五八号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 麻生 太郎

衆議院議員近藤昭一君提出建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員近藤昭一君提出建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問に対する答弁書

建築基準法(昭和二十五年法律第二百二号)第四十二条第一項に規定する道路は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路等であつてその幅員が原則として四メートル以上のものをいうが、いざれにしても、個別の道路が同項に規定する道路に該当するか否かについては、個々の実態に応じて特定行政庁において適切に判断されるべきものである。

平成二十年十一月二十日提出
質問 第二五九号自然エネルギーの利用に関する質問主意書
提出者 滝 実

自然エネルギーの利用に関する質問主意書
環境省が十一月十二日に発表した平成十九年度の国内の温室効果ガス排出量(速報値)は二酸化炭素換算で前年度比二・三%増と過去最高を記録した。京都議定書で日本は平成二十年(二十四年度

平均の温室効果ガス排出量を平成二年度比で六%減らす目標を課されており、平成十九年度比では十三・五%の削減が必要となる。これを産業界が負担して削減を行おうとすると莫大なコスト負担が必要となり非現実的である。今年の六月二十八日の日本経済新聞によれば、一バレル一四〇ドルで一ドルリ一〇六円の為替相場が続けば、日本からの産油国への所得流出は二十四兆円だそうである。いつまた原油価格の高騰があるか分からないのであるから、エネルギー自給率四%という現実を国民は不安に思っている。これに関して質問する。

一 風力・太陽光・地熱などの自然エネルギーは、資源としては国内に豊富にあるのにも拘わらず、政府がこれを利用しようとする取組は遅れており、世界の中でのシェアをどんどん落としているのが現状である。一例として風力発電の国別の設備容量を別添の図で示した。平成十六年末には日本は世界八位であったが、平成十九年末には十三位にまで下がっている。政府は自然エネルギーの利用をもつと積極的に推進すべきだと考えるがどうか。

二 自然エネルギーの利用促進という面で大きな障害になつているのが、電力の買い取り価格である。自然エネルギーの利用が進んでいるドイツなど比べて買い取り価格が低いために、自然エネルギー発電は採算に合わず、いつまでも開発が進まない。しかし、買い取り価格を上げると、電力会社の負担が大きくなる。そうであれば、負担は政府が助成金として電力会社に支

給するという可能性は考えられない。

三 買い取り価格を上げただけでは開発が進まない分野がある。例えば洋上風力発電である。日

本は国土の約十二倍もの面積の排他的経済水域を保有しており、この水域の一部を利用して風力発電を行えば、日本の全エネルギー需要が満たされるという試算がある(注)。洋上風力発電では、ある程度の事業規模が確保され炭素繊維を使って製造した場合、耐用年数は八十年以上で発電コストが原子力による発電コストを下回るという試算がある。もしそうであれば、これは日本国民に大変大きな希望を与えるものとなる。しかしながら、これをすべて民間の企業に行わせるには、規模が大きすぎ、また経費を回収する期間が長すぎるということになる。政府は、このような自然エネルギー開発にもつと積極的に財政支援をすべきではないか。

(注) 瀬谷道夫、山口光弘、多田国之 文部科学省科学技術政策研究所・科学技術動向研究センター 平成十四年三月

四 平成二十年十一月十八日の答弁書(内閣衆質一七〇第二二三号)では、将来への負担を増やさないという意味は債務残高そのものではなく、債務のGDP比を増やさないという意味であることを認めていた。また、赤字国債を発行して景気対策を行つた場合、債務のGDP比が減少するという可能性も否定しなかつた。政府は赤字国債発行を必要以上に恐れる必要はない。十一月十七日の朝日新聞でも今年のノーベル経済学賞を受賞したクルーグマン氏が

「大不況克服へ巨額財政出動をせよ。債務増を心配する時ではない」と述べたと報道されている。

今我々は真剣に日本の未来を考えなければならぬ時に来ている。マスコミの論調も、二兆円の定額給付金よりも自然エネルギー開発におけるべきだということになつてているようである。

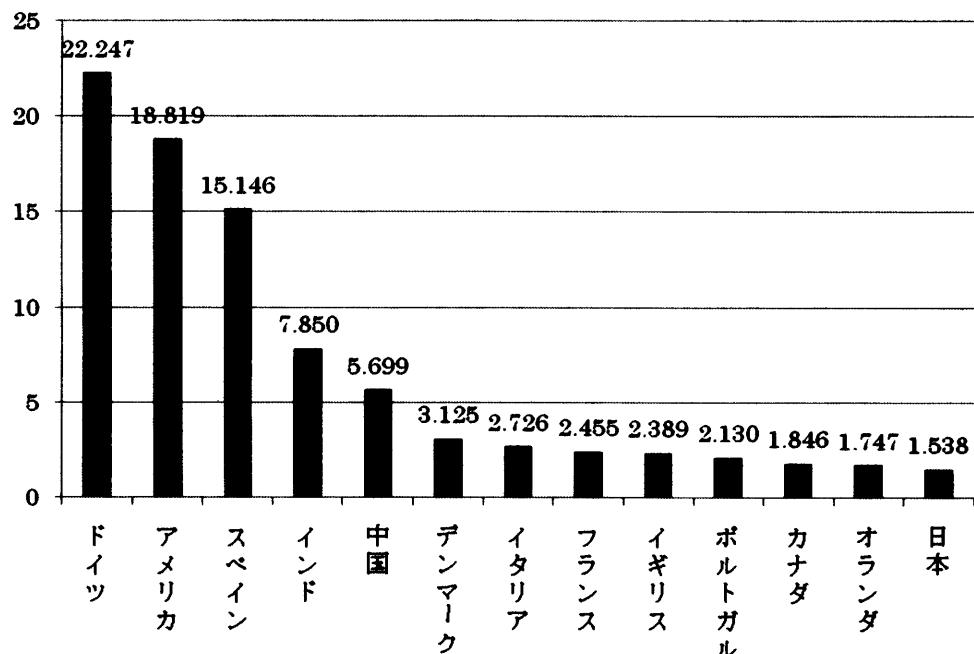
あり、定額給付金以上に国民の理解を得やすい。自然エネルギー開発を積極的に政府が乗り出すと次のようなメリットが考えられる。
① エネルギー自給率の向上。
② 温室効果ガス排出量削減。
③ 排出権取引で日本是有利な立場に立てる。
④ 開発された技術は輸出できるので、日本経済を活性化させることができる。
⑤ 将来のエネルギー価格の高騰を恐れる必要が無くなる。
⑥ 定額給付金よりGDP押し上げ効果が大きい。

⑦ 赤字国債ではなく建設国債を使える。
⑧ 自然エネルギー開発への投資は国の借金を増大させるが、同時に名目GDPも増大させる。借金の増加率よりも、名目GDPの増加率のほうが大きく、結果として国の借金のGDP比を減らし、将来世代へのつけを減らすことができる可能性がある。

このようなメリットについてどのように思うか。
右質問する。

図

国別風力発電設備容量 (GW)



出所 世界風力エネルギー協会 (WWEA)

内閣衆質一七〇第二五九号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出自然エネルギーの利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出自然エネルギーの利用に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、「低炭素社会づくり行動計画」(平成二十年七月二十九日閣議決定。以下「行動計画」という。)などに基づき、低炭素社会の実現に向けて、太陽光発電や風力発電などの新エネルギー技術の抜本的な普及の促進及び開発の加速を図ることとしている。なお、御指摘の風力発電については、行動計画において、「陸上風力の導入支援、洋上風力などの新技術の検討を進めること」としている。

二について

政府としては、新エネルギー技術の普及の促進に向けて、新エネルギー技術を導入する者に対する補助事業等を既に実施しているところであります。なお、御指摘の、新エネルギー技術により発電された電力を買い取る電力会社に助成金を支給する可能性については、施策の有効性や効率性についての現行の導入補助事業等との比較を含め、十分な検討が必要であると考えている。

三について

御指摘の洋上風力発電については、行動計画

一八

において、「新技術の検討を進める」としており、経済産業省においては、平成二十年度から、我が国特有の気象・海象条件を把握し、これらに適合した洋上風力発電に関する技術開発や環境影響評価手法を確立するための事業を実施している。また、環境省においては、平成二十年度に、浮体型の洋上風力発電について、実証試験の実施に向けた課題の抽出や候補海域の選定などをを行う調査研究を実施している。

四について

太陽光や風力などの新エネルギーは、輸入に依存しないエネルギー源であることから、我が国におけるエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するものであるとともに、温室効果ガスの排出量の削減により、低炭素社会の実現にも資するものである。また、我が国が強みとする新エネルギー技術の開発の推進は、我が国経済の活性化に資するものである。これらの観点を踏まえ、政府としては、新エネルギー技術の抜本的な普及の促進及び開発の加速を図ることとしている。

平成二十年十一月二十日提出
質問 第二六〇号

前空幕長の定年退職に関する再質問主意書

提出者 平岡 秀夫

前空幕長の定年退職に関する再質問主意書
「前空幕長の定年退職に関する質問主意書」に対する政府答弁(内閣衆質一七〇第二三六号)について、再度質問する。

1 政府は右答弁書の2において、「その詳細を明らかにするためには調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である」と答弁しているが、問うてはいる「自衛官に対する懲戒処分」が過去どれくらいあったか調査する作業が、「膨大」であるとは想像しがたい。一体、どのような人事情報の管理を行っているのか。

2 仮に、「調査に膨大な作業を要する」ということが事実としても、その対応可能な年数に応じて回答を求める。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二六〇号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年退職に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年

退職に関する再質問に対する答弁書

防衛省においては、懲戒処分を受けた自衛官の状況について、平成十五年度以降、各年度ごとに、種類別・事由別の人員数を把握しているところであるが、その懲戒処分の対象となる具体的な行為がいつ判明したか等については統計をとっていない。このため、お尋ねの「懲戒処

分の対象となる可能性のある行為があつたことが定年十ヶ月前に発覚した自衛官に対する懲戒処分」の人員数について明らかにするために、は、任命権に関する訓令(昭和三十六年防衛庁訓令第四号)に基づき懲戒権を委任された部隊等の長が保管している懲戒処分ごとに作成された資料等の一つ一つを調査していく必要があり、その調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

平成二十年十一月二十日提出
質問 第二六一號

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第三二一號)を踏まえ、再質問する。

一 一九九九年に発生した、海上自衛隊佐世保基地の護衛艦さわぎり艦内で当時二十一歳の三等海曹が自殺した事件(以下、「三等海曹自殺事件」という)に関して、先の答弁書で防衛省が「遺族が訴訟において求めている『組織的に自殺に追いやつたことを個人的な自殺に切り替え、公的行為がいつ判明したか等については統計をとっていない。このため、お尋ねの『懲戒処

いて責任を負うと考えているのかと問うたところ、「前回答弁書」では、国としては、先の答弁書(平成二十年十月三十日内閣衆質一七〇第一四四号)一及び二について述べたとおり、御指摘の本年八月二十五日の福岡高等裁判所における判決においては、国の主張について裁判所の理解が得られなかつたところであるが、判決内容を検討した結果、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三百十二条第一項に規定する上告の理由及び同法第三百八十八条第一項に規定する上告受理申立ての理由に該当する事由とは認められないことから、同年九月八日、上告及び上告受理申立てを行わないこととしたものであり、その結果、国に損害賠償義務があることが確定した。と、従前と何ら変わりのない答弁がなされている。では、右答弁にある「国との主張」の具体的な内容は何か。「三等海曹自殺事件」を巡る訴訟において、政府はどのような主張をしていたのか説明されたい。

二 一の答弁にある「損害賠償義務」とは具体的にどのような義務か。

三 防衛省は一の答弁にある「損害賠償義務」をいつ履行したか。

四 本年十月二十三日、三等海曹のご遺族が、「三等海曹自殺事件」の様な悲しいことが二度と起こらない様、再発防止の申し入れを行うのと同時に、「三等海曹自殺事件」発生についての謝罪を求めて防衛省を訪問した際に、防衛省のトップである防衛大臣ではなく、人事教育局長が対応したことについて、「前回答弁書」では

「平成二十年十月二十日、遺族から防衛省に対して、来省の上、再発防止等を求める」という申入れを受けて、同月二十三日、防衛省として、防衛大臣が公務により外出していたことから、人事教育局長が対応したものである。との答弁がなされているが、ご遺族からの申し入れに対しても直接対応をした職員の官職氏名を明らかにされたい。

五 「前回答弁書」では、「防衛省として、二から六まで及び十について述べた要請の中入れを受けて、口頭で、防衛大臣へ報告した上で、遺族が来省する際に、御子息が亡くなられたことについておわびを申し上げることとしたものである。との答弁がなされているが、ご遺族からの申し入れを防衛大臣に報告した日にち、場所、並びに報告した人物の官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。

六 本年十月二十三日、防衛省に来省されたご遺族に対して、人事教育局長が対応することとなつた理由は何か。

七 本年十月二十三日、防衛省に来省されたご遺族に対して、人事教育局長が対応し、謝罪することを決めた決裁書は、防衛省において作成されているか。

八 浜田靖一防衛大臣は、「ご遺族が来省される」と並びに、当日人事教育局長が対応し、謝罪することを前に承知していたか。

九 人事教育局長は具体的にどの様な文言でご遺族に謝罪したのか明らかにされたい。

十九の人事教育局長による謝罪の文言は、事前

に防衛省において作成されていたか。

十一、自衛官の自殺という事案の重さから鑑みても、浜田大臣が不在であったなら、人事教育局長ではなく、北村誠吾防衛副大臣、もしくは武田良太、岸信夫両大臣政務官のいずれかが対応するのが本来の正しい対応のあり方であると

考えるが、北村副大臣、武田、岸大臣政務官が対応しなかつたのはなぜか。その日、何らかの公務が入っていたのか。

十二、人事教育局長による謝罪は、防衛省を代表しての、防衛省という組織としての、三等海曹のご遺族に対する公式な謝罪であるか。確認を求める。

十三、前回質問主意書で、今回の人事教育局長による三等海曹のご遺族への謝罪をもって、「三等海曹自殺事件」に対する防衛省の対応は終了したと認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「防衛省としては、前途ある隊員を志半ばで失うことや悲しい思いをされる御家族が生じるといったことがないようにするべく、今後とも隊員の自殺防止に全力で取り組んでまいりたい。」との答弁がなされているが、年百人近い自衛官が自殺している現状を見る時、防衛省として右答弁にある様に自殺防止に全力で取り組むことは当然であり、当方が問うているのは、「三等海曹自殺事件」という個別具体的な事件に対する防衛省の対応である。自衛官の自殺防止に向けた取り組みとは別に、「三等海曹自殺事件」という個別具体的な事件に対しては、

本年十月二十三日の人事教育局長によるご遺族

への謝罪をもって、防衛省としての対応は終了したと認識しているのか、それとも、今後更に浜田大臣、または北村副大臣、武田、岸大臣政務官により、改めて正式な謝罪を行う考えでいるのかどうか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二六一號

平成二十年十二月二日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議員 鈴木宗男君提出自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 鈴木宗男君提出自衛官の自殺を

巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問に対する答弁書

官

(号)外

原因是、三曹という階級とそれに見合つ自己の技能練度との乖離に苦悩し、焦りを徐々に

募らせていつたことにあるというべきであり、上官から受けた行為によるストレスによつてうつ病になり患し、自殺に至つたものとはいえない。

二及び三について

福岡高等裁判所は、国に対し、控訴人である

当該隊員の父に百五十万円を、当該隊員の母に二百万円をそれぞれ支払えとの損害賠償義務を

課し、国は、控訴人らに当該損害賠償金を既に支払つたところである。

五、七、八及び十二について

お尋ねの平成二十年十月二十日の申入れについては、大臣官房文書課の職員が対応した。

五、七、八及び十二について

遺族が来省することの申入れについては、平成二十年十月二十日に、防衛省内において、地方協力局地方協力企画課の職員が大臣官房秘書課の職員を通じて、遺族の来省時の防衛省としての対応については、同月二十三日に、国会内において、三輪恒佳人事教育局服務管理官及び大村幹彦大臣官房訟務管理官が、あらかじめ口頭で防衛大臣へ報告し、了解を得たものである。

六、十一及び十三について

一過去の我が国の戦争は侵略戦争ではないとする旨の、従来の政府見解とは異なる内容の論文（以下、「論文」という。）を執筆して民間会社発行の雑誌に掲載し、本年十月三十一日付で更迭されていた田母神俊雄前航空幕僚長が、十一月三日付で、防衛省を懲戒免職ではなく定年退職

され、再質問する。

一過去の我が国の戦争は侵略戦争ではないとする旨の、従来の政府見解とは異なる内容の論文（以下、「論文」という。）を執筆して民間会社発行の雑誌に掲載し、本年十月三十一日付で更迭

されていた田母神俊雄前航空幕僚長が、十一月三日付で、防衛省を懲戒免職ではなく定年退職

され、再質問する。

一過去の我が国の戦争は侵略戦争ではないとする旨の、従来の政府見解とは異なる内容の論文（以下、「論文」という。）を執筆して民間会社発行の雑誌に掲載し、本年十月三十一日付で更迭

されていた田母神俊雄前航空幕僚長が、十一月三日付で、防衛省を懲戒免職ではなく定年退職

され、再質問する。

九について

人事教育局長は、御子息が亡くなられたことについておわび申し上げる旨の発言をしてい

る。

十について

お尋ねの原稿については、事前に作成はしていない。

平成二十年十一月二十日提出
質問 第二六二号

政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男
再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一八八号)を踏まえ、再質問する。

政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一八八号)を踏まえ、再質問する。

ない限りその時点で退職となるが、防衛省としては、同氏に規律違反の可能性が排除できなかつたことから、同日付けで、勤務期間を同年十一月三十日まで延長したところである。」「防衛省としては、田母神前航空幕僚長が航空幕僚長の職を解かれて以降の対応から、同氏が自ら辞職する意思ではなく、また、迅速な懲戒手続に協力する見込みもなかつたことから、勤務期間を最大限延長した場合の定年退職となる日（平成二十一年一月二十一日）までに懲戒手続を完了することが困難であると判断し、さらに、同氏を空将という航空自衛官の身分を保有させたままにしておくことは好ましくないと判断したことから、延長期限の繰上げにより同氏を退職させたところである。」と説明しているが、そもそも田母神氏は懲戒免職すべきではなかつたのか。浜田靖一防衛大臣は、田母神氏による「論文」の寄稿が明らかになつた後の記者会見で、同氏の行為は思想的な部分が強く、懲戒处分には該当しないところが大きい旨の見解を示していたが、例えば自衛隊法四十六条には、自衛官を懲戒処分とする事由について「隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合」と定められている。「前回答弁書」で防衛省は、「論文」及び田母神氏の行為について「当該論文は、先の大戦に関する政府の認識と明らかに異なる見解が述べられていると考えており、不適切であるとともに、憲法に関連する重要な事項について不適切な形で見解を述べている。現役の航空幕

僚長がこのような内容の論文を発表することには、防衛省・自衛隊に対する国内外からの信頼を著しく傷つけたものと考えている。」と、田母神氏が航空自衛官のトップである人物としてふさわしくない行為を行つたと同趣旨の答弁をしているところ、田母神氏を懲戒免職とすることは不可能ではなかつたと考えるが、防衛省の見解如何。

二 「前回答弁書」で防衛省は、田母神氏への退職金について「田母神前航空幕僚長の退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定に基づき支給する」とある。防衛省のよう、政府の認識と現役の航空幕僚長として、平成二十年十月三十日に公表された論文のように、政府の認識と明瞭に異なる見解を公にしたこと等についても、極めて遺憾なことと考えているが、退職手当の自主返納については、本人の判断を待ちたいと見受けられる。

内閣衆質一七〇第二六二号
平成二十年十一月二日
内閣總理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長に対する防衛省の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長に対する防衛省の対応等に関する再質問に対する答弁書

二及び三について
田母神前航空幕僚長の退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定に基づき支給することとなる。防衛省としては、田母神前航空幕僚長が、現役の航空幕僚長として、平成二十年十月三十日に公表された論文のように、政府の認識と明瞭に異なる見解を公にしたこと等についても、極めて遺憾なことと考えているが、退職手当の自主返納については、本人の判断を待ちたいと見受けられる。

四について
自衛隊員の懲戒処分については、自衛隊法等の関係法令に基づき、自衛隊員が規律違反を行つた場合に科せられる制裁であり、既に退職している者について、これを行うことはできない。

四について
自衛隊員の懲戒処分については、自衛隊法等の関係法令に基づき、自衛隊員が規律違反を行つた場合に科せられる制裁であり、既に退職している者について、これを行うことはできない。

平成二十年十一月二十日提出
質問 第二六三号
外務省による国際機関への拠出金放置に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

三 防衛省は、田母神氏を形の上では円満退職とし、退職手当を支払つた今回の同省の対応に対して、国民の理解を得られると認識している。自衛隊員の懲戒処分については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）等の関係法令に基づき、行為の程度、内容、動機、状況、改しゆんの程度、部内外に及ぼす影響、過去の事案における懲戒処分等を総合的に判断して量定を決定すべきと考えている。田母神前航空幕僚長については、先の答弁書（平成二十一年十一月十四日内閣衆質一七〇第一九四号）一及び二についてでお答えしたとおり、懲戒手続の実施に至らなかつたものである。

一 「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第一八一号）を踏まえ、再度質問する。
一 国連等の国際機関に設けられ、我が国が一九九〇年から二〇〇二年の間に資金を拠出した基

者の年金の裁定を変更する処理の受付件数、処理件数及び未処理件数については、本年八月の件数は、それぞれ、約十五万件、約二万六千件、約五十四万四千件であるが、九月の件数は把握していない。なお、未処理件数については、月末時点の件数である。

二について

お尋ねのような事例があることは承知しているが、その件数については把握していない。

三について

お尋ねの件数については、現在精査中であり、それが終わり次第できるだけ速やかに公表することとしている。

五一について、「県を単位にやる」ことか否かをいつまでに決めるのか。

六について

全国の後期高齢者医療広域連合において、資格証明書を発行する基準はどのような基準か。

すでに基準が決まっている広域連合があれば、その基準をお示しいただきたい。また、四十七都道府県の広域連合が基準を決めるのは、いつごろか。

七について

資格証明書を発行する基準が各都道府県でバラバラになるのは問題ではないか。

八について

普通徴収者で後期高齢者医療保険料を最初から一切払っていない高齢者について、一番早いケースでは、何月何日から資格証明書が発行される可能性があるか。

九について

政府としては、今後、後期高齢者に資格証明書を発行される可能性はゼロと考へるか、ゼロ療制度を廃止するということか。

二について

後期高齢者医療制度見直しについて、一月一日の衆議院厚生労働委員会での「七五歳で

は、「県を単位にやる。保険者が一緒に県民バスですから、当然区別しない」と答弁した。この答弁の意味は、七五歳で区切る後期高齢者医療制度を廃止するということ。

三について

月末時点の件数である。

切るのですか」という質問に対し、舛添大臣

は、「県を単位にやる。保険者が一緒に県民バスですから、当然区別しない」と答弁した。この答弁の意味は、年齢で区切る独立型保険制度は廃止するということ。

三について

一の答弁の意味は、財政も七五歳以上と以下で分けないということ。

四について

一について、「県を単位にやる。保険者が一緒で県民バスですから、当然区別しない」といふのであれば、七五歳以上を対象とした現行の後期高齢者医療制度独自の保険証は廃止されるということ。

五一について

ことは、現行の高齢者医療制度に関する各都道府県広域連合は廃止するということなのか。も

しまだ決まっていないなら、広域連合を廃止す

るか否かをいつまでに決めるのか。

六について

十一について

十一について、「県を単位にやる。保険者が一緒で県民バスですから、当然区別しない」といふのであれば、七五歳以上を対象とした現行の後期高齢者医療制度独自の保険証は廃止される

ではないと考えるか。

十 もし七五歳以上の高齢者が資格証明書を発行された場合、それを理由に受診抑制が起り、高齢者の病状が悪化したり、最悪の場合、死に至るケースが起こる可能性はあるか、全くないか。

十一について

十一について、「県を単位にやる。保険者が一緒で県民バスですから、当然区別しない」といふのであれば、七五歳以上を対象とした現行の後期高齢者医療制度独自の保険証は廃止される

り、各広域連合においてその基準に差異が生ずることが問題であるとは考えていない。

八について
被保険者資格証明書については、各広域連合の判断により交付されるものであることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

九について
お尋ねのような可能性はあると考えている。十について
厚生労働省としては、御指摘のようなケースが起らないように、被保険者資格証明書の交付までに納付相談や納付指導を行った上で、負担能力があるにもかかわらず保険料を納めていない悪質な者に限り交付するよう各広域連合に対し依頼しているところである。

十一及び十二について
後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第二条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、関係者の意見も聞きながら、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしている。したがって、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十年十一月二十日提出
質問 第二六六号
資格証明書の発行に関する再質問主意書
提出者 山井 和則

資格証明書の発行に関する再質問主意書

一 今年一〇月三〇日に厚生労働省は、親が国民

健康保険の保険料を滞納して保険給付を差し止められ、子どもが「無保険」状態となつている問題で、「資格証明書の発行に関する調査」結果を公表した。今回の調査結果では三分の二の自治体において、子どものいる世帯には資格証明書

が発行されていない。「子どものいる世帯には資格証明書を発行しないことは、子どものいる世帯の滞納率が上がり、モラルハザードが生じる」という批判もある。そこで、お伺いする。

実際に子どものいる世帯に資格証明書を発行しないことにより、滞納率が上がつたという事例やデータを国は把握しているのか。また、子どものいる世帯に資格証明書を発行していない三分の一の自治体が、子どものいる世帯にも資格証明書を発行している三分の一の自治体よりも滞納率が高いという実態やデータはあるのか。

二 親が国民健康保険料を滞納したことが原因

で、子どもが資格証明書を発行され、必要な医療が受けられない場合があれば、それは児童福祉法違反ではないか。

三 親が国民健康保険料を払わないことに対する質問

四 もし親の国民健康保険料滞納に対しても、子どもに罪も責任もないと考えるならば、親の保険料滞納を理由として、子どもに資格証明書を発行するのは問題ではないか。

内閣衆質一七〇第二六六号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員山井和則君提出資格証明書の発行に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

がみると、世帯に子どもがいることをもつて一律に被保険者資格証明書の交付対象外とすることは適当ではなく、また、現行の取扱いは児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に違反するものでもないと考える。

二 二号上、国民健康保険の保険料の納付義務は世帯主に課せられており、それ以外の者には滞納の責任はない。

三 二号上、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十九号)上、国民健康保険の保険料の納付義務は世帯主に課せられており、それ以外の者には滞

衆議院議員山井和則君提出資格証明書の発行に関する再質問に対する答弁書

一について
子どものいる世帯に対して被保険者資格証明書を交付しないことにより国民健康保険の保険料の滞納率が上がつたという事例やデータについては把握していないが、平成二十年九月十五日時点で被保険者資格証明書を交付している千二百四十七市町村についてみると、子どもがいる世帯に対して被保険者資格証明書を交付していない四百三十五市町村においては、世帯全体に占める滞納世帯の割合は十九・二パーセントとなつてているのに對して、被保険者資格証明書を交付している八百十二市町村における滞納世帯の割合は十八・四パーセントとなつていて。

二 及び四について
被保険者資格証明書については、低所得者の世帯に対する保険料軽減制度を前提として、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯主に對して交付し、その交付の際に保険料の納付相談の機会を確保することを目的とするものである。このような目的にかん

平成二十年十一月二十日提出
質問 第二六七号

我が國が抱える領土問題に係る世論調査に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える領土問題に係る世論調査に関する質問主意書

本年十一月二十日、内閣府は「北方領土問題に関する特別世論調査」の結果(以下、「調査結果」という)を発表している。右を踏まえ、以下質問する。

一 「北方領土問題に関する特別世論調査」は、これまで何度実施してきているか説明されたい。

二 「北方領土問題に関する特別世論調査」は、全国を対象としたものであると承知するが、北海道のみを対象とした世論調査は行われているか。また、「調査結果」のうち、北海道民のみの世論についてのものはあるか。

三 「調査結果」によると、北方領土問題について「聞いたことがある」、「内容を知っている」はそれぞれ九十八・〇%、七十九・一%と高い割合を示している。その中で、「北方領土問題を何で知ったか」との問い合わせて、「テレビ・ラジオ」とする回答が八十九・一%と最も多く、次いで「新聞」が六十七・〇%と高い割合を示す一方、「学校の授業」と「本や雑誌などの出版物」とする回答はそれぞれ二十九・六%、二十一・四%、更に「広報・啓発イベント」に至ってはわずか九・六%と低い割合を示しているが、右は、学校教育において北方領土問題の啓発が十分になされていない、また、外務省が発行している「われらの北方領土」がほとんど国民に浸透していないことを示唆しているのではないか。右について、文部科学省、外務省の見解を示されたい。

性があると思わないから、「関心がないから」とする回答もそれぞれ三十六、二%、十八、八%、十六、五%となつてゐる。右の結果に対する政府、特に外務省、内閣府の見解如何。

五 「調査結果」を含め、過去に実施した「北方領土問題に関する特別世論調査」の結果の推移を見た時、北方領土問題に対する我が国国民の関心、理解度、更に返還要求運動への参加意欲はどの様な変化を見せてゐるか、具体的に説明されたい。

六 「調査結果」を受けて、政府、特に内閣府と外務省として、今後どの様に北方領土問題についての啓発を行う考えでいるのか説明されたい。

七 我が国が抱える領土問題の一つである竹島問題についても、政府としてこれまで「北方領土問題に関する特別世論調査」と同様に、国民の関心、理解度等を問う世論調査を行つたことはあるか。

八 七で、あるのなら、これまで何度実施してきているのか、「北方領土問題に関する特別世論調査」と同程度の頻度で実施してきているのか、明らかにされたい。

九 七で、ないのなら、その理由を説明されたい。

十 七で、ないのなら、政府として、今後竹島問題についても、北方領土問題と同様に世論調査を実施する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二六七号
平成二十年十二月二日

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題に係る世論調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題に係る世論調査に関する質問に対する答弁書

一及び五について

お尋ねの「北方領土問題に関する特別世論調査」(以下「特別世論調査」という。)については、今回初めて行つたものである。

二について

内閣府が行う世論調査については、北海道のみを対象としたものはない。また、特別世論調査の結果のうち、北海道等の地域ブロック別の結果については、現在、取りまとめているところである。

三、四及び六について

内閣府、外務省及び文部科学省としては、特別世論調査の結果も参考にしつつ、今後とも北方領土問題に関する教育の充実に努めるとともに、国民世論の啓発を積極的に行っていきたいと考えている。

政府において確認した範囲では、御指摘の特

別世論調査と同様の世論調査を行つたことはない。政府としては、今後とも竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を検討していく考え方である。

平成二十年十一月二十一日提出
質問 第二六八号

沖縄返還に係る日米密約についての資料への
情報開示請求に対する政府の対応等に関する
第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一二三号)を踏
まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」で外務省は、行政機関の保有す
る情報の公開に関する法律(以下、「情報公開
法」という。)に基づき、ある行政文書の開示請
求を受けた場合、そもそもそれは存在しないと
虚偽の理由を述べ、開示を拒むことは許される
かとの問い合わせに対し、「お尋ねのように『そもそも
それは存在しない』と虚偽の理由を述べて開示
を拒むことは許されないものと考える。」と答弁
しているが、右答弁は、これまで外務省とし
て、「情報公開法」に基づく行政文書の開示請求
に対して、虚偽の理由を述べて開示を拒んだこ

とは一度たりともないということを述べたものと理解して良いか。

二 「前回答弁書」で外務省は、過去に外務省が、一九七二年の沖縄返還の際に本来米国が支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束、または合意した内容を示す文書について開示請求を受けた際にどの様な対応をとったかとの問い合わせに対し、「お尋ねの『沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書』についての開示請求に対するは、この開示請求に係る行政文書を外務省が保有していないため、情報公開法第九条第二項の規定に基づき、外務大臣が開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対して、その旨を書面により通知した。」と答弁しているが、右答弁にある「この開示請求に係る行政文書を外務省が保有していない」との文言にウソはないか。確認を求める。

官報(号外)

内閣衆質一七〇第二六八号
平成二十年十二月二日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省としては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求がなされた場合には、同法に基づき適切に対応してきている。

二について

先の答弁書(平成二十年十一月四日内閣衆質一七〇第一六七号)五についてで述べたとおりである。

平成二十年十一月二十一日提出
質問 第二六九号
外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問主意書
平成二十年十二月二日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

「上杉論文」が事実と異なるとして水嶋光一外務報道課長が週刊朝日側に直接出向き、右二点につき抗議を行っている。

① 「第一に、同記事の冒頭に掲載されている斎木アジア大洋州局長のオフレコ懇談に関して、『冗談じゃない。日本はブッシュ大統領から直接電話をもらつたんだ。いい加減な記事を書くな』とのカギ括弧内の発言や『斎木は激高した』といった表現については、いずれも事実と異なることは斎木局長及び同懇談に同席をした霞クラブ記者の方からも確認をしております。」

② 「第二に、外務省幹部の発言として、『給油法案などで「テロとの戦い」金融危機の米国への支援などの貢献(中略)政治空白があつたのが痛かった』『中曾根外相ほど無能な大臣は珍しい。(中略)メッセージを受け取れるはずがない』を引用しておりますが、外務省内では、外務省幹部が上杉氏の取材を受けたとの事実は確認されておらず、右の信憑性は極めて疑問と言わざるを得ません。」

右の①と②について、外務省は「前回答弁書」でもこれまでの答弁書と同様に、「①については、御指摘の者が御指摘のような発言を行つた事実ではなく、②については、外務省としては、御指摘のような発言が行われた事実は確認されていないと認識している。」と答弁している。また、これまでの質問主意書で度々取り上げた、起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、雑誌や著書でいわゆる「ルーブル委員会」と「白紙領収書」について指摘(以下、「佐藤氏の指摘」という。)し

てることについて、外務省は「前回答弁書」でもこれまでの答弁書と同様に「外務省としては、御指摘の『佐藤氏の指摘』にあるような事実は確認されていないと認識している。」と答弁している。「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」のどちらに対しても外務省は「確認されていない」と同じ答弁をしている一方で、前者には明確な抗議をし、後者は何の抗議もしない理由を前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」でも「外務省としては、それぞれの事案を検討の上、個別に適切な対応をとってきているところである。」と、「前々回答弁書」におけるものと全く同じ答弁をしている。前回質問主意書のとおりである。」と、「前々回答弁書」におけるものと全く同じ答弁をしている。前回質問主意書で当方が問うたのは、外務省内でどの様な検討がなされた結果、同じくその事実が確認されない「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」に対する、前者には抗議をする、後者には抗議をしないという、異なる対応をとることが決定されたのかという点である。同じ答弁を繰り返すのではなく、当方の質問の趣旨を正確に理解した上で、再度答弁することを求める。

二 「上杉論文」の②に対しても抗議をし、「佐藤氏の指摘」に對しては抗議をしないことが、どうして「前回答弁書」で言う「個別に適切な対応をとってきている」ことになるのか。どちらもその事実があつたとの確認がとれていないといふ点で同じならば、どちらに対しても抗議を行ふ、または抗議を行わない、統一した対応がとられるべきであると考えるが、外務省においてその様な対応がとられなかつた理由を明確に説明されたい。

三 「佐藤氏の指摘」はウソの内容を含んでいると外務省は認識しているか。

四 佐藤氏は現職の外務事務官であるところ、外務省として「佐藤氏の指摘」を看過し、何の抗議もしないのは外務省の名誉に関わることであると考える。それでも外務省が、「上杉論文」における②には抗議をした一方で、「佐藤氏の指摘」については無視を続ける理由はなにか。「佐藤氏の指摘」が事実を突いているからに他ならないからではないか。

五 佐藤氏は「佐藤氏の指摘」の中で、自身の主張が正しいかどうか、公の場で外務省と討論しても良い旨、発言しているが、外務省として「佐藤氏の指摘」が事実かどうか、公の場で明らかにする考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二六九号
平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてスコム報道に対する同省の対応ぶりに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに

関する第三回質問に対する答弁書

一、二及び四について

外務省としては、それぞれの事案を検討の

上、個別に適切な対応をとつてきているところである。

三について

先の答弁書(平成二十年十一月二十一日内閣衆質一七〇第二二八号)の二について等で累次にわたってお答えしているとおり、外務省としては、御指摘の「佐藤氏の指摘」にあるような事実は確認されていないと認識している。

五について

御指摘の「佐藤氏の指摘」に係る外務省の認識については、三について述べたとおり、先の答弁書(平成二十年十一月二十一日内閣衆質一七〇第二二八号)の二について等によってお答えしている。

平成二十年十一月二十一日提出
質問 第一七〇号

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問主意書

六 今回の特別対策では一〇万人程度の介護人材等の増強があるが、一〇万人程度とした算定根拠をお示しいただきたい。

七 六において、東京都や神奈川県、大阪府ではそれぞれ何人増強する予定か。

八 一一月二〇日に厚生労働省は障害福祉事業者の経営実態調査結果を発表したが、多くの職員の給与が低いことが明らかになつた。障害者福

またのか。決まつていなければ、いつ、どの場で決まるのか。三%上るのは確実なのか。

三 介護報酬三%アップにより、介護従事者の処遇改善を図るとしているが、それはどのような仕組みで現場の介護従事者の処遇を改善させるのか。また、すべての介護従事者の処遇が改善されるのか。すべての介護従事者の賃金が上がれるのか。上がる介護従事者と上がらない介護従事者がが出るのか。それは事業所によって違うのか、地域によって違うのか、ケアマネージャーなど職種によって違うのか。

九 八において、給与が低いと明らかになつたにわかわらず、高齢者福祉に従事する職員だけ給与を上げるのは障害者福祉への差別ではないのか。

十 八において、給与が低いと明らかになつたにわかわらず、高齢者福祉に従事する職員だけ給与を上げるのは障害者福祉への差別ではないのか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二七〇号
平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の発言は、仮に平成二十一年度における介護報酬の引上げ分すべてを常勤換算で約八十万人と見込まれる全国の介護職員の給与と比べれば一人当たり月額二万円を超える水準となるという趣旨を述べたものである。

二について

平成二十一年度の介護報酬改定率をプラス三・〇パーセントとすることは、平成二十一年十

月三十日の新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において決定した。

三について

介護報酬の引上げを通じた介護従事者の待遇の改善は、介護報酬改定を通じて資格を有する者を多く配置する事業者に対し報酬上の評価を行いう等の措置を講ずることによって取り組むこととしている。

また、介護従事者の賃金は、当該介護従事者の雇用形態、勤続年数、事業所の経営状況等を踏まえ、事業者と介護従事者との個々の雇用契約で決められるものであることから、介護報酬の引上げによりすべての介護従事者の賃金一律に引き上がるものではないと考えている。

御指摘の特別対策においては、現下の経済情勢等を踏まえ、保険料の急激な上昇分を抑制するための激変緩和措置を講ずることとしたものである。

介護保険制度においては、原則として、介護サービスに要した費用の一割について利用者が負担することから、介護報酬改定により当該費用が増加すれば、利用者が負担する当該費用の一割の額についても増加することになる。また、サービスを利用しない者との公平性の観点から、今般の介護報酬の改定後も、サービスの受益者である利用者が当該費用の一割を負担することになるが、当該利用者の負担額について

は、負担能力に応じ一月当たりの上限額が設けられており、当該上限額については据え置くこととしている。

六について

御指摘の特別対策においては、今後三年間で、介護福祉士等養成施設の入学者への修学資金貸付けの拡充や潜在的有資格者等の再就業支援等の対象となるべき者として、十万人程度という数字を掲げたものである。

七について

お尋ねについては、都道府県との対象者を推計していないため、お答えすることは困難である。

八及び九について

障害福祉に従事する職員と介護事業に従事する職員とは職務内容等が異なることから、障害福祉サービス等経営実態調査と介護事業經營実態調査の結果について単純に比較することはできないと考えているが、障害福祉サービス等経営実態調査の結果や、障害福祉に従事する職員の給与水準等の待遇を適切なものとして障害福祉を担う人材を確保するという観点も踏まえ、平成二十一年四月に障害福祉サービスの報酬単価を適切に改定してまいりたい。

衆議院議員山井和則君提出年金の再裁定処理等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出年金の再裁定処理等に関する質問に対する答弁書

一について

社会保険庁としては、御指摘のような事例があることは承知しているが、お尋ねの平均期間については把握していない。また、これを把握するためには、個々の事案ごとに回送までに要

年金の再裁定処理等に関する質問主意書

一 「社会保険事務所で記録訂正を受け付けてから、社会保険業務センターへ回送するまでに、数ヶ月かかる」という苦情がある。国はこのような現状を把握しているか。把握しているなら、記録訂正を受け付けてから、社会保険業務センターへ回送するまで、平均、どれくらいの期間がかかっているか。数日以内に回送されているか。数ヶ月かかるか。もし、把握していないなら、調査して回答頂きたい。

二について

社会保険庁としては、社会保険事務所における業務全体の状況を勘案しつつ、可能な限り速やかに回送することができるようにしてまいりたいと考えている。

三について

社会保険事務所で記録訂正を受け付けてから、社会保険業務センターに回送されるまで、どれくらいの期間で回送することを目指しているか。

四について

右質問する。

平成二十年十一月二十一日提出
質問 第二七二号

内閣総理大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出年金の再裁定処理等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 介護労働者の労働条件に関する質問主意書
中で、二〇〇四年に国が介護サービス事業者が労働基準法等を遵守しているかどうかについて全国的な実態調査をしたところ、約八割の事業所で「残業に関する協定が結ばれていない」「残業代が正しく支払われていない」「採用時に労働条件が明示されていない」など、何らかの労働基準法等の違反があることが判明した。その後、どれくらいの介護サービス事業者が労働基準法等を遵守しているのか。もし、実態調査をしたのであれば、どのような違反が何件あったのか明らかにされたい。

二 インドネシアとの経済連携協定により、印度ネシア人看護師・介護福祉士候補者受け入れが始まっているが、候補者受け入れ施設を決め

る前に、労働基準法や労働安全衛生法などに違反しているかどうか事前に国は確認したのか。また、受け入れ施設で違反している所はなかったのか。日本人職員に対して「残業代が支払われない」「労働条件が明示されない」などの違反が認められる施設は、受け入れ施設として認めるべきではないと考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二七二号
平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の労働条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一七〇第二七二号
平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ジヨブ・カードに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一七〇第二七三号
平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ジヨブ・カードに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ジヨブ・カードに関する質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第二七四号
平成二十年十二月二十一日提出

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

内閣衆質一七〇第二七五号
平成二十年十二月二十一日提出

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

内閣衆質一七〇第二七二号
平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ジヨブ・カードに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二七三号
平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ジヨブ・カードに関する質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第二七四号
平成二十年十二月二十一日提出

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

内閣衆質一七〇第二七五号
平成二十年十二月二十一日提出

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

内閣衆質一七〇第二七六号
平成二十年十二月二十一日提出

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

内閣衆質一七〇第二七七号
平成二十年十二月二十一日提出

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

二について

経済上の連携に関する日本国とインドネシア

共和国との間の協定(平成二十年条約第一号)に基づくインドネシア人看護師候補者及び介護福

をかけていながら、その効果の検証がまだ行われていないのは問題ではないか。

右質問する。

法人国際厚生事業団が受け入れ機関に対して巡回指導を実施すること等により、候補者の雇用管理が適正に行われるよう努めてまいりたい。

本年十一月十九日時点での実績は、参加企業が三十一社、受講者が八十四人である。また、ジヨブ・カード制度による職業訓練受講者の就職状況については、当該職業訓練の修了者に対するアンケート等で確認することとしているが、アンケートでは訓練修了日から三ヶ月を経過した時点における状況を回答いただくこととしており、現時点で、お尋ねの正社員として採用された者の数についてお答えすることやジヨブ・カード制度の効果について検証を行うことは困難である。

一万人である。

本年十一月十九日時点での実績は、参加企業

が三十一社、受講者が八十四人である。また、ジヨブ・カード制度による職業訓練受講者の就

職状況については、当該職業訓練の修了者に対するアンケート等で確認することとしているが、アンケートでは訓練修了日から三ヶ月を経過した時点における状況を回答いただくこととしており、現時点で、お尋ねの正社員として採用された者の数についてお答えすることやジヨブ・カード制度の効果について検証を行うことは困難である。

一万人である。

本年十一月十九日時点での実績は、参加企業

が三十一社、受講者が八十四人である。また、ジヨブ・カード制度による職業訓練受講者の就

職状況については、当該職業訓練の修了者に対するアンケート等で確認することとしているが、アンケートでは訓練修了日から三ヶ月を経過した時点における状況を回答いただくこととしており、現時点で、お尋ねの正社員として採用された者の数についてお答えすることやジヨブ・カード制度の効果について検証を行うことは困難である。

もし、一あるいは二が、政府の公式見解でないとすれば、公式の場である衆議院厚生労働委員会で個人的な見解を答弁することは問題ではないか。

今後、舛添大臣の答弁が、大臣の個人的な見解なのか、厚生労働大臣としての公式な見解なのか。どのように区別して理解すればよいのか。

五一の答弁は、舛添大臣の厚生労働大臣としての公式な答弁なのか。

六 後期高齢者医療制度の見直し案において、「七十五歳の年齢で区切るのか、否か」に関する舛添厚生労働大臣の公式な見解を述べていただきたい。

右質問する。

平成二十年十二月二日

内閣衆質一七〇第二七四号

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問に対する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問に対する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び六について 御指摘の舛添厚生労働大臣の答弁は、「高齢者医療制度に関する検討会」における検討のためのたたき台として提示された同大臣の私案に關する質問に対して行つたものであり、このようないい。

うな答弁を行うことが問題であるとは考えていません。政府としては、後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、関係者の意見も聞きながら、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしている。

お尋ねについては、一般に、個人的な見解である旨の言及がある場合や質疑内容等から個人的な見解であることが明らかである場合を除き、厚生労働大臣としての答弁である。

一 去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国府の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出経済的理由により高校を中退した者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出外添大臣の後期高齢者医療制度についての答弁・発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出改ざんされた疑いのある年金受給者二万人訪問調査に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出標準報酬週及訂正事案等に関する調査委員会に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出郵政民営化の見直し議論に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出旧道路関係四公团の制度の一つである川口賞に関する第三回質問に対する質問に対する答弁書

将来の株式市場上場に関する質問に対する答弁書

平成二十年十一月二十五日提出 質問 第二七五号

ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における裏金問題についての調査結果等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出改ざんされた疑いのある年金受給者二万人訪問調査に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出外添大臣の後期高齢者医療制度についての答弁・発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出標準報酬週及訂正事案等に関する調査委員会に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出郵政民営化の見直し議論に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出旧道路関係四公团の制度の一つである川口賞に関する第三回質問に対する質問に対する答弁書

将来の株式市場上場に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第二七五号

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する質問に対する答弁書

〔号外〕
内閣衆質一七〇第二七五号
平成二十年十二月五日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する質問に対する答弁書

工チオビアで発生した邦人誘拐事件への政

府の対応並びに説明に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七〇第二二七号)を踏

まえ、以下質問する。

一本年九月二十二日に発生した、工チオビア東

部で、赤羽桂子さんを含む国際医療支援団体

「世界の医療団」のスタッフ二人が誘拐される事

件(以下、「誘拐事件」という。)への政府における対応のあり方等につき、これまでの答弁書で

政府は「これを公表すれば、御指摘の「世界の医療団」を始めとする関係機関による被害者の解

放に向かた取組等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。」と、一切の

説明を拒否しているが、誘拐された赤羽さんの安全は確保されているのか否か、政府は把握しているか。

二 「誘拐事件」発生から既に二ヶ月が経過しているが、赤羽さんの健康状態はどの様な状態にあるのか、政府は把握しているか。

右質問する。

二から四までについて

政府としての本件に対する体制及び対応、政府が本件に関し保有する情報等については、これを公表すれば、関係機関による本件の解決に向けた取組等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

ケニア沖において中国漁船が何者かにより抑留された事件(以下「本件」という。)については、政府は、平成二十年十一月十四日午後の報道により発生を認知した。

三から四までについて

政府としての本件に対する体制及び対応、政

府が本件に関し保有する情報等については、こ

れを公表すれば、関係機関による本件の解決に

向けた取組等に支障を及ぼすおそれがあること

から、お答えを差し控えたい。

〔号外〕
内閣衆質一七〇第二七六号
平成二十年十二月五日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出工チオビアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応並びに説明に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出工チオビアで発

生した邦人誘拐事件への政府の対応並びに説明に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「世界の医療団」が、工チオビアにおいて専門家ボランティア一名が誘拐された旨を公表していることは承知しているが、政府が本件に関し保有する情報等については、これを公表すれば、御指摘の「世界の医療団」を始めとする関係機関による被害者の解放に向かた取組等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二 「前回通報なしの寄港」についての報告が、

曾根弘文外務大臣、伊藤信太郎、橋本聖子両外務副大臣、西村康稔、御法川信英、柴山昌彦各

外務大臣政務官になされたのは、それぞれいつか明らかにされたい。

三 「二の報告がなされた時点から、中曾根大臣はじめ副大臣、大臣政務官よりどの様な指示が外務省のどの部署になされたのか明らかにされたい。

四 「前回答弁書」で外務省は、「事前通報なしの寄港」を巡っての米国側とのやりとりについて

「同日午前、西宮外務省北米局長が、ズムワルト在京合衆国大使館筆頭公使に対して、本件事

案の実際の詳細な説明、原因究明及び再発防止の徹底を申し入れるとともに、事前通報がないままに米原子力潜水艦が入港したのは極めて遺憾である旨の抗議を行った。これに対し、

同日午後、同公使から、本件事案は、合衆国海軍の内部の連絡ミスが原因であるが、通報がな

されない形で米原子力潜水艦プロヴィデンスが寄港したことは合衆国側としても誠に遺憾であ

り、再発防止に努めたいとの説明があつた。な

お、その際同公使から合衆国海軍の内部の連絡

ミスについて詳細な説明は受けていない。」と答

弁しているが、右の本年十一月十日午後の、西

平成二十年十一月二十五日提出
質問 第二七六号
工チオビアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応並びに説明に関する質問主意書

一の2について

お尋ねの件数については、把握していない。

また、申請が遅れた原因としては、お尋ねの

「申請者の責めに帰さない申請遅れがあるケース」を含め、様々なものがあると考えられる。

一の3及び二について

基本権については、他の公法上の法律関係と同様、早期にその法律関係を安定させる必要があることから、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の制定当初から、民法(明治二十九年法律第八十九号)の一般債権より短い五年の消滅時効の期間が定められているところであるが、やむを得ない理由がある場合は、時効を援用しない取扱いをしているところである。

また、基本権に基づき支払期日ごとに年金給付の支給を受ける権利(以下「支分権」という。)については、公法上の金銭債権に該当するものであることから、従来、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定が適用され、時効の援用を要せず、その権利発生から五年で自動的に時効消滅することとされていたが、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号。以下「年金時効特例法」といふ。)による厚生年金保険法及び国民年金法の改正により、支分権についての消滅時効がこれらの方の法律において規定されるとともに、会計法第三十一条の規定を適用しないこととされたところである。したがって、政府としては、民法の

規定に基づき、個別の事情を勘案して時効の援用を行うかどうか判断することとなる。

三及び四について

時効制度は、一定期間継続した事実関係を尊重して社会の法律関係の安定を図る等の観点から設けられているものであり、基本権及び支分権についても、こうした時効制度の趣旨に照らし、法律関係を早期に安定させることは引き続き必要と考えられることから、消滅時効の規定自体を撤廃するのは適当でないと考えている。

政府としては、一の3及び二についてでお答えしたとおり、年金時効特例法による厚生年金保険法及び国民年金法の改正において、会計法第三十一条の規定を適用しないこととされたことから、民法の規定に基づき、個別の事情を勘案して時効の援用を行うかどうか判断することとなる。

平成二十年十一月二十六日提出
質問 第二七九号

外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

三 前回質問主意書で、外務省が川口賞を「外務省職員の土気の向上に寄与するもの」と評価する一方で、二〇〇四年六月十七日以降、何の決定もなく授与を行っていないということは、結局川口賞が当時の川口大臣の思いつきによる、ただのパフォーマンスでしかなかったのではないかと問うたところ、「前回答弁書」で外務省は「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではない」と答弁している。外務省が川口賞を「外務省職員の士気の向上に寄与するもの」と評価し、同時に

川口賞は誰の発案、考案によって創設されたものか。川口賞を最初に考えついた者の氏名並びに当時の官職を明らかにされたい。

二 二〇〇四年六月以降、外務省において特段決定もないまま川口賞の授与が行われていない理由について前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「平成十六年六月十七日以降、現在に至るまで、川口賞の授与を行っていないのは、改めて同賞の授与を行う必要があるとは認識してこなかつたからである。」との答

弁がなされている。では、外務省が「外務省職員の士気の向上に寄与するもの」と川口賞を評価している一方で、右答弁にある様に、その授与を行う必要がないと認識しているのはなぜか。川口賞が「外務省職員の士気の向上に寄与するもの」であるのなら、続けてその授与を行い、引き続き外務省職員の士気の向上を図ることが当然であるのに、評価をしている一方で、その授与を行う必要はないとする右の外務省の答弁には矛盾があると考えるが、外務省の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二七九号
平成二十年十二月五日
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する第三回質問に対する答弁書

一について
御指摘の川口賞の創設は、外務省として行ったものである。

二及び三について
川口賞に対する外務省の認識は、先の答弁書(平成二十年十一月十一日内閣衆質一七〇第一七七号)の八についてでお答えしたとおりである。川口賞という制度が設けられたが、そもそも川

その授与を行う必要がないと考え、特段何の決定もしないままその授与を行っていないことは明確に矛盾している。実際のところ川口賞のではなく、一の者の軽い思いつきにより考案されて実施されたものに過ぎず、真に外務省職員の士気の向上に寄与し、我が国の国益に資するものではなかつたと考えるが、外務省の見解を示されたい。

平成二十年十一月二十六日提出
質問 第一八〇号

定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第二四二号)を踏まえ、再質問する。

一 本年十月三十日、麻生太郎内閣総理大臣が新総合経済対策を発表した際に、その項目の一つとして、定額給付金制度を実施する考えを述べた。その定額給付金制度につき、「前回答弁書」で政府は「一方、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ、低所得者にも広く公平に行き渡らせるためには、減税方式よりも、給付方式によることがより適切であることから、『生活対策』において、定額給付金を、総額二兆円を限度に、単年度の措置として今年度内に実施することとしたところである。」「定額給付金については、今年度内に実施することを目指して検討を進めているところである。」と答弁しているが、麻生太郎内閣総理大臣は、定額給付金制度の実施に必要な第二次補正予算を今国会には提出しないことを表明した。右は、本年中の定額給付金制度の実施は、政府としてしないことを決定したものと理解して良いか。確認を求める。

二 政府が一の答弁で言う様に、「家計への緊急

支援としての効果をより迅速に実現させるこ

とを目指すのなら、早急に第二次補正予算を提出し、今国会で成立させ、年内の実施を図るべきではなかつたのか。政府は定額給付金制度実施の期限を今年度内としているが、遅くとも二〇〇九年三月三十一日までに実施すると言うのでは、右答弁で言う家計への迅速な緊急支援とはならず、国民の定額給付金制度への期待も徐々に薄れ、国民心理に強く訴える景気対策とはならないのではないか。

三 政府が定額給付金制度の支給対象に、年間所得額による支給制限をするか否かの判断を各市町村に委ねることを決めた理由について、「前回答弁書」で「与党合意において、定額給付金について、給付対象となる者につき所得制限を設けるか否かを各市町村において決定することとされたところであるが、その趣旨は、所得制限を設けることを希望する市町村については、その意思を尊重することとしたものと承知しており、御指摘のような『混乱』や『不公平感』をもたらすものではないと考えている。」との答弁がなされている。互いに所得水準を把握しており、それぞれ別の市町村には、自身に対し給付金は支給されなかつたが、自身とほぼ同程度の所得を得ている他の市町村に住む住民は支給を受けているという様に、住む市町村によつて一時的にせよ得られる所得が異なるケースが想定される。この様な場合は、給付金を得られる者、得

のではないか。

四 給付金の支給に際しての具体的業務を各市町村に委ねることを決めた理由について、「前回答弁書」で政府は「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が行うことが適切であり、また、定額給付金は、主として、市町村が管理する住民基本台帳に記録されている者を給付対象とすることを予定していることから、市町村がその事務を行うこととされたものである。」と答弁している。では、政府が定額給付金制度について右の決定を行う際に、各市町村に事前に相談、説明はしたか。各市町村にとつては、何の事前の相談、説明もなしに、唐突に給付金支給の具体的業務を国から押し付けられたという認識でいるのではないか。

五 「前回答弁書」で政府は「今後、地方公共団体と十分に意見交換を行い、定額給付金に係る事務が円滑に執行されるよう、適切な仕組みを早急に構築してまいりたい。」と答弁しているが、定額給付金についての適切な仕組みを、政府としていつ頃までに構築する考えでいるのか説明されたい。

六 定額給付金制度の支給対象に年間所得額による制限をかけるか否かの判断と支給の具体的業務の一切を市町村に委ねたことで、市町村には大変強い困惑、憤りがみられる。定額給付金についての政府の一連の動きには、唐突さ、拙速さがあつたことは否めないと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質一七〇第二八〇号

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、平成二十一年度第二次補正予算については、定額給付金を含む「生活対策」(平

て、「前回答弁書」で政府は「定額給付金を二兆円規模で実施した場合について、『短期日本経済マクロ計量モデル(二〇〇八年版)の構造と乗数分析』(内閣府経済社会総合研究所ディスカッ

ション・ペーパー二〇一号)の乗数を用いて推計すると、今後一年間では、実質国内総生産を〇・一パーセント程度押し上げる効果があると試算される。」と述べている。昨年度の我が国の大規模度が押し上げられるのはわずか五千六百三十億円程度であり、二兆円を費やす景気対策の効果としては小さすぎるのではないか。

官報(号外)

成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。(以下同じ。)を実施するために必要となる予算措置、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が成立した場合の対応措置、平成二十年度の税収減への対応措置等をまとめ国会に提出し、国民の前に示すことが適切であると考えていることから、これを次期通常国会に提出した上でその早期成立を期すべきであると考えている。また、定額給付金については、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対応するため、家計への緊急支援として実施するものであり、「生活対策」において、「単年度の措置」として今年度内に実施することとし、その実施方式等について早急に検討することとされたところであり、今年度内に実施することを目指して検討を進めているところである。

三について
総務省の定額給付金実施本部としては、所得の高い者の取扱いについては、所得を基準とした給付の差異を設けないことが基本であると考えており、平成二十年十一月二十八日に、各都道府県及び政令指定都市に対し、説明を行ったところである。また、全国町村会においては、すべての町村が所得制限を設けない方向で統一した扱いとすることが望ましい旨の申合せを行つたものと承知している。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が一定の

基準額以上の収入がある者に対し定額給付金を給付しないことを希望する場合には、政府としては、それを尊重することとしているが、御指摘のような不公平感が生じないよう、当該市町村において、住民への説明等、適切な対応が行われるべきものと考えている。

四及び六について
前回答弁書(平成二十年十一月二十五日内閣衆質一七〇第二四二号)六についてでお答えしたとおり、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が行うことが適切であり、また、定額給付金は、主として、市町村が管理する住民基本台帳に記録されている者を給付対象とすることを予定していることから、市町村がその事務を行うこととされたものである。

五について
地方公共団体の意見を踏まえながら、本事業の取組を進めていくことの重要性は十分認識しております、平成二十年十一月二十八日には、「定額給付金事業の概要(たたき台)」について総務省の定額給付金実施本部から各都道府県及び政令指定都市に説明し、意見交換を行つたところである。

六について
防衛省における裏金問題についての調査結果等に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

平成二十年十一月二十六日提出
質問 第二八一号

七について
今回の「生活対策」における定額給付金は、低所得者にも広く公平に行き渡ることから、景気後退下での生活の不安に直面する家計にとつて、緊急支援としての効果が期待されるものであるとともに、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものであるが、前回答弁書(平成二十年十一月二十五日内閣衆質一七〇第二四二号)九についてにおいては、この経済効果について、試算可能な方法を用いて一つの目安を示したものである。

一 「調査結果」並びにそれを受けて発表された「改善策」の内容につき、詳細に説明されたい。

二 増田事務次官による、「報償費」につき「改善を要する事項があつた」とのことであるが、防衛省において、「報償費」の使途につきどの様な改善を要する事項があつたのか、具体的な事例を挙げ、詳細に説明されたい。

三 防衛省において、「報償費」の使途につき、過去何年に渡り改善を要する事項が認められたのか。

四 増田事務次官は、「報償費」の使途につき、改善を要する事項があつたと認める一方で、「報償費の裏金化」は「確認されていない」と指摘していると承知するが、防衛省はどの関係部局にどのような調査を行つた上で「報償費の裏金化」は確認されていないとしているのか、明確に説明されたい。

五 今回防衛省は、「調査結果」について、国民に對して十分な説明責任を果たしたとを考えているか。

六 「調査結果」について、防衛省は具体的にどのような方策をもつて国民に對する説明を行つたか。例えば、二〇〇八年版防衛白書に「調査結

果」について詳細な説明を載せているか。

七 六で、載せていないのなら、その理由を明らかにされたい。

八 増田事務次官は、「報償費の裏金化」について、確認されていないしながらも同時に関係書類の精査や聞き取り等により、調査(以下、「調査」という。)を継続すると発表したと承知するが、「調査」の担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

九 現在「調査」は、どの様な進捗状況にあるか説明されたい。

十 防衛省において、いつを目処に「調査」の結果を取りまとめる考えでいるのか説明されたい。

十一 防衛省について、本年九月二十九日に会計検査院は、電話の回線使用料について五千七百八十円の無駄があつたと指摘している。財政再建の必要性が叫ばれる現在、右の無駄遣いを含め、「報償費の裏金化」の問題についても、防衛省は十分な改善策を示し、国民の信頼回復に努めなくてはならないと考えるが、浜田靖一防衛大臣の見解を小されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二八一号

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における裏金問題についての調査結果等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四及び八から十までについて
防衛省においては、大臣官房、防衛政策局、

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における裏金問題についての調査結果等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

防衛省においては、平成十九年十二月十六日付けの新聞報道を受けて、防衛省が情報収集及び犯罪捜査に使用している報償費(以下「報償費」という。)について過去五年分の確認作業を行つて

行つてゐるところであり、この確認作業の中で、報償費の透明性・効率性を確保する観点から、いくつかの改善を要する事項が判明したこ

とから、今後、早急に実施すべき報償費の使用に関する改善策について、本年七月二十五日に公表

公表したところである。その改善策の主な内容は、次のとおりである。

1 報償費の使途を限定すべき決算上も支払区分が分かりにくいという点に対応した新科目の創設

2 報償費についての総括取扱責任者が複数であるため、その配分額が従前の実績を基にした固定的なものになりやすいという点に対応し、機動的・効率的な執行を確保するための大臣官房における報償費の一括管理

3 報償費の配分に関して会計機関の関与が少なくチェック体制としては不十分であるといふ点に対応し、そのすべての配分に関する対応に対する年金見込額の試算」及び政府の

地方協力局等の報償費を使用しているすべての部署を対象として、長岡憲宗経理装備局長を中心に関係資料の確認や再度の聞き取りを継続しているところであるが、これまで御指摘のような問題については確認されていない。防衛省としては、できるだけ早期に作業を終えたいと考えているが、その取りまとめ時期についてお答えすることは困難である。

五から七までについて

一から三までについて述べたとおり、防衛省においては、これまでの確認作業の中で、いくつかの改善を要する事項が判明したことから、今後、早急に実施すべき報償費の使用に関する改善策について、本年七月二十五日に公表したところであるが、現在、確認作業を継続していることから、その結果について二〇〇八年版防衛白書には記載していない。

十一について

これまで御指摘のようないくつかの問題については確認されていないが、防衛省においては、会計検査院からの指摘を含め、更に厳正かつ公正な予算執行に努め、疑惑を抱かれることがないようにしてまいりたい。

資料の中には平成二十年五月から六月末日までの状況として、記録訂正された三十五人の性別、年齢等が記載されている。その内、番号1から35の記録訂正者の性別、年齢は以下の通りである。

1	男性	八十四歳
2	女性	九十三歳
3	女性	八十二歳
4	男性	六十七歳
5	女性	八十四歳
6	男性	七十一歳
7	女性	七十歳
8	男性	六十六歳
9	女性	七十歳
10	女性	七十四歳
11	男性	六十九歳
12	女性	六十五歳
13	女性	八十一歳
14	男性	六十五歳
15	女性	八十歳
16	女性	六十五歳
17	男性	六十八歳

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

平成二十年十一月二十六日提出
質問 第二八二号

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問主意書

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問主意書

十月二日の民主党厚生労働部門・総務部門合同会議に社会保険庁が提出した資料「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算について(資料III)」について質問する。

十月二日の民主党厚生労働部門・総務部門合同会議に社会保険庁が提出した資料「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算について(資料III)」について質問する。

官 報 (号 外)

18 女性・八十一歳 19 女性・六十七歳 20 女性・七十八歳 21 女性・七十九歳 22 女性・七十歳 23 男性・六十九歳 24 女性・七十六歳 25 女性・八十四歳 26 男性・六十六歳 27 男性・六十四歳 28 女性・七十九歳 29 男性・七十五歳 30 女性・六十六歳 31 男性・七十四歳 32 女性・七十四歳 33 男性・六十八歳 34 男性・六十三歳 35 女性・七十八歳	内閣衆質一七〇第二八二号 平成二十年十二月五日 衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員山井和則君提出「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員山井和則君提出「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問に対する答弁書 一について 遺族から提出された年金受給権者死亡届によると、平成二十年十一月三日である。 二について 受け取っていない。 三について 社会保険庁としては、各社会保険事務局に告ぐるよう指示しているところであり、当該調査結果については、できる限り速やかに取りまとめの上、公表したいと考えている。	内閣衆質一七〇第二八三号 平成二十年十二月五日 内閣総理大臣 麻生 太郎 衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員山井和則君提出経済的理由により高校を中退した者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員山井和則君提出経済的理由により高校を中退した者に関する質問に対する答弁書 一について 文部科学省としては、すべての都道府県において、経済的理由により修学困難な国公私立の高校生を対象とする奨学金事業が実施されているほか、公立の高等学校における授業料の減免措置が採られ、私立の高等学校における授業料の減免措置に対しても補助が行われているものと承知している。 また、私立の高等学校における授業料の減免措置に対する補助については、文部科学省において、都道府県に対してその一部を助成しているところである。 文部科学省としては、今後とも各都道府県においてこれらの事業が適切に行われるよう促してまいりたいと考えている。
平成二十年十一月二十六日提出 質問 第二八三号 質問主意書 提出者 山井 和則	平成二十年十一月二十六日提出 質問 第二八四号 舛添大臣の後期高齢者医療制度についての答弁・発言に関する質問主意書 提出者 山井 和則	人、平成十三年度が三千四百九十六人、平成十四年度が三千三百二十九人、平成十五年度が三千百四十四人、平成十六年度が二千八百七十四人、平成十七年度が二千七百六十二人、平成十八年度が二千六百四十人、平成十九年度が二千六百人である。なお、平成十二年度から平成十六年度までについては公立及び私立の高等学校の生徒に限る。
平成二十年十二月一日 衆議院会議録第十四号 議長の報告		

方社会保険事務局及び社会保険事務所の職員については同月三十日、全国健康保険協会に移籍した元職員については同年十一月七日である。

平成二十年十一月二十六日提出
質問 第一八七号

ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問主意書

麻生首相は、米国発の金融危機を「百年に一度」と表現し、景気対策費として二十六兆九千億円を計上する「緊急経済対策」を打ち出された。二〇〇七年五月二十五日の決算行政監視委員会において、私は、尾身財務大臣（当時）に対して「ヘッジファンドは、日本が十年前からゼロ金利政策（一九九九年二月から二〇〇八年八月までのいわゆるゼロ金利政策とそれに続く金利設定政策、以下同じ）に入つてから、件数が三倍、金額は五倍に増えているが、世界的なヘッジファンドの増加をもたらしている源泉は、日本のゼロ金利政策による資金流出にあるのではないか」という趣旨の質問をした。

これに対し、尾身大臣は、「日本の金利水準が世界のヘッジファンドの増大の中の、これをもたらした大きな要因であるというような因果関係は特別ではなく、いろいろな世界の経済の状況、発展の中でもたらされたものである。」との趣旨の答弁をされた。

また、参考人であった福井日本銀行総裁（当時）は同委員会において、ヘッジファンドに対する規制の必要性に関して、「従来の金融機関のように、これをつかまえてという言葉は悪いんですけれども、直接規制するということに本当に適した存在かどうか。ファンデマネジャーの所在と、それからファンデそのものは恐らくタックスヘイブンなんかが多く置かれていますし、また、レバ

レッジをきかせるための借り入れ主体というのはまた別のところに存在しているというふうなぐらいで、大変パー・チャルに近い組み立て方になっています。

したがって、直接規制でつかまえるのが効率的なのか、やはり中央銀行あるいは財務省のネットワークでモニタリングの力を強めていくのがより現実的か。私ども中央銀行のレベルで議論いたしましても、やはりモニタリングの強化ということが一番有効な方法ではないかということで、今こそ賛成しております。」と答弁された。

この点、麻生首相の所信表明では、「百年に一度」の世界的金融危機に關してヘッジファンドについて触れておられなかつた。

これに関連して、以下の質問する。

一 ヘッジファンド規制の必要性につき、リーマン・ブラザーズの破綻を契機とした「百年に一度」の世界的金融危機を迎えた現在においても、直接規制よりもモニタリング強化が望ましいとの認識に変化はないか。

この点、欧州では英國、フランスが主導する

形で、国際通貨基金（IMF）の役割の見直しや、金融機関とヘッジファンドに対する国際的な規制の整備をめぐる議論が進んでいるが、日本政府の見解はどうか。

二 質問一に関連して、規制の必要性について調査を行った実績があるか。実績があれば、その結果をお示し願いたい。

三 直接規制を行う場合でも、資本が外国か日本かなど、差異を設けることは可能と考えるが、政府の見解如何。

四 世界的なヘッジファンドの増加と、日本のゼロ金利政策がもたらした円キャリー取引等による資金流出との間の因果関係についての認識に変化はないか。政府の見解如何。

五 米国の株価が急落すれば、日本の金融機関は

円キャリー取引の清算に失敗した海外のヘッジファンドの不良債権を抱えこむことになり、また、日本の金利が上昇したり、円高が進行した場合、為替差損拡大のリスクを回避するため、ヘッジファンド等が円を買い戻す動きが出ることで円高が加速されることが懸念されるが、円キャリー取引が、日本銀行の金融政策に影響を及ぼしているとの認識はあるか。政府の見解如何。

また、本年十一月十五日にワシントンで開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、

ヘッジファンド業界による健全な実務慣行の強化や、ヘッジファンドの取引の相手方となる金融機関等によるリスク管理の強化、各国監督当局間の協力等が合意されている。

衆議院議員岩國哲人君提出ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問に対する回答書

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問に対する回答書

衆議院議員岩國哲人君提出ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

内閣衆質一七〇第一八七号

平成二十年十二月五日

内閣總理大臣 麻生 太郎

お尋ねの点については、ヘッジファンド規制

の必要性等に関連して、金融厅において、平成十七年及び十八年に、ヘッジファンドの実態調査を行つた。

四
一
二
下

平成十九年五月二十五日の衆議院決算行政監視委員会において、尾身財務大臣（当時）が御指摘の趣旨の答弁を行つたが、政府としては、当時の答弁において示した認識に変更はない。五について

金融政策の運営については、日本銀行において、その時々の経済・物価情勢や市場動向を踏まえつつ、適切に行われるものと考えている。

時
の答
弁

6 答弁

かんぽ生命の二〇一〇年度の株式上場については「例外的な早めの上場は（売却凍結を示した）総理の発言で打ち消された」と語り、早期上場は難しいとの見方を示したことである。

この点、実際に延期する場合は、郵政民営化関連法の改正が必要となる（郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）第七条第一項等）。

変動のリスクも発生する。これらの対立しうる観点の調整につき、いかに考えるか。政府の見解如何。

二　資金運営と新規預金や保険、総合口座の残額管理については郵便貯金銀行、郵便保険会社に移管されるため、長期的には郵便貯金・簡易生命保険管理機構は廃止が視野に入れられているとされるが、この点に関する法的根拠は何か。

行期間」という。)においては、郵政民営化法第百六十一条第一項に規定する基本計画に基づき郵便局株式会社を相手方とする業務委託契約が締結されている。当該業務については、あまねく全国において利用されることを旨として設置される郵便局において取り扱われることとなつており、移行期間経過後においても、郵便貯金銀行及び郵便保険会社にとつて引き続き郵便局

さらに、他国の事例ではあるが、報道(今月二日、フランスのラ・トリビューン紙)によると、サルコジ大統領の特別顧問(アンリ・グアイノ氏)が、「資本開放はもはやない」旨を述べたとのことである。

右質問する。

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岩國哲人君提出郵政民営化の見直し
議論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕
衆議院議員岩國哲人君提出郵政民営化の見直し議論に関する質問に対する答弁書
について

構については既存の定額郵便貯金等及び簡易生命保険に係る支払い等の事務が終了した時点においてその設立の目的が達成されるものであるが、その解散については、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十六条によ

鳩山邦夫総務相は今月二十一日の閣議後の記者会見で、二〇一七年までとされている日本郵政グループ傘下のゆうちょ銀行およびかんぽ生命保険の全株式売却の時期について「今はその原則に従うわけだが、(政府の郵政民営化委員会の)見直しプロセスで、変わるべき可能性がある」と述べ、三年ごとに民営化の進捗状況などをチェックする政府の民営化委員会の議論などの行方によつては完全に民営化の時期が延期される可能性を示唆した。また、日本郵政が目指しているゆうちょ銀行、

八月に行つたが、世界的な金融危機という事態を
迎え、見直しが検討され始めている。
これに関して、以下質問する。

一 思うに、上場会社は会社の所有者たる株主の
利益を図る責任があり、上場に際しては、債務
圧縮が必須な上、配当や株価を上昇させるとい
う形で株主に還元しなければならない。

この点、郵政に関しては業務の性質上「公共
性の維持」が求められるが、株主利益の実現に
あたっては効率化が必須な上、上場すれば株価

直し議論に関する質問に対する答弁書
一について
郵政民営化法(平成十七年法律第九百七十九号)第
九十四条及び第二百二十六条に規定する郵便貯金
銀行及び郵便保険会社は、その經營の効率性を
高めるため、会社法(平成十七年法律第八十六
号)に基づく株式会社として設立されたもので
あるが、地域における安定的な金融サービスの
提供が確保されるよう、平成十九年十月一日か
ら平成二十九年九月三十日までの期間(以下「移

るが、その解散については、独立行政法人人通則法（平成十一年法律第二百三号）第六十六条により、別に法律で定められることとなる。

平成二十年十一月二十六日提出
質問 第二八九号
旧道路関係四公団の将来の株式市場上場に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

衆議院議員鈴木宗男君提出独立行政法人沖縄科

学技術研究基盤整備機構の所管省庁である内閣

府の同機構に対する監督体制等に関する質問に

対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療保険

料の滞納に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出年金記録改ざんへの

社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の

調査委員会に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出省庁の地方出先機関の

新築工事等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出質問主意書の答弁書作

成等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出死亡事故を起こしたシ

ンドラー社製エレベーターをはじめ警察に押収

された事故を起こした製品の調査に関する質問

に対する答弁書

平成二十年十月七日提出

質問 第八一號

山口県内における国土交通省案件に対する政

府高官の関与に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

山口県内における国土交通省案件に対する

政府高官の関与に関する質問主意書

前内閣官房地域活性化統合事務局長であり、現

在、自由民主党山口県第二選挙区支部長である山

本繁太郎氏の後援会報（山本しげたろう岩国連合

後援会会報 創刊号平成二十年九月）において、

「山本しげたろう実績あれこれ」として、述べられ

てある四つの事業について、政府に対し質問す

る。

内閣衆質一七〇第八二号
平成二十一年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員河野 洋平殿

十八号バイパス事業（国道百八十八号岩国南北

イバスの一部開通）、③「JR和木駅の新設」、

④「JR岩国駅舎の改築」の四つの事業（以下、

「各事業）について、各事業の事業主体と事業

施工決定者は誰か。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出山口県内における

国土交通省案件に対する政府高官の関与

に関する質問に対する答弁書

1から8までについて

御指摘の「後援会報」に係るお尋ねについて

は、政治家個人の活動に関する問題であり、政

府としてお答えする立場にはない。

平成二十一年十一月二十八日提出

質問 第二九〇号

宇宙の軍事利用目的に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

宇宙の軍事利用目的に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

宇宙の軍事利用目的に関する質問主意書

宇宙の軍事利用目的に関する質問主意書

昨年六月二十日、自民・公明両党により衆議院

に宇宙基本法案が提出されたが、継続審議扱いとなつた。本年第百六十九通常国会で、継続審議になつた。

当該役職にある者が、当該役職に關係のない

事業に關係する、または、影響力を行使するの

は、國家公務員法、國家公務員倫理規程等に違

反するのではないか。

右質問する。

共同提案した。

宇宙基本法案は「宇宙開発は平和の目的に限る」

とした、一九六九年のいわゆる宇宙の平和利用決

議の解釈、自衛隊による宇宙開発とその軍事利用

など、憲法第九条の平和主義に関わる重大な問題

を徹底して審議する必要があった。それにもかか

わらず、内閣委員会での法案審議は、衆・参合わ

せてわずか約四時間というきわめて短時間で不

十分なものであった。右に述べたような問題に関する提案者と政府への質疑を、わが党を除いてま

ともに行わないまま、宇宙基本法は五月二十一日、自民・公明・民主三党等の賛成により成立し

た。

科学衛星や天体探査機などによる宇宙の解明と

真理の探究、またそのための軍事と一線を画した

自主・民主・公開の原則による技術開発の促進こ

そ、憲法の平和主義理念の体現である。現在、政

府は、宇宙基本法に基づく宇宙開発戦略本部と、

その下に設置された宇宙開発戦略専門調査会において、宇宙の軍事利用を含んだ宇宙基本計画の作成作業を進めている。同時に防衛省でも具体的な

宇宙の軍事利用方法の検討が始まっている。宇宙

の軍事利用は、既成事実を積み重ねて憲法の平和

主義の原則を否定するものである。

宇宙の軍事利用方法の制約により、これまでのわが国の宇宙の研究・開発は国際的に立

ち遅れていたと考えているのか。

また、軍事利用の面について、国際的に立

ち遅れた状況にあつたという認識か。

(二) 宇宙基本法により日本の宇宙開発の軍事利用が解禁され、自衛隊が宇宙を軍事利用するため軍事衛星を開発・所有・運用することが可能となつたという認識に間違いはないか。

(三) 宇宙開発・利用を自衛隊が行うことが可能になることは、日本の宇宙分野の軍需産業の育成と繁栄につながるという認識か。あるいは民生・平和分野での宇宙産業の育成と繁栄にとつてはマイナスになるという考え方を持っているのか。

(四) 本年五月九日の衆院内閣委員会での宇宙基本法案の審議で、提案者の河村建夫議員は私的質問に対し、「宇宙基本法案が宇宙の平和利用決議を否定するものではない」と答弁され、十一月十二日の衆院内閣委員会では、政府の一員として河村建夫官房長官は同様に、「宇宙基本法は平和利用決議を否定するものではない」と答えられた。

宇宙基本法は平和利用決議を否定するものではなく、憲法の平和主義に則つていると政府が主張する根拠は、平和利用決議の解釈が従来の「非軍事」から「非侵略」に変わつたからなのかな。

(五) 自衛隊において、偵察目的に要求される衛星の分解能レベルや数値を定めているか。明らかにされたい。

(六) これまでの自衛隊の偵察目的の情報収集活動において、現在の情報収集衛星の能力が要因となつて活動が十分にできなかつたことがあるか。

(二) 宇宙基本法により、商業用として一 般化している観測レベルを超えた高分解能のため軍事衛星を開発・所有・運用することは可能になつたという認識に間違いはないか。

(三) 宇宙開発・利用を自衛隊による早期警戒衛星・通信衛星・測位航法衛星・海洋偵察衛星・電子偵察衛星・気象衛星・通信傍受衛星を開発・所有・運用することは可能であるか。各々について答えられたい。

(八) 宇宙の軍事利用の一つとして、A S A T (対衛星兵器)が考えられるが、A S A Tには、いわゆるキラー衛星も含まれるのか。自衛隊がA S A T、キラー衛星を持つことは可能か。

(九) 防衛省は本年八月二十九日、宇宙開発利用推進委員会を設置し、その下に宇宙開発利用の基本方針を検討する作業チームを置いた。

(十) 防衛省は会合の開催にあたり、三名の講師に対し講演の謝礼金を支払つていているかと思うがどうか。

(十一) 防衛省は会合の開催にあたり、三名の講師に対し講演の謝礼金を支払つていているかと思うがどうか。

(十二) 内閣官房宇宙開発戦略本部の議論では、開が当然であると思うがどうか。非公開とすれば、その理由はなぜか。

(十三) 内閣官房に置かれた宇宙開発戦略本部、宇宙開発戦略専門調査会、宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ、宇宙活動に関する決裁をとつているか。事務の実績を跡付けるためにも文書による決裁が必要かと思うが、必要でないという認識か。

(十四) 内閣官房がまとめた宇宙基本計画はいつ策定され、防衛省宇宙開発利用推進委員会の検討結果がどのように反映されるのか。内閣官房宇宙開発戦略本部での議論と、防衛省宇

また、宇宙基本法により、商業用として一 般化している観測レベルを超えた高分解能のため軍事衛星を開発・所有・運用することは可能になつたの偵察衛星を複数機持つことは可能になつたの面での優位性の確保が不可欠であり、それを強化する宇宙開発利用は重要」と、自衛隊と日本の宇宙開発についてふれている。この発言は、自衛隊による宇宙開発と利用を積極的に推進する必要があるという認識に基づくものと理解してよいか。「各国」とは、具体的にどの国を念頭においた発言か。

(十五) 宇宙基本計画と防衛省宇宙開発利用推進委員会の第二回会合で、青木節子氏(慶應義塾大学教授・池上徹彦氏・宇宙開発委員会委員)・中田勝敏氏(社日本航空宇宙工業会技術顧問)の三名を講師として招聘しているが、各講師の講演の内容はどうのようなものだつたか明らかにされたい。

(十六) 内閣官房宇宙開発戦略本部の議論では、開が当然であると思うがどうか。非公開とすれば、その理由はなぜか。

また、配布資料や議事録は発言者を明示した上で、全文を記録し公開すべきと思うがどうか。できないとすれば、その理由はなぜか。

(十七) 内閣官房宇宙開発戦略本部の議論では、いわゆる有識者からの意見を聞くものと思うがどうか。それには宇宙開発・利用、自衛隊もしくは米軍の装備品調達や研究開発を行う民間企業や公益法人等も含むのか。

また、意見を聞く有識者の選考の範囲や基準、もしくはそれに類するものは何か。

(十八) 同様に、防衛省宇宙開発利用推進委員会の議論は、公開が当然であると思うがどうか。非公開とすれば、その理由はなぜか。

また、配布資料や議事録は発言者を明示し

(十) 本年九月十一日に開かれた防衛省宇宙開発利用推進委員会の第一回会合で、林防衛大臣は「我が國のみならず各国では防衛分野においても宇宙利用に相当程度依存していると言つて過言ではない」「特に情報収集・通信の分野において非常に重要な現代戦においては

た上で、全文を記録し公開すべきと思うがどうか。できないとすれば、その理由はなぜか。

(十九) 防衛省宇宙開発利用推進委員会の議論では、いわゆる有識者からの意見を聞くものと思うがどうか。それには宇宙開発・利用、自衛隊もしくは米軍の装備品調達や研究開発を行う民間企業や公益法人等も含むのか。

また、意見を聞く有識者の選考の範囲や基準、もしくはそれに類するものは何か。

(二十) 内閣官房の宇宙開発戦略専門調査会は、「宇宙開発利用に関する機関や行政組織の見直し・検討」を行う。本年十一月四日の宇宙開発戦略専門調査会は、人工衛星の利用に関する今後の検討課題の一つとして「防衛利用にかかる今後の研究開発活動において宇宙機関との連携の方策」をあげている。宇宙機関が何を示すかについて、本年十一月十二日の衆院内閣審議官会での私の質問に対し、丸山剛司・内閣審議官は、「主として」宇宙航空研究開発機構(JAXA)であることを明らかにしたが、JAXA以外の宇宙機関には何があるか。宇宙開発委員会(SAC)、情報通信研究機構(NICT)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、(財)無人宇宙実験システム研究開発機構(USEF)、(財)リモート・センシング技術センター(RESTEC)は含まれるか。それ以外にもあれば示されたい。

また、宇宙開発利用に関する機関や行政組

織には、防衛省の技術研究本部や装備施設本部なども含まれるか。

(二十一) 宇宙基本法附則第三条では、施行後一年を目途にJAXA等に関する検討、同第四条では宇宙開発利用を行う行政組織の検討が定められているが、これは現在のJAXA法を改めるということか。JAXA法を改めるとすれば、JAXAが防衛省の所管となることもありうるのか。

また、JAXA等の「等」には何が含まれているか示されたい。

(二十二) 宇宙基本計画の決定はいつか。宇宙基本計画の決定後、宇宙活動法を制定する考えはあるかないか。あるとすれば、その時期はいつか。

(二十三) 諸外国のうち、最も多く軍事衛星を打ち上げ、保有(稼働中、推定含む)している国はどこか。諸外国の軍事衛星の数はいくつあるか(推定含む)。国別・種類別に答えられたい。

(二十四) これまでのわが国の宇宙予算について、軍事用と民生用とに区分した場合、すべて民生用か、異なるか。異なるとすれば、どういう比率か。来年度概算要求についてみた場合はどうか。軍事用・民事用の金額と、その比率を示されたい。

(二十五) 自衛隊のイラクでの活動やインド洋での給油活動において、通信目的、情報収集目的に使用した人工衛星は何か。それはどこが保有しているものか。

また、大容量を確保するため商用衛星の専用利用には数ヶ月、秘匿系の通信の構築には一年以上かかるのか。高速通信の構築、秘匿回線の構築、全情報の秘匿化などに民間商業用衛星では障害があつたのか。宇宙基本法は、これらを解消することにつながるのか。

(二十六) 宇宙開発が自衛隊により軍事利用されるようになると、衛星の開発からロケットの打ち上げに至るまで今まで以上に機密保持の名による情報の非公開や警備の強化が考えられ、国民の生活や権利を侵害するおそれがあると思うがどうか。

警備の強化のために自衛隊が関わってくるのではないかという懸念があるが、そつならぬ保障はあるか。これまで自衛隊はロケットの打ち上げの際に、どのように関わってきたか。

(二十七) (社)日本航空宇宙工業会は、宇宙基本法成立後の本年六月、「我が国新宇宙開発体制の在り方」という提言を発表し、「安全保障プロジェクト」として準天頂衛星システム、早期警戒衛星、可変軌道観測監視衛星を具体的に提示している。国はこのことを承知しているか。可変軌道観測監視衛星とは、どのような目的を持つた人工衛星か。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二九〇号

平成二十年十二月九日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員吉井英勝君提出宇宙の軍事利用目的に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出宇宙の軍事利用目的に関する質問に対する答弁書

(一)について
御指摘の昭和四十四年五月九日の国会決議

(以下「昭和四十四年国会決議」という。)によつて我が国の宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)が立ち遅れたか否かを一概にお答えすることは困難である。

(二)及び(四)について
昭和四十四年国会決議及びその解釈について

ているのか。

準天頂衛星システムは、アメリカの「GP

S」と完全に相互運用性及び共存性を持つて設計」されている。また、昨年五月十一日の衆

院内閣委員会での私の質問に対し、坪井裕・内閣参事官は「準天頂衛星からの信号もだれでも地上で受信できるもの」「特定の利用者を排除する」ということは技術的にも困難」と答えていた。準天頂衛星が、自衛隊や米軍によつて軍事に使われないという保障はあるか。

は、国会において御議論いたぐべきものと考
えており、お尋ねについて、お答えすることは
困難である。

なお、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三
号)第二条の規定により、我が国の宇宙開発利
用は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際
約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和
主義の理念にのつとり、行われることとされ、
同法第十四条の規定により、国は、国際社会の
平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に
資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施
策を講ずることとされているところ、同法の国
会審議においては、同法の提案者から、専守防
衛の範囲内で我が國の防衛のために宇宙開発利
用を行うことは、昭和四十四年国会決議の文言
及び趣旨に反するものではない旨の説明がなさ
れているものと承知している。

(三)について

防衛分野における宇宙開発利用については、
宇宙基本法第二十四条の規定により、宇宙開発
戦略本部が作成することとされている宇宙開発
利用に関する基本的な計画(以下「宇宙基本計
画」という。)においてその方針を定めることと
しており、現在、政府において、所要の検討を行
っているところであるため、お尋ねにお答え
することは困難であるが、防衛省・自衛隊が宇
宙開発利用を行う場合にも、宇宙基本法第四条
の規定により、我が国の宇宙開発利用は、我
国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競
争力の強化をもたらし、もつて我が国産業の振

興に資するよう行われなければならないことと
されているものと承知している。

(五)から(八)までについて

防衛省・自衛隊の情報収集に関する具体的な
内容については、今後の情報収集活動に支障を
生じるおそれがあることから、お答えを差し控
えたい。

また、宇宙基本法第二条の規定により、我が
国の宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条
約その他の国際約束の定めるところに従い、日
本国憲法の平和主義の理念にのつとり、行わ
れることとされており、個別具体的な衛星の保有
等については、これらの規定の趣旨を踏まえつ
つ、その都度、検討が行われるべきものと考え
ている。

なお、御指摘の「A-SAT(対衛星兵器)」及び
「キラー衛星」については、いずれも確立した定
義があるとは承知していない。

(九)について

防衛省の宇宙開発利用推進委員会(以下「委員
会」という。)は、宇宙基本法の成立を踏まえ、米
国、欧州諸国等における宇宙開発利用の例を参
考にしつつ、我が国の安全保障に資する宇宙開
発利用の重要性について述べたものである。

(十)について

御指摘の発言は、宇宙基本法を踏まえ、米
国、欧州諸国等における宇宙開発利用の例を参
考にしつつ、我が国の安全保障に資する宇宙開
発利用の重要性について述べたものである。

(十一)について

御指摘の委員会第二回会合においては、慶應
義塾大学総合政策学部教授の青木節子氏、株式会
社読売新聞東京本社専務取締役論説委員長の朝
倉敏夫氏、国立大学法人東京大学法学部教授の
北岡伸一氏、リコーソフトウエア株式会社取締
役会長の國井秀子氏、大同工業大学学長の澤岡
昭氏、株式会社日立製作所取締役会長・社団法
人電子情報技術産業協会会長の庄山悦彦氏、特
例財団法人日本総合研究所会長の寺島実郎氏、
元宇宙科学研究所所長の西田篤弘氏、特定非営
利活動法人気象キャスターネットワーク副代表
の藤森涼子氏、株式会社みずほフィナンシャル
グループ取締役社長の前田晃伸氏、株式会社バ
ンダイ社外取締役の松永真理氏、国立大学法人
京都大学総長の松本紘氏、漫画家・特例財団法
人講演していただいた。

より構成される。

委員会の下には、宇宙開発利用の基本方針の
策定に資する検討を行うために、基本方針作業
チームが置かれ、同チームは、作業チーム長で
ある防衛政策局次長、作業チーム長代理である
防衛政策局防衛政策課長並びに作業チーム員で
ある防衛政策局防衛計画課長、防衛政策局調査
課長、運用企画局情報通信・研究課長、経理裝
備局技術計画官、防衛政策局防衛政策課宇宙・
海洋政策室長、統合幕僚監部防衛計画部防衛課
長、統合幕僚監部防衛計画部計画課長、陸上幕
僚監部防衛部防衛課長、海上幕僚監部防衛部防
衛課長、航空幕僚監部防衛部防衛課長、情報本
部計画部長及び技術研究本部技術企画部企画課
長により構成される。

(十二)について

(十二)について述べた講師の招へいのう
ち、文部科学省宇宙開発委員会委員である池上
徹彦氏の招へいについては、防衛大臣から文部
科学大臣に対する依頼に関し文書による決裁が
行われた。他の二名の講師の招へいについて
は、文書による決裁は行われていないが、委員
会の委員長の職務上の権限において行われたと
ころである。

なお、これらの講師に対する謝礼金について
は、受領を辞退した講師を除き、その支払に関
し文書による決裁が行われた。

(十三)について

宇宙開発戦略本部の構成員は、すべての国務
大臣である。

宇宙開発戦略専門調査会の構成員は、慶應義
塾大学総合政策学部教授の青木節子氏、株式会
社読売新聞東京本社専務取締役論説委員長の朝
倉敏夫氏、国立大学法人東京大学法学部教授の
北岡伸一氏、リコーソフトウエア株式会社取締
役会長の國井秀子氏、大同工業大学学長の澤岡
昭氏、株式会社日立製作所取締役会長・社団法
人電子情報技術産業協会会長の庄山悦彦氏、特
例財団法人日本総合研究所会長の寺島実郎氏、
元宇宙科学研究所所長の西田篤弘氏、特定非営
利活動法人気象キャスターネットワーク副代表
の藤森涼子氏、株式会社みずほフィナンシャル
グループ取締役社長の前田晃伸氏、株式会社バ
ンダイ社外取締役の松永真理氏、国立大学法人
京都大学総長の松本紘氏、漫画家・特例財団法
人講演していただいた。

人日本宇宙少年団理事長・特例社団法人中央青少年団体連絡協議会会长の松本零士氏、キヤノン株式会社代表取締役会長の御手洗富士夫氏、

日本科学未来館館長の毛利衡氏及びトヨタ自動車株式会社取締役社長の渡辺捷昭氏である。

宇宙開発利用体制検討ワーキンググループの構成員は、慶應義塾大学総合政策学部教授の青木節子氏、リコーソフトウエア株式会社取締役会長の國井秀子氏、国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授の佐藤勝彦氏、国立大学法人東京大学大学院情報学環教授の田中明彦氏、特例社団法人日本航空宇宙工業会常務理事の田中俊二氏、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授の中須賀真一氏、国立大学法人京都大学大学院公共政策連携研究部教授の中西寛氏及び特例社団法人日本経済団体連合会常務理事の椋田哲史氏である。

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググル

ープの構成員は、慶應義塾大学総合政策学部教授の青木節子氏、三菱重工業株式会社航空宇宙事業本部宇宙機器部部長の淺田正一郎氏、特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム事務局長の川島レイ氏、デジタルハリウッド大学教授の小菅敏夫氏、上智大学法医学研究科教授の小塚莊一郎氏、スカパーJSAT株式会社経営企画本部企画部長の佐々木学氏、東京海上日動火災保険株式会社航空保険部宇宙保険室長の白井恭一氏、特例社団法人日本航空宇宙工業会常務理事の田中俊二氏、衛星測位システム協議会事務局長の西口浩氏、株式会社バスコ衛星事

業部副事業部長の福永哲雄氏及び特例社団法人日本経済団体連合会常務理事の椋田哲史氏である。

これらの構成員の方々については、宇宙開発利用に関して、それぞれの知見に基づき、幅広い観点からの御意見をいただけるものと期待している。

(十四)について

宇宙基本計画については、平成二十一年五月を目途に宇宙開発戦略本部において作成する予定であり、その際、必要に応じ、委員会の検討結果も踏まえることとなるものと考えている。

(十五)について

現行の「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成十六年十二月十日安全保障会議決定・閣議決定)については、策定の五年後には、その時点における安全保障環境等を勘案し検討を行い、必要な修正を行うこととされ

(十六)について

現行の「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成十六年十二月十日安全保障会議決定・閣議決定)については、策定の五年後には、その時点における安全保障環境等を勘

案し検討を行い、必要な修正を行うこととされ

ており、また、現行の中期防衛力整備計画(平成十七年度～平成二十一年度)について「(平成十六年十二月十日安全保障会議決定・閣議決

定)については、平成二十一年度までがその対象となっていることから、平成二十一年度以降の防衛力の在り方については、現在、政府にお

いて、所要の検討を行っているところであり、お尋ねの点を含めその内容について現時点でお

答えすることは困難である。

(十六)について

宇宙開発戦略本部等における構成員以外の有

識者からの意見聴取については、個別具体的な状況に即して、その都度、宇宙開発戦略本部等において決定することとしており、あらかじめ一概にお答えすることは困難である。

(十七)について

宇宙開発戦略本部等における構成員以外の有識者からの意見聴取については、個別具体的な状況に即して、その都度、宇宙開発戦略本部等において決定することとしており、あらかじめ一概にお答えすることは困難である。

(十八)について

委員会については、率直な意見交換を行ったため非公開とし、委員会における発言者の氏名及び発言内容のすべてを公開することは差し控えているが、委員会における議論の透明性を確保する観点から、主な発言内容等を記録した議事要旨を公開し、配付資料についても、原則として公開することとしている。

(十九)について

独立行政法人宇宙航空研究開発機構について

は、現在、政府において、所要の検討を行っているところであり、お尋ねについて、あらかじめお答えすることは困難である。

(二十)について

また、宇宙基本法附則第三条に規定する「独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関」については、同法の立行政法人宇宙航空研究開発機構会議においては、同法の提案者から、宇宙開

発の実施を担う独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人情報通信研究機構等が考

えられる旨の説明がなされているものと承知しているが、その具体的な内容については、今後機

でいること等を考慮することとしているところである。

平成二十年十一月四日開催の宇宙開発戦略専門調査会の会合で配付された資料における「宇宙機関」については、今後、宇宙基本計画の作成過程において、宇宙基本法附則第三条の規定による宇宙開発利用に関する機関についての検討状況も踏まえつつ、必要に応じ、その都度、個別具体に判断するものであり、あらかじめ一概にお答えすることは困難である。

また、宇宙開発戦略専門調査会における検討の対象となる行政組織については、必要に応じ、その都度、個別具体に判断するものであり、あらかじめ一概にお答えすることは困難である。

平成二十年十一月四日開催の宇宙開発戦略専門調査会の会合で配付された資料における「宇宙機関」については、今後、宇宙基本計画の作成過程において、宇宙基本法附則第三条の規定による宇宙開発利用に関する機関についての検討状況も踏まえつつ、必要に応じ、その都度、個別具体に判断するものであり、あらかじめ一概にお答えすることは困難である。

討を行う中で、個別具体に判断するものであり、あらかじめ一概にお答えすることは困難である。

(二十二)について

「宇宙基本計画については、平成二十一年五月を目途に作成する予定である。」

(二十三)について

「宇宙活動に関する法制については、「宇宙の開発及び利用の推進に関する件」(平成二十年五月九日衆議院内閣委員会決議)及び「宇宙基本法案に対する附帯決議」(平成二十年五月二十日参議院内閣委員会)を尊重し、宇宙基本法の施行後二年以内を目途に整備するよう努めてまいりたいと考えている。」

(二十四)について

「諸外国においては、衛星の打ち上げ目的の詳細は明らかにされない場合があることから、お尋ねに一概にお答えすることは困難である。」

御指摘の「軍事用」及び「民生用」の区分が必ずしも明らかではなく、御指摘のような宇宙開発利用に関する予算の区分は行っていないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

(二十五)について

「お尋ねのような自衛隊の個別の活動に伴う通信及び情報収集を目的とする衛星の具体的な利用状況については、今後の自衛隊の活動に支障を生じるおそれがあることから、お答えを差し控えたい。」

「いざれにしても、防衛省としては、自衛隊の

活動に伴う衛星の利用については、宇宙基本法の規定に基づき、必要な検討を進めていくこととしている。」

(二十六)について

「防衛省としては、防衛省・自衛隊による宇宙開発利用は、国民の生活や権利を不正に侵害することがないよう行われることは当然であると考えている。」

(二十七)について

「ロケットの発射に際し、自衛隊が当該ロケットの打ち上げ射場の警備を行つたことはない。」

(二十八)について

「御指摘の「提言」については承知しているが、民間団体の会報に掲載された記述の内容について政府として見解等を述べることは差し控えたい。」

(二十九)について

「準天頂衛星については、衛星測位に関する技術実証及び利用実証を目的とした人工衛星として、平成二十一年度の打ち上げを目指し、初号機の開発を進めている。当該初号機は、その日

的とする測位の機能を發揮するために必要な通信機能以外の通信機能は有していない。また、当該初号機から送信される測位信号は、広く一般の利用者が受信できるものである。」

質問 第二十九号
平成二十一年十一月二十八日提出

情報収集衛星の情報開示に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

情報収集衛星の情報開示に関する質問主意書

情報収集衛星は大規模災害へ対応しているとい

いながら、「安全保障」と「情報収集」の機密を楯

に、その情報を国民の前にほとんど明らかにして

いない。それにもかかわらず、政府は明確な証拠も示さずに目的を果たしていると強弁し続けてい

るが、災害監視目的に使つているのかさえ疑わし

い。情報収集衛星の導入の九八年度から昨年度ま

での決算額で五千五百二十一億円を支出。今年度

予算是六百三十七億円、来年度概算要求で六百五

十六億円。合計すると六千八百十四億円に達す

る。軍事偵察衛星、予算の浪費と批判されるのは

当然である。

よつて、次のとおり質問する。

(一) 人工衛星は、国内においては人工衛星登録簿に記載し国連に通報、その後国連その他の国際機関に登録されることになつていていると思うが正しいか。その根拠規定や登録の手続き等について示されたい。

(二) 情報収集衛星は、人工衛星登録簿に記載され、国連その他の国際機関に登録されているか。記載・登録されていれば、どのように記載・登録されているか明らかにされたい。未記載・未登録であれば、その理由は何か。情報収集衛星については特例があるのか。

(三) わが国がこれまでに打ち上げた人工衛星

で、人工衛星登録簿に未記載、国連その他の国際機関に未登録のものがあれば示されたい。

(四) 人工衛星を打ち上げるためには、電波の周

波数を確保するため、電波法に基づいて総務省に免許を申請し免許を受けなければならな

いと思うがどうか。さらに、免許を取得した後、国際電気通信連合に通告し、国際周波数登録原簿に登録される国際的な手続きが必要

かと思うがどうか。人工衛星の周波数確保とい

うが、災害監視目的に使つているのかさえ疑わし

い。情報収集衛星の導入の九八年度から昨年度ま

での決算額で五千五百二十一億円を支出。今年度

予算是六百三十七億円、来年度概算要求で六百五

十六億円。合計すると六千八百十四億円に達す

る。軍事偵察衛星、予算の浪費と批判されるのは

当然である。

(五) 情報収集衛星は、周波数確保や国際的手続

きについて特例があるのか。現在までに打ち

上げた情報収集衛星の免許申請日、落成検査

日、免許日、国際電気通信連合通告日、国際

周波数登録原簿登録日を明らかにされたい。

(六) 情報収集衛星を、これまですべて三菱電機との間で随意契約により調達している具体的

理由は何か。

(七) 日米間に「日米衛星調達合意」のよう

な国際取り決めはあるのか。また、国際的に

「衛星調達合意」が他の国との二国間合意として存在するか。

(八) 情報収集衛星は、日米衛星調達合意から除

外されているのか。これからも「非研究開発

衛星の調達手続き等」によらず調達していく

のか。

(九) 本年十一月四日の宇宙開発戦略専門調査会で配布された宇宙航空研究開発機構(JAXA)

A)作成の資料に「衛星のシリーズ化」が記載

されている。衛星のシリーズ化とは何か、実例をあげ示されたい。

(十) これまでにシリーズ化した人工衛星の中には、情報収集衛星は含まれるのか。含まれる

とすれば、情報収集衛星は「非研究開発衛星」として国際競争入札が義務づけられる可能性が出てくるのか。出てこないとすれば、その理由は何か。

(十一) 情報収集衛星の打ち上げは、JAXA・種子島宇宙センターでの打ち上げ当日のみならず、種子島への衛星やロケットの搬入時点から、異常とも思える警備が行われている。

情報収集衛星の打ち上げ日には、鹿児島県警は数百人規模の警備態勢をしき、宇宙センターの近くを通る車両があれば停止させ、通行の目的等をたずねたりトランクを開けたりして島内の自由な通行を妨げている。一昨年の九月十一日の情報収集衛星・光学二号機の打ち上げの際、JAXAから許可を得ているのに警察から車を止められ、検問を受けるという事実も明らかになつていて。ロケットに情報収集衛星を積み込んでいない場合には、このような規模の警備はどううがどうか。

種子島宇宙センターでのH2Aロケット試験機一号機から十四号機まで、打ち上げ日時・搭載人工衛星名・打ち上げの際の警察と海上保安庁の警備人数を明らかにされたい。(十一) 情報収集衛星打ち上げ時の過剰とも思え

る警備については、文科省からは「JAXAから鹿児島県警に警備のお願いをしている」という説明を受けている。一方、警察庁は

「JAXAから依頼を受けて警備措置をとつたわけではない」と説明しており、食い違いがある。どちらが正しいのか。

(十三) 情報収集衛星の運用を行つてある星情報センター、情報収集衛星の開発・製造に関わっているJAXA等では、三菱電機

日本電気、東芝をはじめとする民間宇宙産業から職員として受け入れを行つてていると思うがどうか。受け入れの状況について、受け入れ先・受け入れ元の企業名・人数について答えられない。万一、答えられない場合はその理由を詳細に述べられたい。

(十四) 情報収集衛星に関する出張旅費だけでも、昨年度までに十億円あまりが支出されている。情報収集衛星の開発と運用・維持のために出張旅費はどのように使われているのか。維持業務旅費と業務外国旅費に分け、年度別に出張者・出張先・出張目的を明らかにされたい。

(十五) 情報収集衛星の利用状況について、〇六年四月二十四日の参院行政監視委員会で、大石利雄・消防庁次長(当時)は「消防庁におきましては、これまで地震災害の際の情報収集衛星による画像の提供を受けているところでございます。具体的には、福岡県西方沖地震の際に画像の提供を受けております」と答弁している。この答弁内容に間違はないのか。

(十六) この後、大石消防庁次長は注意(口頭含む)や処分を受けたのか。受けたとすれば事実を発言した者が、なぜ注意や処分を受けなければならぬのか。

(十七) 情報収集衛星が撮像した情報は、各省庁がどのように利用しているかいつさい明らかになつていながら、明らかにしてはいけないという決まりが存在するのか。災害情報等、国民の安全や財産を守るために情報は明らかにするのが当然ではないか。

(十八) 情報収集衛星の運用と開発は中止し、替わりに災害監視目的の人工衛星を打ち上げ、情報を国民の前に明らかにすべきではないか。情報収集衛星がなければ、大規模災害への対応はできないのか。

〔別紙〕
衆議院議員吉井英勝君提出情報収集衛星の情報開示に関する質問に対する答弁書

(一) から(三)までについて
我が国は、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約(昭和五十八年条約第七号、以下「条約」という。)に基づき、情報収集衛星を含む人工衛星を条約第二条一に規定する登録簿に登録するとともに、条約第四条一に基づき、同登録簿に登録された人工衛星に関する所要の情報を国際連合事務総長に提供している。お尋ねの諸外国の対応については、承知していない。

(二) から(三)までについて
我が国は、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約(昭和五十八年条約第七号、以下「条約」という。)に基づき、情報収集衛星を含む人工衛星を条約第二条一に規定する登録簿に登録するとともに、条約第四条一に基づき、同登録簿に登録された人工衛星に関する所要の情報を国際連合事務総長に提供している。お尋ねの諸外国の対応については、承知していない。

(三) から(三)までについて
我が国は、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約(昭和五十八年条約第七号、以下「条約」という。)に基づき、情報収集衛星を含む人工衛星を条約第二条一に規定する登録簿に登録するとともに、条約第四条一に基づき、同登録簿に登録された人工衛星に関する所要の情報を国際連合事務総長に提供している。お尋ねの諸外国の対応については、承知していない。

(四) について
人工衛星による電波の利用に当たっては、あらかじめ人工衛星の無線局について電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の規定に基づき申請を行い、総務大臣の免許を受ける必要がある。また、人工衛星の無線局の免許に当たっては、国際電気通信連合憲章(平成七年条約第二号)に基づく無線通信規則上、原則として、国際周波数登録原簿に登録するため、外国の無線

内閣衆質一七〇第二九二号
平成二十年十二月九日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議員吉井英勝君提出情報収集衛星の情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官報(号外)

ように調整を行い、その結果を国際電気通信連合へ通告することが必要である。

(五)について

情報収集衛星については、電波法に基づき申請を行ひ、承認を受けている。情報収集衛星の免許申請日、落成検査日及び免許日については、これらを明らかにすることより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、公表していない。

また、国際電気通信連合通告日、国際周波数登録原簿登録日については、国際電気通信連合憲章第四十八条により、通告に係る義務が免除されており、周波数の通告手続は行つていな

指すのか必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

(八)について

国家の安全保障のために不可欠な情報収集衛星の調達については、決定が適用されないこととなつてはいる。

(九)について

一般に、「衛星のシリーズ化」とは、特定の目的を有する一連の人工衛星の開発及び運用を継続的かつ体系的に行うことを目指したものであり、我が国における実例としては、通信衛星「さくら」、放送衛星「ゆり」、気象衛星「ひまわり」などの事例がある。

(十)について

情報収集衛星は「シリーズ化した衛星」に含まれるが、いすれにせよ、国家の安全保障のため航空研究開発機構と開発委託の随意契約を結んで調達しているが、当該委託の内容について秘密にする必要があることから、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第五項及び予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第九十九条第一号の規定に基づき、随意契約としているものである。

(十一)について

鹿児島県警察においては、ロケットに情報収集衛星を積み込んでいるか否かも含めた諸般の情勢に応じて、必要な警戒警備を実施している。

種子島宇宙センターにおけるH-IIAロケットの打ち上げについては、平成十三年八月二十四日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定。以下「決定」という。)を指すものと考えるが、「日米衛星調達合意」のような国際取り決め」や「衛星調達合意」が、具体的に何を

同年九月十日十七時二十分に三号機で「データ中継技術衛星(こだま)」及び「USER'S宇宙機」、同年十二月十四日十時三十一分に四号機で「環境観測技術衛星(みどりII)」等、平成十五

年三月二十八日十時二十七分に五号機で「情報収集衛星」の打ち上げを実施した。また、同年十一月二十九日十三時三十三分の六号機の打ち上げ失敗を経て、平成十七年二月二十六日十八時二十五分に七号機で「運輸多目的衛星新一号(ひまわり六号)」、平成十八年一月二十四日十七時三十三分に八号機で「陸域観測技術衛星(たいち)」、同年二月十八日十五時二十七分に九号機で「運輸多目的衛星新二号(ひまわり七号)」、同年九月十一日十三時三十五分に十号機で「情報収集衛星光学二号機」、同年十二月十八日十五時三十二分に十二号機で「技術試験衛星Ⅲ型(きく八号)」、平成十九年二月二十四日十三時四十分に十二号機で「情報収集衛星レーダー二号機」及び「光学三号機実証衛星」、同年九月十四日十七時三十一分に十三号機で「月周回衛星(かぐや)」等、平成二十年二月二十三日十七時五十五分に十四号機で「超高速インターネット衛星(きずな)」の打ち上げを実施した。

また、お尋ねの警備人数については、これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(十二)について

情報収集衛星の打ち上げに際しては、独立

受けているところであるが、鹿児島県警察においては、警備要請の有無にかかわらず、諸般の情勢に応じて、必要な警戒警備を実施している。

(十三)について

平成二十年十一月一日現在、独立行政法人宇宙航空研究開発機構においては、宇宙技術開発会社から二十三名、株式会社エイ・イー・エスから十五名、三菱重工業株式会社から十三名、三菱電機株式会社から十一名、株式会社IHIから十一名、株式会社コスモテックから十名、株式会社IHIエアロスペースから九名、H.I.REC株式会社から八名、日本レコードマネジメント株式会社から六名、川崎重工業株式会社から六名、富士通株式会社から五名、三菱スペース・ソフトウエア株式会社から四名、株式会社IHIエアロスペース・エンジニアリングから四名、ソラン株式会社から四名、日本電気株式会社から三名、大興電子通信株式会社から三名、社団法人日本経済団体連合会から三名、航空宇宙システム株式会社から三名、日本電気株式会社スペースサービスから三名、株式会社IHIエスキューから三名、日本電気ファクトリエンジニアリング株式会社から二名、大陽日酸株式会社から二名、千代田アドバンスト・ソリューションズ株式会社から二名、昭和電工株式会社から二名、三菱マテリアル株式会社から二名、三菱ブレシジョン株式会社から二名、株式会社富士通アドバンストソリューションズ

号外 報

から二名、株式会社日本旅行から二名、ジェイ・アール・イー株式会社から二名、明星電気株式会社から一名、富士通エフ・アイ・ピー株式会社から一名、富士重工業株式会社から一名、日油株式会社から一名、日本飛行機株式会社から一名、日本電気通信システム株式会社から一名、日本アビオニクス株式会社から一名、東京エレクトロニックスシステムズ株式会社から一名、中菱エンジニアリング株式会社から一名、多摩川精機株式会社から一名、綜合警備保障株式会社から二名、新日鐵ソリューションズ株式会社から一名、三向ソフトウェア開発株式会社から一名、三栄ハイテックス株式会社から一名、株式会社日立プラントテクノロジーから一名、株式会社東芝から一名、株式会社九電工から一名、株式会社バスコから一名、株式会社シーピーブロッサムから一名、株式会社ケイ・ジー・ティーから一名、株式会社クオテックから一名、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから一名、株式会社SRAから一名、沖電気工業株式会社から一名、ネットワンシステムズ株式会社から一名、テック航空サービス株式会社から一名、セコム株式会社から一名、日本エア・リキード株式会社から一名、株式会社日本航空インター・ショナルから一名、NECメディア・プロダクツ株式会社から一名、MHIエアロスペースシステムズ株式会社から一名、KDDI株式会社から一名を受け入れている。

内閣衛星情報センターの職員の出身企業名、人數等については、情報収集衛星の運用等にかかる事項であり、これらを明らかにすること

により、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(十四)について
お尋ねの出張者名、出張先や出張目的について

では、これらを明らかにすることにより、情報収集衛星の運用等の実態が明らかとなり、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(十五)及び(十六)について
政府としては、情報収集衛星について、福岡県西方沖地震のような大規模災害への対応においても有効に活用しているところであります。答弁内容に誤りはない。また、御指摘の消防庁次長に対する処分又は訓告等は行われていない。

(十七)について
情報収集衛星については、「情報収集衛星の導入について」(平成十年十二月二十二日閣議決定)において、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とすることが定められており、政府としては、当該閣議決定に基づき、安全保障とともに大規模災害への対応においてもこれを有効に活用しているところである

量及び提供した画像の数量については、これらを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(十八)について
情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とするものであり、政府としては、今後とも、これを有効に活用してまいりたい。

必要な情報の収集を主な目的とするものであり、政府としては、今後とも、これを有効に活用してまいりたい。

(十九)について
御指摘の委託研究については、平成十五年度及び平成十六年度に実施したが、その結果、当時の委託先である石川島播磨重工業株式会社が想定した新型国産打ち上げロケットであるGXロケットと情報収集衛星との間に整合性があるとの見通しが得られたところである。なお、情報収集衛星はGXロケットによる打ち上げを前提として開発されているものではない。

また、GXロケットの需要の見通しについては、今後、調査、検討を行うこととしている。また、GXロケットの需要の見通しについては、今後、調査、検討を行うこととしている。

一方、沖縄戦における犠牲者の遺骨収集は国の責任であるが、未だに果たされていない。また、防空壕や自然壕(ガマ)の実態究明は進んでおらず、そこに眠る犠牲者の遺骨は放置されたままである。政府の無策ぶりには怒りと悲しみを強く覚える。

一方、沖縄戦における犠牲者の遺骨収集は国の責任であるが、未だに果たされていない。また、防空壕や自然壕(ガマ)の実態究明は進んでおらず、そこに眠る犠牲者の遺骨は放置されたままである。政府の無策ぶりには怒りと悲しみを強く覚える。

以下、質問する。

一 佐賀県にNPO法人「戦没者を慰靈し平和を守る会」という団体がある。このNPO法人は、海外や沖縄で防空壕を調査し、犠牲者の遺骨発掘調査、收骨活動をボランティアで行っている。その献身的活動に頭が下がる。政府は、

沖縄戦における犠牲者が何名で、そのうち、平成二十年までに收骨した遺骨の数はいくらか、また、未收骨(未帰還)の遺骨の数を明らかにした上で、この様な状況についての見解を示されたい。

平成二十年十一月二十八日提出
質問 第二十九二号

沖縄戦犠牲者の未収遺骨と防空壕等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

二 政府は、沖縄戦犠牲者の收骨事業に現在どのように取り組んでいるのか、今後どのように取り組むのか、そのための予算措置を具体的に明らかにした上で見解を示されたい。

三 沖縄では、未だに防空壕や自然壕(ガマ)などに犠牲者の遺骨が放置されている。沖縄戦では、防空壕や自然壕(ガマ)に避難した住民が旧日本軍によって、砲煙弾雨の中に追い払われたことも多い。沖縄県糸満市が発表したところによると、同市内に配置されている二百四十カ所の防空壕のうち、手付かずの未確認壕が百五十カ所もあり、沖縄県の調査では県内に一千カ所を超える未確認壕があるという。政府は、沖縄県における防空壕、埋没壕、自然壕(ガマ)はい

くつあると考えるが、未確認壕はいくつか、その数を市町村毎に明らかにし、壕が旧日本軍、住民いすれによる構築か、それとも自然壕(ガマ)なのかを区分して示した上で、この様な状況についての見解を明らかにされたい。

四 沖縄県首里城地下の旧三十二軍司令部壕の調査結果、遺骨収集作業の現状と今後の作業予定、そのための予算措置と政府の対応について明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二九二号

平成二十年十一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄戦犠牲者の未収遺骨と防空壕等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄戦犠牲者の未収遺骨と防空壕等に関する質問に対する

答弁書

一について

厚生労働省として把握している沖縄における戦没者は、約十八万六千五百人である。平成二十年三月までに収集した遺骨の数は十八万六千四百四十二柱であり、未収集の遺骨数は約三百五十柱程度と考えている。厚生労働省としては、今後とも、沖縄県、沖縄県民等の協力も得ながら遺骨の収集に努めてまいりたい。

二について

山野の開発等で散発的に発見される遺骨については厚生労働省の委託を受けた沖縄県が、それ以外の遺骨については厚生労働省が、収集を行つており、今後とも、沖縄県、沖縄県民等の協力も得ながら遺骨の収集に努めてまいりたい。

四 沖縄県首里城地下の旧三十二軍司令部壕の調査結果、遺骨収集作業の現状と今後の作業予定、そのための予算措置と政府の対応について明らかにされたい。

右質問する。

厚生労働省においては、沖縄における収集を含め遺骨収集に係る経費として、平成二十年度予算に約二億四千万円を計上しているところであります。このうち、沖縄県に対する遺骨収集の委託に係る予算額は、六百十三万円である。

三について

お尋ねの「防空壕、埋没壕、自然壕(ガマ)」、「未確認壕」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、住民の身体、生命及び財産に係る災害を未然に防止するための資料とする目的

予算に約二億四千万円を計上しているところであります。このうち、沖縄県に対する遺骨収集の委託に係る予算額は、六百十三万円である。

三について

お尋ねの「防空壕、埋没壕、自然壕(ガマ)」、「未確認壕」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、住民の身体、生命及び財産に係る災害を未然に防止するための資料とする目的

予算に約二億四千万円を計上しているところであります。このうち、沖縄県に対する遺骨収集の委託に係る予算額は、六百十三万円である。

四について

お尋ねの「沖縄県首里城地下の旧三十二軍司令部壕の調査が何を指すか明らかではないが、実態調査においては、沖縄県から、沖縄県

那覇市首里当蔵町三丁目首里城地下に所在する壕については、「入り口は完全に封鎖されており、壕内に入れない」、「今後の対応は現在調整

施した平成十七年度特殊地下壕実態調査(以下

「実態調査」という)においては、沖縄県から、県内に二百四十八箇所の築造された地下壕が存

在しております。その市町村別の内訳は、那覇市七十六箇所、宜野湾市一箇所、石垣市二十二箇

所、浦添市十箇所、糸満市三十七箇所、沖縄市

二箇所、宮古島市三箇所、本部町二箇所、恩納村六箇所、金武町六箇所、伊江村一箇所、読谷村七箇所、北谷町九箇所、北中城村一箇所、中城村二箇所、西原町七箇所、東風平町二箇所、玉城村三十四箇所、佐敷町二箇所、南風原町二箇所、渡嘉敷村五箇所、竹富町十一箇所である

との報告を受けている。なお、当該市町村名は、平成十七年十月一日時点のものである。

また、建築主体別の内訳は、旧軍によるものが六十七箇所、不明なものが三十七箇所であるとの報告を受けている。

これらの地下壕のうち、旧軍、地方公共団体、その他これに準ずるもののが築造したものであつて、建築物等に対する危険度が増し放置し難いものについては、その埋戻し等の対策を推進しているところである。

四について

お尋ねの「沖縄県首里城地下の旧三十二軍司令部壕の調査が何を指すか明らかではないが、実態調査においては、沖縄県から、沖縄県

那覇市首里当蔵町三丁目首里城地下に所在する壕については、「入り口は完全に封鎖されており、壕内に入れない」、「今後の対応は現在調整

施した平成十七年度特殊地下壕実態調査(以下

「実態調査」という)においては、沖縄県から、県内に二百四十八箇所の築造された地下壕が存

在しております。その市町村別の内訳は、那覇市七

十六箇所、宜野湾市一箇所、石垣市二十二箇

所、浦添市十箇所、糸満市三十七箇所、沖縄市

二箇所、宮古島市三箇所、本部町二箇所、恩納

村六箇所、金武町六箇所、伊江村一箇所、読谷

村七箇所、北谷町九箇所、北中城村一箇所、中

城村二箇所、西原町七箇所、東風平町二箇所、

玉城村三十四箇所、佐敷町二箇所、南風原町二

箇所、渡嘉敷村五箇所、竹富町十一箇所である

平成二十年十一月二十八日提出
質問 第二九三号

ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する質問主意書

一本年十一月二十二日、佐藤勉内閣府沖縄北方担当大臣は、北方領土視察のため北海道根室市に入り、記者会見(以下、「会見」という)をしております。「会見」の場で佐藤大臣は、ロシア政府による北方領土開発に関し「世界経済の状況を見た時に、いつまでも継続するとは思っていない旨、述べたと承知するが、右の佐藤大臣の

発言は、二〇〇七年から二〇一五年までの期間

で、ロシア政府による北方領土の開発を推進す

るクリール経済社会発展計画(以下、「計画」という)に触れたものと理解して良いか、確認を求める。

二 佐藤大臣が、ロシア政府による北方領土開発がいつまでも継続するとは思えないと認識しているのはなぜか。どの様な世界状況を見てそう考へるのか、具体的な根拠を示されたい。

三 「計画」は二〇一五年まで継続されるものであるが、佐藤大臣は、ロシアによる北方領土開発はいつ頃まで続くとの見通しでいるのか説明されたい。

四 佐藤大臣としては、具体的にどの様にして北方領土問題の解決を図るべきであると認識しているのか。佐藤大臣は「会見」で、ロシア政府による北方領土開発が統かなくなる日が来る旨述べているが、右は、我が国として積極的にロシア政府との交渉にあたるよりも、ロシア政府が北方領土の開発を持続することが困難になる時

官 報 (号 外)

い占めについての政府見解をえたことを表していると理解してよいか。確認を求める。

一 麻生總理は、韓国資本による対馬の不動産買
い占めについて、かつて「合法的に買われてい
る」と特段問題視しない旨述べていたと承知す
るが、現在も問題視しない考えに変化はない
か。

百二十人に相当し、発議した議員数は、勢力として決して小さなものではないと考える。右五
十人の国会議員は、韓国国民の負託を受けて選
出された議員であり、「決議」の背景には、対馬
が韓国の領土であると認識している相当数の韓
国国民の意識があるものと考えるところ、現在
政府が「対馬が我が國固有の領土であり、大韓
民国政府も対馬を同國の領土として認識してい

七一號)八及び九について並びに前回答弁書(平成二十年十一月二十一日内閣衆質一七〇第二三〇号)三についてでお答えした内容を踏まえた上で、自衛隊施設の周辺状況等についての保全の重要性や領土保全は国家の最重要課題であるとの一般的な見解をそれぞれ述べたものであり、答弁書と矛盾しているとの御指摘は、当たらないと考えている。

で十五人を相手にする格闘訓練を受けていた男性三等海曹(以下、「三等海曹」という。)が意識不明になり、約二週間後に死亡した事件(以下、「三等海曹死亡事件」という。)につき、現在海上自衛隊の事故調査委員会による調査と、海上自衛隊警務隊による捜査が行われ、本年十月二十二日、その中間報告が公表された。「前回答弁書」では、当該調査と捜査につき、更に継

韓国資本による不動産買い占めや、本年七月二十二日、韓国国会において五十人の韓国国会議員により発議された、我が國の対馬も韓国の領土であるとする決議(以下、「決議」という。)等、対馬に係る問題についての見解は、政府部内で統一されているか。

国世論の動向によつては、右の韓国政府の認識にも何らかの変化が生じる可能性もあると思料するが、右に対する政府の見解如何。

前々回答弁書八及び九についてでお答えいたしましたが、
とおりである。

一で、政府として問題視するに至つたのなら、改めて今後何らかの方法により、韓国資本による対馬の不動産買収占めについて調査等を行い、詳細を把握する考えでいるものと理解してよいか。確認を求める。

内閣衆質一七〇第二九四号
平成二十一年十二月九日

仮定の御質問にお答えすることは差し控えた
い。

馬が我が國固有の領土であり、大韓民国政府も
馬を同國の領土として認識していないことは

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 明治 大正

平成二十年十一月二十八日提出
質問 第二九五号

明らかであるとの認識に基づき、引き続き、大韓民国国会の動向等について、注視するととも

〔別紙〕

提出者 鈴木 宗男

る等、適切に対応していく考え方である。」と答弁している。前回質問主意書で触れた様に、「決議」は韓国議会全議席数三百九十九の約六分の一に当たる五十人の国会議員により発議されており、単純に計算するならば、右の比率は我が国国会における全議席数七百二十二のうちの約

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する第三回質問に対する答弁書

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する第三回質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一七二号)を踏まえ、再度質問する。

内閣衆質一七〇号
内閣総理大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 河野 洋平殿
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特
殊部隊における隊員の死亡事件に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の海上自衛隊における死亡事案については、引き続き海上自衛隊吳地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続き行われているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二及び三について

防衛副大臣が、平成二十年十一月十一日に御遺族を訪問し、謝罪したところである。

平成二十年十二月一日提出
質問 第二十九六号
官 麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとして逮捕された人物に対する起訴猶予処分についての警察庁の見解等に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

等で現行犯逮捕された三名(以下、「三名」とい

う。)に対し、東京地検が「起訴するほどの悪質性はない」として起訴猶予処分にしたことが明らかになつた。右をふまえ、以下質問する。

一 「三名」に起訴猶予処分が下されたのはいつか。

二 「三名」に起訴猶予処分が下されたのはなぜか。検察庁の説明を求める。

三 「三名」に起訴猶予処分が下されたことを警察

庁はいつ知ったか。

四 「ツアーチーム」自らが撮影した映像(例えば<http://asoudetekoiq.blog8.fc2.com/blog-entry-6.html>の動画)等には、現場で「よし」とのかけ声で指示を出し、「三名」逮捕の指揮を直接とつた警察官の映像が映し出されているが、右の警

察官の官職氏名は柏木國廣警視庁公安部公安第一課長で間違いないか。確認を求める。

五 「三名」に起訴猶予処分が下されたことは、

三名の逮捕が柏木課長はじめ現場の警察官の行き過ぎた行為であり、権力の乱用であったこと

とを示すものであると考えるが、今回「三名」が起訴猶予処分となつたことについての警察庁の見解を示されたい。

六 「三名」に起訴猶予処分が下されたことを受けて、警察庁において柏木課長はじめ現場の警察官、またはその上司等に対し、何らかの処分は下されるか。下されるとしたら、その処分事由は何か。

麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとして逮捕された人物に対する起訴猶予処分についての警察庁の見解等に関する質問主意書
(以下、「ツアーチーム」という。)に所属し、本年十月二十六日、東京都公安条例違反や公務執行妨害

内閣質一七〇第二九六号

平成二十年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとして逮捕された人物に対する起訴猶予処分についての警察庁の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

二について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

三について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

四について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

五について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

六について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

七について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

八について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

九について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

十について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

十一について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

十二について

お尋ねは、警察の捜査の具体的な内容等に関するものであり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控えた

か。

提出者 鈴木 宗男

平成二十年十二月一日提出
質問 第二十九七号

汚染糞不正輸出問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する再質問主意書

汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責

任並びに同省による被害救済策等に関する

再質問主意書

我が国が九五年度より一定量輸入することを義務付けられている外国産米のうち、農薬等により汚染され、食用ではなく工業用に限定して使用されるはすだつた米が、大阪市の米加工販売会社三笠フーズ等により不正に食用に転売され、大きな社会問題（以下、「汚染米転売問題」という。）となつた。このことについて調査を行うべく内閣府に設けられた、但木敏一弁護士を座長とする事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議は、本年十一月二十五日、当該調査の報告書（以下、「報告書」という。）を野田聖子内閣府消費者行政推進担当大臣に提出した。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第二一六号）を踏まえ、再質問する。

一 「報告書」によると、「汚染米転売問題」に係る農林水産省の責任として、①食の安全の確保の重要性に関する認識の欠如、②消費者目線の欠如、③業務の縦割り意識並びに組織の硬直性、④当然予想される問題に対する危機意識等の欠如、⑤全国統一的な事務処理指針の欠如等の農水省の怠慢の五点につき主に指摘されているが、「報告書」が提出された今、農水省として「汚染米転売問題」に対しどの様な認識を有しているか説明されたい。

二 「報告書」を受けて石破茂農水大臣は、大臣報酬二ヶ月分の自主返納等、自身に対しても処分を下す考えでいると報道されている。「汚染米

転売問題」に係る農水省での処分について、「前回答弁書」では「國家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）違反事案については、国家公務員倫理審査会と協議の上、本年十月三十一日に、農林水産省北海道農政事務所の専門官及び課長補佐を戒告、農林水産省中国四國農政局の管理職を訓告、農林水産省本省の専門官及び農林水産省関東農政局静岡農政事務所の管理職を厳重注意、農林水産省農林水産研修所の管理職を口頭注意としたところである。」との答弁がなされているが、「報告書」が提出された今、農水省においてどの職員にどの様な処分が下される予定でいるのか、改めて説明されたい。

三 「汚染米転売問題」については、現在の石破大臣のみでなく、同問題に關係する期間に大臣を務めた者、さらにはその当時の副大臣、大臣政務官にも責任があると考えるが、農水省の見解如何。

臣のみでなく、同問題に關係する期間に大臣を務めた者に対し、自主的に責任を取ることを求める考え方のないなら、その理由を明らかにされたい。

六 「汚染米転売問題」に最も大きな責任を負う省政府が農水省であることは間違いないが、例えば食品衛生に関しては厚生労働省と、同問題は、決して農水省だけの瑕疵によるものではなく、政府全体を覆ういわゆる縦割り行政、無責任体制が発端であると考える。政府として、省庁間の連携や縦割り行政の抜本的改革等、今後どのようにして再発防止に取り組む考えでいるのか説明されたい。

右質問する。

五 国民年金の記録がざんに扱われた、いわゆる消えた年金問題（以下、「年金問題」という。）

では、政府として歴代社会保険庁長官に対し、寄付という形でこれまで受けた報酬の一部を返還するという形で責任を取ることを求めていた

臣、大臣政務官を務め、同問題について監督責

任を負う者に対し、何らかの形で責任を取ることは求めていなかつたと承知する。少なくとも選挙により国民の負託を受けている者は、例え現在はその任を離れていたとしても、

自身が在任中に起きた、または後々に顕在化する下地が作られていた問題に對しては監督責任があるのであり、それ相応の形で責任を取るべきであると考える。四で、「汚染米転売問題」に

ついても「年金問題」同様、政府としてそれに関する期間に農水大臣、副大臣、大臣政務官を務めた者に対し、自主的に責任を取ることを求める考え方のないなら、その理由を明らかにされたい。

六 「汚染米転売問題」に最も大きな責任を負う省政府が農水省であることは間違いないが、例えば食品衛生に関しては厚生労働省と、同問題は、決して農水省だけの瑕疵によるものではなく、政府全体を覆ういわゆる縦割り行政、無責任体制が発端であると考える。政府として、省庁間の連携や縦割り行政の抜本的改革等、今後どのようにして再発防止に取り組む考えでいるのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二九七号
平成二十年十二月九日
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する再質問に對する

一について

事故米穀の不正規流通問題については、内閣府に設置された事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）が

平成二十年十一月二十五日に取りまとめた「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議調査報告書（第一次取りまとめ）」（以下「調査報告書」という。）において明らかにされた農林水産省の行政対応に関する問題点の指摘を厳粛に受け止めており、三笠フーズ株式会社等が、用途を工業用に限定した売買契約に違反して、事故米穀を食用に販売していたことを把握できず、これを防止できなかつたことについて、農林水産省に責任があると考えている。

二について

事故米穀の不正規流通問題に係る行政の対応については、有識者会議において、原因究明及び責任の所在の明確化について審議が行われ、調査報告書が取りまとめられたところである。これを踏まえ、農林水産省において平成二十年

十一月二十八日に、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第一項第二号に基づき、農林水産事務次官及び農林水産省大臣官房長を減給二月(俸給月額の十分の二)、林野庁長官、農林水産省農村振興局次長及び農林水产省東北農政局次長を減給一月(俸給月額の十分の一)、農林水産省近畿農政局大阪農政事務所長を戒告とし、農林水産省の内規に基づき、農林水産審議官、水産庁長官、農林水産省総合食料局長、農林水産省經營局長、農林水産省総合食料局次長、同局食糧部長、同局食糧部消費流通課長及び農林水産省中国四国農政局島根農政事務所長を訓告、農林水産省九州農政局福岡農政事務所長を厳重注意、農林水産省東北農政局統計部次長、農林水産省関東農政局東京農政事務所長、農林水産省中国四国農政局香川農政事務所長、農林水産省九州農政局福岡農政事務所長、同農政事務所食糧部長及び同農政事務所食糧部消費流通課長を口頭注意としたところである。また、厚生労働省に出向中の厚生労働省大臣官房審議官については、厚生労働省の内規に基づき、厚生労働省において訓告としたところである。なお、衆議院事務局及び独立行政法人に出向中の職員については、国家公務員法又は農林水産省の内規に基づく懲戒処分又は矯正措置の対象とはならないため、農林水産省復帰後に國家公務員法又は農林水産省の内規に基づき処分を行うこととしている。

三から五までについて

農林水産省としては、調査報告書において、

事故米穀の不正規流通問題の発生原因となつた一連の行政対応について、特に責任が重いとさざれど、農林水産省の内規に基づき、農林水産省内に踏まえ組織の改変などを行つたにもかかわらず、それが効果的に機能せず、職員には「食の安全」を自己の職務とする自覚や責任感に欠け、農林水産省内における業務全体に対する「食の安全」の観点からのチェック機能が働く仕組みを構築し得なかつたことなど、農林水産省全体の状況にかんがみれば、組織上の統括者である歴代の農林水産大臣、事務次官をはじめとする本省幹部職員に対しても強く反省を求めるべき」との指摘を受けたところであり、農林水産省としてこのことを厳粛に受け止め、BSE問題発生以後の歴代大臣及び事務次官に対し、調査報告書の写しを送付したところである。

六について

今般の事故米穀の不正規流通問題を受けて、食品衛生上問題のある事故米穀が国内において流通する可能性をなくす観点から、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)を所管する厚生労働省と米穀の流通等に関する事務を所掌する農林水産省との間で緊密に連絡をとりつつ、当該事故米穀の廃棄や積戻しを行つていくとともに、今後とも、関係府省の担当官からなる事故米穀の不正規流通に関する対応検討チームが平成二十年九月一十二日に取りまとめた

事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急取りまとめ」、調査報告書等を踏まえ、政府は、BSE問題の反省を踏まえ組織の改変などを行つたにもかかわらず、それが効果的に機能せず、職員には「食の安全」を自己の職務とする自覚や責任感に欠け、農林水産省内における業務全体に対する「食の安全」の観点からのチェック機能が働く仕組みを構築し得なかつたことなど、農林水産省全体の状況にかんがみれば、組織上の統括者である歴代の農林水産大臣、事務次官をはじめとする本省幹部職員に対しても強く反省を求めるべき」との指摘を受けたところであり、それも「とのことであり」、「報告を受けている」と、いずれも「機構側からの伝聞によるものである。内閣府として、例えばブレナー理事長の個々の支出ごとの内容を内閣府が実際に見る等、自らが直接その内容の確認はしているのか。再度確認を求める。

平成二十年十二月一日提出
質問 第二十九八号

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の所管省庁である内閣府の同機構に対する監督体制等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の所管省庁である内閣府の同機構に対する監督体制等に関する質問主意書

〔政府答弁書〕(内閣衆質一七〇第二三五号)を踏まえ、質問する。

一 沖縄県恩納村の世界最高水準の自然科学系大学院大学の開設を目指す独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下、「機構」という。)のシドニー・ブレナー理事長が、業務で使用した裏付けのない航空チケットの費用を「機構」側に負担させていたと本年十月四日付の朝日新聞で報じられていたことにつき、「政府答弁書」で内閣府は「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)によると、機構は、御指摘の新聞記事も踏まえ、平成十八年度及び平成十九年度に機構が支出したシドニー・ブレナー理事長の旅費について、個々の支出ごとに内容を確認し、機関の業務に必要でないと認められたものはないことを確認したとのこと

であり、内閣府においては、機関より、その結果について、当該旅費により購入したいわゆる世界一周航空券を同理事長が利用した際の用務等を含めて、先の答弁書(平成二十年十一月四日内閣衆質一七〇第一六〇号)二及び三について述べたとおりの報告を受けている。」との答弁がなされている。右答弁で内閣府は「機関」のブレナー理事長の旅費のあり方は適正であるとしているが、それも「とのことであり」、「報告を受けている」と、いずれも「機関側からの伝聞によるものである。内閣府として、例えばブレナー理事長の個々の支出ごとの内容を内閣府が実際に見る等、自らが直接その内容の確認はしているのか。再度確認を求める。

二 一の朝日新聞記事は、事実でない、または事実を誤認したものであると内閣府は考へているか。

三 二で、一の朝日新聞記事が事実でない、または事実を誤認したものであると内閣府が考へているのなら、それについて、内閣府として朝日新聞に対して何らかの意見を伝えているか。またたは、一の朝日新聞記事の内容は正しくない旨、国民に対して何らかの手段により、説明をしているか。

四 三で、内閣府として朝日新聞に対して何の意見も伝えず、またその記事の内容は正しくない旨、国民に対して何の説明もしていないのなら、その理由を述べられたい。

右質問する。

官報 (号外)

内閣衆質一七〇第二九八号

平成二十年十一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の所管省庁である内閣府の同機構に対する監督体制等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の所管省庁である内閣府の同機構に対する監督体制等に關する質問に對する答弁書

平成二十年十二月一日提出
質問 第二十九九号

後期高齢者医療保険料の滞納に関する質問主意書

提出者 山井 和則

一から三までについて
厚生労働省としては、お尋ねの保険料の滞納者数については把握していないが、毎年度終了後、後期高齢者医療広域連合から、前年度の事業状況について報告を求めることとしており、当該報告により、保険料の滞納の状況についても把握することとしている。また、このような年度ごとの報告以外にも必要に応じて、報告を求めてまいりたいと考えている。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療保険料の滞納に関する質問に對する答弁書

内閣衆質一七〇第三〇〇号
平成二十年十二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆質一七〇第三〇〇号
内閣総理大臣 麻生 太郎

員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会が報告書を公表したが、今後、厚生労働省、社会保険庁は自ら調査を行うのか、行わないのか。
二 一について、行うのならば、いつ、どのような調査をするのか。
三 一について、まだ決まっていないならば、いつまでに決めるのか。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べた厚労大臣直属の調査委員会に関する質問主意書

平成二十年十二月一日提出
質問 第三〇〇号
年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べた厚労大臣直属の調査委員会に関する質問主意書

提出者 山井 和則

一から三までについて
現在、厚生年金保険に係る標準報酬月額の遡及訂正処理が事実に反して行われた可能性がある厚生年金受給者約二万人について、社会保険事務所の職員が訪問調査を行っているところである。また、平成二十一年四月から、被保険者

二から四までについて
御指摘の記事については、その内容が必ずしも明確ではない部分もあること、及び機構によると、理事長の旅費に関する書類の一部に不備

お尋ねの「自らが直接その内容の確認」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十年十一月二十一日内閣衆質一七〇第二三五号)一から三までについて述べたとおり、内閣府においては、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)より、平成十八年度及び平成十九年度に機構が支出したシドニー・ブレナー理事長の旅費(以下「理事長の旅費」という。)により購入したいわゆる世界一周航空券を理事長が利用した際の用務等についても報告を受けたものである。

二 一について、このまま調査しないのであれば、滞納者が何人いるのか、いつ明らかになるのか。自治体からの調査結果はいつ上がってくるのか。

二 一のようすに滞納者が約二〇万人いることをば、滞納者が何人いるのか、いつ明らかになるのか。自治体からの調査結果はいつ上がってくるのか。

内閣衆質一七〇第二九九号

平成二十年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療保険料の滞納に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療保険料の滞納に関する質問に對する答弁書

内閣衆質一七〇第三〇〇号
平成二十年十二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆質一七〇第三〇〇号
内閣総理大臣 麻生 太郎

年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べた厚労大臣直属の調査委員会に関する質問主意書

一一月二八日に年金記録改ざんへの社保庁職

に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便」を送付するとともに、同年中

に、「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせ」の送付を開始し、御本人に記録の確認をしていただきこととしており、これらの調査や確認の過程で、社会保険事務所の職員が溯及訂正処理に不正に関与していなかったのではないかと疑われる事案が確認された場合には、必要な調査を行うこととしている。

また、御指摘の調査委員会が報告書の作成に当たって参考とした資料の内容について精査した上で、事実関係等の解明を行つてまいりたいと考えている。

平成二十年十二月一日提出
質問 第三〇一號

省庁の地方出先機関の新築工事等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

本年に記録の確認をしていただきこととしており、これらの調査や確認の過程で、社会保険事務所の職員が溯及訂正処理に不正に関与していなかったのではないかと疑われる事案が確認された場合には、必要な調査を行うこととしている。

また、御指摘の調査委員会が報告書の作成に当たって参考とした資料の内容について精査した上で、事実関係等の解明を行つてまいりたいと考えている。

一 国会に提出された予算要求資料に本工事はどうのように記載されていたか。

二 國土交通省大臣官房官房営繕部作成の平成二〇年度官房営繕関係予算概要(平成二〇年一月)には、特定施設整備事業の項目に仙台第一地方合同庁舎(増築棟)とある。なぜ新築と明記しなかつたのか。

三 今後、予定されている地方出先機関が入るすべての建物の新築、増築、改築計画を金額とともに詳細にお示し願いたい。

四 現在、地方出先機関と地方自治体における二重行政批判をはじめ、国の出先機関の見直し機運が高まっている。徹底的に国の出先機関を整理統合すべきと考える。

そのような中において、出先機関の建物を一〇〇億円以上かけて新築するということはいかがなものか。見解をお尋ねする。

五 政府は、すみやかに地方出先機関の徹底した整理統合計画を立案し、工程表をまとめるべきと考える。それまでの間、現在、計画されている緊急性を要しない新築、増築、改築計画はいつたん、白紙に戻すか、凍結すべきと考えるが、いかがか。

以上、内閣の見解を問う。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのでなく、必ず質問番号ごとに分けて誠実に回答を頂くことを重ねてお願ひする。

右質問する。

内閣衆質一七〇第三〇一号

平成二十年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

仙台第一地方合同庁舎(増築棟)

は、「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成十七年九月二十七日中央防災会議決定等に基づき、庁舎の集約化等を図った上で、地震時における防災拠点としての機能を有する庁舎として整備に取り組んでいるものであるが、いずれにしても、その整備に関しては、地方分権改革に関する議論等も踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと考えている。

新築工事等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出省庁の地方出先機

関の新築工事等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの工事については、第一百六十九回国会に提出した「財政法第二十八条等による平成二十一年度予算参考書類」の七百六十八頁に「仙台第一地方合同庁舎(増築棟)」の「施設の整備」と記載されている。

二について

お尋ねの工事については、既存の仙台第一地方支分部局の庁舎の新築、増築及び改築について、個々の必要性及び緊急性を踏まえ行つては、個々の必要性及び緊急性を踏まえ方分権改革に関する議論等も踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと考えている。

五について

なお、政府としては、「経済財政改革の基本方針二〇〇八」(平成二十年六月二十七日閣議決定)に基づき、地方支分部局の改革を実現するための計画を平成二十一年度内に策定することとしている。

三について

お尋ねの「今後、予定されている地方出先機

関が入るすべての建物の新築、増築、改築計画」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、また、地方支分部局のすべての庁舎に関して調査を行うことは、膨大な作

業を要することから、お答えすることは困難である。

四について

仙台第一地方合同庁舎(増築棟)

は、「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成十七年九月二十七日中央防災会議決定等に基づき、庁舎の集約化等を図った上で、地震時における防災拠点としての機能を有する庁舎として整備に取り組んでいるものであるが、いずれにしても、その整備に関しては、地方分権改革に関する議論等も踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと考えている。

新築工事等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出省庁の地方出先機

関の新築工事等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの工事については、既存の仙台第一地方支分部局の庁舎の新築、増築及び改築について、個々の必要性及び緊急性を踏まえ方分権改革に関する議論等も踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと考えている。

五について

なお、政府としては、「経済財政改革の基本方針二〇〇八」(平成二十年六月二十七日閣議決定)に基づき、地方支分部局の改革を実現するための計画を平成二十一年度内に策定することとしている。

三について

お尋ねの「今後、予定されている地方出先機

関が入るすべての建物の新築、増築、改築計画」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、また、地方支分部局のすべての庁舎に関して調査を行うことは、膨大な作

業を要することから、お答えすることは困難である。

この工事に関してお尋ねする。

官 報 (号 外)

質問主意書の答弁書作成等に関する質問主
意書

平成一七年二月七日衆議院予算委員会にて、質問主意書の答弁書作成に関して、官房長官から「これが大変なサービス残業になつて、しかも、エリートでない官僚のことだ」との発言があつた。そこでお尋ねする。

一 質問主意書の答弁書作成は、残業になつた場合でも残業代を支払わない、いわゆるサービス残業で作業がなされているのか。

そうだとすれば、残業代を支払うべきと考えるがいかがか。

二 最近の質問主意書の答弁書は、手抜き答弁が目にあるが、平成一五年時点と比較して、答弁書作成のルールが変わつたのか。変わつたとすればその内容を詳細にお示し願いたい。

三 平成一五年時点では、多くの答弁書で期限延長がなされ、丁寧に答弁書作成がなされていたが、なぜ、最近は期限を延長した上で丁寧な答弁書作成がなされないのか。

四 野党やマスコミからの資料要求に関しては、サービス残業で作成する場合があるのか否か、お答え願いたい。

五 仮に野党やマスコミの資料要求対応がサービス残業でなされる場合、官僚サイドは資料要求に真面目に応えようという意欲が減退して、国民の知る権利も侵されかねない。残業代をきちんと支払うべきと考えるがいかがか。

国家公務員に残業代を支払わない場合、どのような法令に違反するのか。お示し願いたい。

六 本年九月一二日に導入された、自民党国会対策委員会による、野党やマスコミからの省庁への資料要求を事前審査する、いわゆる事前審査制は現在も続いているのか。続いていないのであれば、現在はどのような扱いになつているのか。

七 官房長官発言の「サービス残業」とはどのような意味か。

八 官房長官発言の「しかも、エリートでない官僚のことだ」とはどのような意味か。エリートではないとは、いわゆるノンキャリアを指すのか。

以上、内閣の見解を問う。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのでなく、質問番号ごとに、必ず分けて、誠実に回答を頂くことをお願いする。

右質問する。

内閣衆質一七〇第三〇二号

平成二十一年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出質問主意書の答弁書作成等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

二及び三について

政府としては、従来より、国会法(昭和二年法律第七十九号)の規定等に従い、質問主意書に対する答弁をしてきたところであるが、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて答弁をしているところである。

六について

野党からの各府省に対する資料要求への対応について、本年九月十二日の自由民主党国会対策委員会から各府省への依頼を踏まえて情報提供を行ふか否か、また、いつ行ふかについて

は、各府省の大臣の責任の下で、適時適切に判断を行つてはいる。なお、同委員会からのこの依頼は、野党からの資料要求に関するものであり、マスコミからの資料要求を対象とするものではない。

御指摘の内閣官房長官の発言については、平成十七年当時のものであり、また、会議録上これらの発言の直後の発言も明らかでないことがら、その意味を現時点において確認することは困難である。

七及び八について

平成二十年十二月一日提出 質問 第三〇三号

死亡事故を起こしたシンンドラー社製エレベーターをはじめ警察に押収された事故を起した製品の調査に関する質問主意書 提出者 長妻 昭

衆議院議員長妻昭君提出質問主意書の答弁書作成等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

死亡事故を起こしたシンンドラー社製エレベーターをはじめ警察に押収された事故を起こした製品の調査に関する質問主意書

二年前の平成一八年六月三日、東京都港区で、シンドラー社製のエレベーターがドアを開いたまま急上昇し、一六歳の高校生男子がはさまれ窒息死した。

警察が事故機を押収したが、未だ遺族には原因も知られていない。

エレベーター所管省庁の国土交通省ですら二年

半たつてやつと警察に押収された事故機を見せてもらうという。そこでお尋ねする。

一 國土交通省は、これまでなぜ、当該事故機を実際に見て、調査しなかったのか。また、これまで警察に事故機を調査させてほしい旨の依頼をしたのか。依頼をしていなければ、なぜなのか。

二 事故から二年半も國土交通省が事故機の調査をしなかつたことに関して政府は適正だつたと考えるか。なぜ、二年半たつた今、事故機の調査をするのか。

三 なぜ、警察はこれまで当該事故機を國土交通省にすら見せなかつたのか。同じ公務員で守秘義務も課されているのになぜなのか。そしてなぜ、今、事故機を國土交通省に見せるという決断をしたのか。

四 1 本事故以前及び本事故後、シンドラー社製のエレベーター事故は何件把握しているのか、件数を本事故以前と本事故後に分けてそれぞれお示し願いたい。また、事故ごとに原因など詳細をお示し願いたい。

2 本事故後に再度事故がある場合は、二年半たつても事故原因の解明ができないために、その後の事故が防止されなかつたということなのか。見解を問う。

3 本事故以前及び本事故後、シンドラー社製

以外のエレベーター事故は何件把握しているのか、件数を本事故以前と本事故後に分けてそれぞれお示し願いたい。また、事故ごとにメーカー名と原因など詳細をお示し願いたい。メーカー名が公表できない場合は、どのような法令に基づいて公表しないのか、根拠法令もお示し願いたい。

4 また、國家公務員のエレベーターメーカーや関連保守会社等への天下り人数をお示し願いたい。把握していないのであれば、すべての天下りを調査するつもりはないのか。

5 今後の事故防止のために、どのような対策を取るのか。対策ごとに期限を記載してお示し願いたい。

6 シンドラー社製またはシンドラーグループ社製のエレベーターの海外の事故は何件把握しているのか。また、今回と類似の事故はあったのか。

7 諸外国において、二重ブレーキを義務化または法制化した時期をお示し願いたい。二重ブレーキを義務化または法制化した理由を併せて各国情ごとにお示し願いたい。

8 日本でも二重ブレーキを義務化する予定だが、本件事故は、今回義務化する二重ブレーキがあれば防げたものだったのか。

今回の事故において政府の責任はあるのか。あるとすれば、政府は遺族に謝罪するつもりはあるのか。

6 今回のケースのように、同種製品等で、再発可能性のある事故が発生した場合、警察は捜査の秘密を盾に、押収した事故機を製品所管省庁にすら見せないことがある。この対応では、原因究明・再発防止を大幅に遅らせてしまう。

今後、同種製品等で、再発可能性のある事故が発生した場合、警察は、事故機を押収した直後から、事故機の所管省庁や関係省庁には、事故機の現物を見せて調査を認めるという措置を取るようにすべきと考えるが、いかがか。

警察庁は、そのような通達を出すべきと考えるが、いかがか。

以上、内閣の見解を問う。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのはなく、質問番号ごとに分けて誠実に回答を頂くことをお願いする。

右質問する。

二について
お尋ねの点については、これまで警視庁による捜査を優先してきたものであり、政府としては適正な対応を行つてきたと考えている。

国土交通省としては、御指摘の事故の発生から約二年半が経過しても事故原因が明らかになつていないこと等を踏まえ、本年十月に、警察庁を介して警視庁に対し、事故の再発防止の観点からの社会資本整備審議会による事故機の調査について要請したところ、捜査当局から調査は可能である旨の回答があつたことから、調査することとしたものである。

三について
警視庁によると、御指摘の事故機を押収した後、國土交通省から事故機の調査に関する要請に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出死亡事故を起こしたシンドラー社製エレベーターをはじめ警察に押収された事故を起こした製品の調査に関する質問に対する答弁書

官報 (号外)

を受けたことはなかつたところ、本年十月に、同省から当該要請を初めて受けたことから、これに応じることとしたとのことである。

四の1及び2について

国土交通省において、過去五年間に発生したシンドラー・エレベータ株式会社製エレベーターに係る人身事故として把握しているものは、

「本事故以前」である平成十五年八月一日から平成十八年六月三日までの間に発生した一件の事故及び「本事故後」である平成十八年六月四日から平成二十年八月二十日までの間に発生した三件の事故であり、それぞれの事故の発生日及び

態様は、特定行政庁によれば、次のとおりである。なお、御指摘の事故と類似の態様のものはなく、また、これらの事故の原因については把握していない。

(1) 「本事故以前」

①平成十八年一月十四日　かごの着床位置の

(2) 「本事故後」

①平成十八年六月二十四日　かごの着床位置の
のずれ

②平成十九年九月十二日　主索のすべり
のずれ

また、お尋ねの「事故機と同機種を現在も使
用しているケース」の安全性については、先の
答弁書(平成二十年十月二十四日内閣衆質一七

○第一二五号)三についてでお答えしたとおり
である。

四の3について

国土交通省において、過去五年間に発生した
シンドラー・エレベータ株式会社製以外のエレ
ベーターに係る人身事故として把握しているも

のは、「本事故以前」である平成十五年八月一日
から平成十八年六月三日までの間に発生した八
件の事故及び「本事故後」である平成十八年六月
四日から平成二十年八月二十日までの間に発生
した十七件の事故であり、それぞれの事故の発
生日、事故機のメーカー名等及び態様は、特定
行政庁によれば、次のとおりである。なお、
これらの事故の原因については把握していな
い。

①平成十八年七月八日　株式会社日立製作
所　閉じ込め

(1) 「本事故以前」

①平成十五年十月十七日　ナショナルエレ

ベーター工業株式会社　戸のすき間からの
転落

②平成十六年七月八日　三菱電機株式会社
戸への挟まれ

③平成十六年七月十五日　フジテック株式会
社　戸のすき間等への引き込まれ

④平成十八年八月十八日　日本オーチス・エ
レベータ株式会社　閉じ込め

⑤平成十八年八月二十二日　三精輸送機株式
会社　戸のすき間等への引き込まれ

⑥平成十八年八月二十七日　日本オーチス・エ
レベータ株式会社　戸のすき間等への引き込まれ

⑦平成十八年九月二十六日　株式会社日立製
作所　戸に引っかかつたひもによる指の切
断

⑧平成十八年十月二十五日　株式会社日立製
作所　戸に引っかかつたひもによる指等の
切断

⑨平成十九年四月十八日　株式会社日立製作
所　戸の開放による転落

⑩平成十七年七月七日　フジテック株式会
社　戸の開閉異常

⑪平成十九年六月八日　フジテック株式会
社　戸のすき間等への引き込まれ

⑫平成二十年三月二十七日　株式会社日立製
作所　閉じ込め

⑬平成十九年九月十四日　日本オーチス・エ
レベータ株式会社　閉じ込め

⑭平成二十年三月三日　三菱電機株式会社
かごの着床位置のずれ

⑮平成二十年三月七日　東芝エレベータ株式
会社　戸のすき間等への引き込まれ

⑯平成二十一年七月十六日　フジテック株式会
社　戸のすき間等への引き込まれ

⑰平成二十一年八月十二日　株式会社日立製作
所　戸のすき間等への引き込まれ

⑱平成二十一年八月二十二日　日本オーチス・エ
レベータ株式会社　戸のすき間等への引き込まれ

⑲平成二十一年九月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

⑳平成二十一年十月二十七日　日本オーチス・エ
レベータ株式会社　戸のすき間等への引き込まれ

㉑平成二十一年十一月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉒平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉓平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉔平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉕平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉖平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉗平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉘平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉙平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉚平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉛平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉜平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉝平成二十一年十二月二十六日　株式会社日立製
作所　戸のすき間等への引き込まれ

㉞平成十九年六月五日　フジテック株式会
社　かごの着床位置のずれ

㉟平成十九年六月八日　フジテック株式会
社　戸のすき間等への引き込まれ

㉟平成十九年六月八日　フジテック株式会
社　戸の開閉異常

㉟平成十九年六月八日　フジテック株式会
社　戸のすき間等への引き込まれ

式会社、フジテック株式会社、パナソニックホールムエレベーター株式会社、クマリフト株式会社、シンドラーエレベータ株式会社、日本エレベーター製造株式会社及びサイタ工業株式会社及びその関連会社であつてエレベーターの保守点検等を行つてゐる会社(三菱電機ビルテクノサービス株式会社及び株式会社日立ビルシステム)に再就職した者の人数をお示しする

と、二名である。

四の5について

御指摘の事故の再発を防止する観点から、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会の報告を踏まえ、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の改正等を行い、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十二条第三項に基づく定期検査等の具体的な検査方法等を規定し、平成二十年四月一日に施行したところである。また、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の改正を行い、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合等において自動的にかごを制止する装置(以下「戸開走行保護装置」という。)の設置を義務付け、平成二十一年九月二十八日に施行することとしたところである。

四の6について

シンドラーホールディングAG及びその関連会社が製造したエレベーターに係る海外における人身事故については、米国及び香港において

それぞれ一件の事故があつたと承知しているが、現時点においては、これらの詳細についてとは把握していない。

四の7について

お尋ねの諸外国における「二重ブレーキ」の設置の義務付けの状況については把握していない。なお、米国においては、米国機械学会が定めるエレベーターの統一的な規格において戸開走行保護装置の設置に係る規定が、欧州連合においては、欧州標準化委員会が定めるエレベーターの統一的な規格において「二重ブレーキ」の設置に係る規定がそれぞれ設けられていると承知している。

お尋ねは、建築基準法施行令の改正による戸開走行保護装置の設置の義務付けに関するものと思われるが、同改正は、かごの戸及び昇降路

は、適時に、御遺族に説明してきたところではある。

また、政府としては、御指摘の事故に関し、国家賠償法(昭和二十二年法律第二百一十五号)に定める損害賠償責任を政府が負うものではないと考えている。

六について

御指摘の「同種製品等で、再発可能性のある事故が発生した場合」が何を指すかについては必ずしも明らかではないが、警察庁においては、エレベーター等の工作物に起因する事故に関する要請が国土交通省からなされた場合には、都道府県警察が押収した当該工作物の調査等に關する

(日本郵政株式会社の株式の処分の停止)

第二条 政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十九号)附則第三条の規定にかかるらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならない。

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止)

なお、当該事故発生前に、かごを主索で吊るエレベーターにおいて、当該事故と類似の様態の事故が発生していたとの事実は、把握していない。

五について

警察庁としては、御指摘の事故については、

警視庁において現在捜査中のところ、当該捜査の結果を御遺族に連絡する時期を現段階でお答えすることは困難であるが、警視庁において、捜査の進捗状況を、今後の見通しも含め、適時

右の本院提出案を送付する。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案及び同報告書

平成十九年十二月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 江田 五月

第十条の二第一項中「職員」の下に「(以下「管
理職員」という。)」を加える。

2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあつては当該職員

近の人事評価の結果及び当該在職期間における

第十二条第一項第一号中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第二号中「五時間」を「四

第十条の四を第十条の五とする。

の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務
職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)

第十九条の九第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改め、同条第三項中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

時間五十五分に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「四時間」を「三時

円」を「四十万九百円」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二の次に次の二条を加える。

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給

表 秘務職俸給表 公安職俸給表(一) 公安職俸給表(二)
俸給表(一)又は研究職俸給表の適用を受ける職員(管理職員を除く。)が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則によるもの（二）この類に於いて「内部

則で定めるもの(以下この項において「内部
又は外部」)の義務(但該回路又は当該

部局」という)の業務(=該内部部局が置か

れる機関の長がその職務を行うために使用

する庁舎が所在する地域以外の地域に所在

する官署における業務であつて、当該庁舎

における内部部局の業務と同様な業務の特

殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性

があると認められないものとして人事院規

則で定めるものを除く。)

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前

号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び

困難性並びに職員の確保の困難性があると

同種性立てば取扱の操作の同種性なるべく認められるものとして人事院規則で定める

話はいふをやのじて、人見附見て定めるもの

第十九条の七第一項中「その者」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部
「時間」とを削る)
改正

（平成三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

「週間勤務時間」という。(に十分の一)を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げること)をいう。以下この項において同じ。)を行つて得た時間をい。以下この項及び第十三条において同じ。)

に改め、同項第二号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時

に二分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間」に改める。

(施行期日)

第一條 この法律は 平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第八条と第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百八号)附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及び第三項(同条第一項の準用に係る部分に限る。)並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

「一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間」を「十分の一勤務時間」に改め、同項第五号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に改め、該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に

二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から八分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」に改める。

の実証」とする

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部
改正に伴う経過措置)

三号)第一条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容)の新国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするとの承認があつたものとみなす。

3 前二項及び次条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二号）第二条第三項第一

和二十一年法律第二百一十号(第一條第三項第十一号に掲げる防衛省の職員について準用する。

この場合において、第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用す

る新國家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「新國家公務員育児休業法第十二条第三

項」とあるのは、「新國家公務員育児休業法第一
十七条第一項」について準用する所国家公務員育

「第十二条第一項に規定する新國家公務員育児休業法第十二条第三項」と、「第十三条第二

「項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」

と、「第十二条第二項又は第十三条第一項」とあ
るのは「第二十七条第一項において準用する新

国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項、前項中「第十二条第一項」に

三章第一項」と「前項中」の「第二章第一項」とあるのは、)第二十七条第一項において準用する旧

国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「人事院規則で定める内容（国有林野事業を行う国

の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)第二

条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣

臣が定める内容 独立行政法人通則法（平成十二年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特

平成二十年十二月十一日 衆議院会議録第十四号

定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容」とあるのは「政令で定める内容」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、次条中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律(第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日以後において第四条の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「新地方公務員育児休業法」という。)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新地方公務員育児休業法第十条第三項の規定による承認又は新地方公務員育児休業法第十一条第二項において準用する新地方公務員育児休業法第十条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新地方公務員育児休業法第十条第二項又は第十二条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律

第十条第一項に規定する育児短時間勤務をして

いる職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、

施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者をいう。)が定め

る内容の新地方公務員育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認が

あつたものとみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「職員の給与に属する」を「属する」に、「職員の俸給月額」を「俸給月額」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「俸給の特別調整額」の下に「本府省業務調整手当」を加える。

(地方公営企業法の一部改正)

第八条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条 第四項中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間

間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務

時間(以下この項において「週間勤務時間」とい

う。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数

を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行つて得た時間)に二を乗じて得た時間に

十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間(週間勤務時間から八分の一勤務時間

を得た時間をいう。)を加えた時間から十分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間)に五

乗じて得た時間)に改める。

(国有林野事業を行ふ国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第九条 国有林野事業を行ふ国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(平成九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間に五を乗じて得た時間)に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間に二分の一を乗じて得た時間)に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

(第七条第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改める。

(第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(第八条第二項中「七時間四十五分」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第十一條 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十九条第四項中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間

第五十三条第五項中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」といふ。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行つて得た時間をいう。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。)を加えた時間から八分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。)に五分の一を乗じて得た時間」に改める。

第五十三条第五項中「当該職員の一週間當た

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告

すること

3 この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

議案の目的及び要旨

本案は、平成二十年八月十一日付けの一般職の職員の給与及び勤務時間の改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

平成二十一年八月十一日付けの一般職の職員の給与及び勤務時間の改定に関する人事院勧告にかんがみ、本府省業務調整手当の新設、医師等の初任給調整手当額の改定、新たな人事評価

二 議案の可決理由

制度による評価結果の活用のための措置、勤務時間の改定等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

付することに決した。
右報告する。

平成二十一年十二月十一日

別紙

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

医師不足が深刻な社会問題となつてゐる中に

いことを銘記し、医師不足解消のための抜本的な対策を講ずること。

平成二十一年十二月十一日 衆議院会議録第十四号
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

手当導入の趣旨と本府省における勤務の実態を十分踏まえ過不足なく支給対象範囲を定めること。

また、本府省職員が長時間にわたる超過勤務を余儀なくされていることが、職員の心身の健康と本府省ひいては公務全体における人材確保に重大な影響を及ぼしていることにかんがみ、本府省職員の超過勤務の実態把握を行い、早急にその適正化を図ること。

三 非常勤職員について、早急に勤務の実態把握を行い、公務における位置付けを明確にするとともに、常勤職員との処遇の不均衡の是正、任用形態・勤務形態の在り方の検討などに取り組むこと。

四 勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービス水準を維持し、かつ、行政コストの増加を招くことのないよう、公務能率の一層の向上に努めること。

五 公務員制度改革については、労働基本権の在り方を含め、職員団体等の意見を十分聴取し、国民の理解を得るよう最大限努力すること。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第
二号に該当しないもの

国家公務員退職手当法等の一部を改正する

法律

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正す

る。
目次中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第
二条の三」を「第二条の四」に、「第四章 雜則
(第十一条—第十四条)」を「第五章 退職手当
九条・第二十条)」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第一章中第一
条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の
条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この法律において、「遺族」とは、
次に掲げる者をいう。

一 配偶者(届出をしないが、職員の死亡によ
つて事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者
を含む。)
二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職
員の死亡当時主としてその収入によつて生
計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時

主としてその収入によつて生計を維持して
いた親族

七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを「この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「若しく

2 この法律の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同

項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、祖父母については、養父

母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父

母の養父母を先にし父母の実父母を後にす
る。

3 この法律の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この法律の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの法律の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

三 第二項各号に掲げる者を含む。」を加え、「同項の規定にかかるわらず」を「前項の規定にかかるわらず」に改める。

第五条の二第二項中「退職した者」の下に「(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかるわらず」を「前項の規定にかかるわらず」に改める。

七条の三第二項中「退職した者」の下に「(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかるわらず」を「前項の規定にかかるわらず」に改める。

二 退職した者のうち自ら都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の三分の一に相当する額

は第七条の三第一項」を「若しくは第八条第一項」に、「これらの支給を「これらの退職手当」

に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職しめたことがある場合における当該」を「第七条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条

第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部

を支給しないこととする处分を受けたことによつて一般的の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係るに、「又は第七条の三第一項」を「又は第八条第一項」に改め、同項第五号中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者である」に、「又は第七条の三第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者である」に、「又は第七条の三第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者である」に、「又は第七条の三第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者である」に、「又は第七条の三第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者である」に、「又は第七条の三第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

二 退職した者のうち自ら都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の三分の一に相当する額

- 3 退職をし、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合には、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

第十二条の三を削る。

第十二条の二の見出しを「(退職手当の支払の差止め)」に改め、同条第一項を次のように改め

第十三条を第十九条とする。

第十二条の三を削る。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般的な退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事案件に閑し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)を

された場合において、その判決の確定前に

定した場合

- つた退職手当管理機関に改め、同項を同条第
四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え
る。

四項とし 同條第一項の次に次の二項を加え

2 退職をした者に對しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていないとおいて、次の各号のいずれかに該当すると

- ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

新潟道取扱いの事務在職期間中の行
為二種の刑事事件一二、二二の首謀者捕

三　該支拂差止処分を受けた者について

- その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると料するに至つたときであつて、その者

年を経過した場合

第十二条の二第三項を同条第五項とし、同項

- 次に次の一項を加える。

第三項の規定による支払差止処分を行つた

銀閣三泊管理機關は、角核支社等に記入する事

- 退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けないことなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

た者について、当該一般的な退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に

第十二条の第二項中「前項」を「前三項」に、文給を「一時」を「額の支払を」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に、「第四十五条」を「第十九条」に、第三項又は第四十五条に、「した者」を行

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡)による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

第十二条の二に次の二項を加える。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第十三条の規定による退職手当の額の支払を受けたときは、当該一般の退職手当等の額が既に支払を既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下で受けた同条の規定による退職手当の額以下で

あるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

第十二条の二を第十三条とし、同条の次に次の五条及び章名を加える。

第十二条の二について準用する。

（退職後禁録以上の形に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていな

等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

第一項又は第二項の規定による支払差止処第十二条の二に次の二項を加える。

分を受けた者が当該支払差止処分が取り消され
二二二二二二の旨該一段の賃金三当等の領り

されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払

差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受け

る権利を承継した者が第三項の規定による支

手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む差止処分を受けることなく当該一般の退職

む。)において、当該退職をした者が既に第十一条の規定による退職手当の額の支払を受けて

いるときは、当該一般の退職手当等の額から

既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下で

平成二十年十二月十一日 衆議院会議録第十四号

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案及び同報告書

き続いた在職期間中の行為に關し國家公務員法第八十二条第一項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十六条第二項又は国会職員法第二十八条第二項の規定による懲戒免職等処分(以下「再任用職員等に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする处分を行うことができる。

項の規定による処分を行おうとするときは、
当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなけ
ればならない。

第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関する第一項又は第二項の規定により当該一般の

退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、

取り消されたものとみなす。
(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において

て、次の各号のいずれかに該当するときは、
当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退

職をした者に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした

者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の

退職手当等の支給を受けていなければ第十条
第二項、第五項又は第七項の規定による退職

手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規

官報(号外)

につき判決が確定することなく、かつ、第十
五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に起訴された場合において、当該刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後ににおいて第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行なうことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員等に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行なうことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の政令で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第二条第二項並びに第十五条第一項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続法第三章第二节(第二十八条を除く。)の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当・恩給審査会等への諮問)

第十八条 退職手当管理機関(第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。)は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第五条第一項、第六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当・恩給審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当・恩給審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えないければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするとては、最高裁判所規則で定める機関と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これららの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

8 行政手続法第三章第二节(第二十八条を除く。)の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(第一條の四)に改める。

附則第十項及び第十五項中「第二条の三」を

を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項及び第十二項中「第二条の三」を

「第二条の四」に改める。

附則第十三項中「第七条の二」を「第七条の二及び第十九条第三項」に、「同条第一項」を「同法第七条の二第一項」に改める。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第五条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十年法律第九十三号)の一部を次のように改する。

附則第五条第四項中「新退職手当法」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号)附則第二条の規定によるお従前の例による」とされる場合における同法第一

「第二条の四」に改める。

附則第八十七項中「に関する新退職手当法」を「の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号)附則第二条の規定によりなお従前の例による」とされる場合における同法第一

「第二条の四」に改める。

ける同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六条の四第四項第三号」を「第六条の四第四項第六号」に、「第二条の三」を

「第二条の四」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「第二条の三」を「第二条の四」の一部を次のように改正する。

附則第八十七項中「に関する新退職手当法」を「の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号)附則第二条の規定によりなお従前の例による」とされる場合における同法第一

「第二条の四」に改める。

附則第八条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第五条 第十二条第一項及び第三項、第十二条の二並びに第十二条の三第一項」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十二条第一

項、第十三条第一項から第四項まで及び第七項

の例によることとされる場合における同法第一

「第二条の四」に改める。

附則第十二条第一項及び第三項、第十二条の二並びに第十二条の三第一項」を「第十一条第一

項、第二項、第四項及び第五項、第十二条第一

項、第十三条第一項から第四項まで及び第七項

から第九項まで、第十四条第一項(第二号を除く。)、第二項及び第六項、第十五条第一項(第二号を除く。)及び第二項(退職手当法第十六条

法に、「新退職手当法第十二条の二第一項」を「同法第十二条の二第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次の

「第二項」を「第二条の三第二項」に改める。

ように改正する。

附則第三条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項第六号から第九号までの規定中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改める。

第四項第六号」に改め、同条第二項中「同条第四項第三号」を「同条第四項第六号」に改める。

附則第六条第一項の表中「第四項第三号」を「第四項第六号」に改め、同条第二項中「同条第四項第三号」を「同条第四項第六号」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「第八条第三項」を「第十九条第一項」に改める。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のため昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 日本国鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同法第五十一条の規定による改正後の」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第一号)附則第七十六条」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同法第五十一条の規定による改正後の」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第一号)附則第七十六条」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同法第五十一条の規定による改正前の」を「昭和六十一年法律第三十六号」の一部を次のように改正する。

とする処分も取り消すものとする。

第三十一条に次の二項を加える。

7 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職

手当に係る国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、

当該処分を受けていた者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる

は、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

これらの規定による処分が取り消されたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、

当該処分を受けていた者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる

は、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二

十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の二中「恩給法第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審査会」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十七条のうち恩給法の一部を改正する法律附則に三項を加える改正規定中「恩給法第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審査会」に改める。

第十九条 行政不服審査法昭和三十七年法律第六十号第四十五条のうち国家公務員退職手当法第十二条の二第二項の改正規定中「第十二条の二第二項中「行政不服審査法昭和三十七年法律第六十号第四十五条」を「第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十九条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三項の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十条の規定は、この法律の施行の日以後に特定

退職(同条第一項に規定する特定退職)をいう。

以下この条において同じ。)をした再任用職員

(同項に規定する再任用職員をいう。以下この条において同じ。)が退職した場合について適用し、同日前に特定退職をした再任用職員が退職した場合については、なお従前の例による。

第九十七条第一項

組合員若しくは組合員であつた者

、組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する

処分を除く。)を受けたとき又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等

処分(国家公務員退職手当法昭和二十八年法律第六十号第四十五条)第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいふ。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けた

ととする処分若しくは同法第五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けた

組合員若しくは組合員であつた者

加入者若しくは加入者であつた者

又は加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された

懲戒の事由に相当する事由により解雇された

理由

退職手当制度の一層の適正化を図り、もつて公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もつて公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等の行為をしたと認められるに至った者の退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けること。
- 2 総務省に退職手当・恩給審査会を置き、國家公務員退職手当法及び恩給法の規定によりその権限に属させられた事項を処理させる」

とすること。

3 新たな支給制限及び返納制度の内容を踏まえ、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法における共済年金の一部支給制限について所要の改正を行うこと。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

退職手当制度の一層の適正化を図り、もつて公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の一部を返納させることができることとする等の行為をしたと認められるに至った者の退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等の行為をしたと認められるに至った者の退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けること。
- 2 総務委員長 赤松 正雄

平成二十年十二月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年三月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

国民の厳しい批判が寄せられていることにかんがみ、綱紀の肅正をさらに徹底するとともに、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措置を引き続き検討すること。

二 退職後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けた者は、自ら非違行為を行わず、反論の手立て乏しい遺族、相続人の取扱いについては、慎重な配慮を行うこと。

三 退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度については、これにより、いたずらに制裁としての効果を希薄化させ、公務規律の弛緩を招くことがないよう、厳正かつ公正な運用に努めること。また、いわゆる諭旨免職については、今回の退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、適切な対応を図ることとする。

四 今回法律上の措置が講じられていない非特定独立行政法人等については、各法人に対し、国家公務員の場合に準じた検討を行い、必要な措置を講ずるよう要請すること。

五 第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

四十四条第一項中「の株式会社」の下に「(第二項)」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第四十五条第三項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第四十五条第三項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第四十五条第一項中「の子会社」の下に「(第三項)」を加える。

第六条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第二十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第三十四条の障害者就業・生活支援センタ

ターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

第四十四条第一項中「の株式会社」の下に「(第二項)」を加える。

第四十五条第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。」を加える。

第四十五条第三項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。」を加える。

該事業主及び当該申請に係る子会社(以下「関係子会社」という。)について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「関係親事業主」という。)に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

一 当該事業主が第七十八条各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該関係子会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

二 当該事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

三 当該関係子会社が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

四 当該関係子会社がその雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有し、又は他の関係子会社が雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の行う業務

に關し、その行う事業と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

2 関係子会社が第四十四条第一項又は前条第一項の認定を受けたものである場合については、これらの規定にかかわらず、当該子会社又は当該関係会社を関係子会社とみなして、前項(第三号及び第四号を除く。)の規定を適用する。

3 事業主であつて、その関係子会社に第一項の認定を受けたものがあるものは、同項の認定を受けることができない。

4 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(特定事業主に雇用される労働者に関する特例)

第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主(その雇用する労働者の数が常時第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認

定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。)の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「特定組合等」という。)に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定組合等の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

二 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者が行う業務に関し、当該事業協同組合等の行う事業と当該特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。

三 同組合等が第五十三条第一項の障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

四 当該特定事業主が雇用する身体障害者は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

五 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有すること。

六 当該特定事業主が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

2 この条において「事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて厚生労働省令で定めるもの

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 雇用促進事業の目標(事業協同組合等及

「第四十六条第三項」を「第四十八条第六項」に改め、同条第六項中「第四十六条第二項」を「第四

十五条の二第四項は改める。

第七十二条の二中「第四十六条第一項」を「第四十五条の二第四項(第四十五条の三第五項、第四十六条第二項)」に改める。

第七十二条の四第三項を次のように改める。

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第

四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第

一項及び第三項の規定の適用については、精

神障害者である労働者は、第四十四条第一項

第一号、第四十五条の二第一項第三号並びに

第四十五条の二第一項第四号及び第六号にお

いて身体障害者又は知的障害者である労働者

とみなし、第四十四条第一項第三号及び第四

号、第四十五条第一項第三号、第四十五条の

二第一項第二号並びに第四十五条の三第一項

(第四号及び第六号を除く。)及び第三項第一

号中「又は知的障害者である労働者」とあるの

は「知的障害者又は第七十二条の二に規定」

する精神障害者である労働者」と、第四十五

条の二第一項第四号中「若しくは知的障害者

である労働者」とあるのは「知的障害者若し

くは第七十二条の二に規定する精神障害者で

ある労働者」とする。

第七十二条の六中「及び第七十二条第四項」を

削り、「同条第一項」を「第七十一条第一項」に、

「並びに」を「同条第三項及び第四項中「第四十五

「親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る」に改め、「当該子会社及び当該関係会社が」を削り、「支払った額は、」を「支払った額に関する」に改め、「当該子会社及び当該関係会社が支払った額は」に、「のみが在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対して」を「のみが支払った額と、当該特定事業主のみが支払った額と、当該特定事業主が支払った額は当該特定組合等のみが」に改める。

目次中 第六節 重度身体障害者又は重度知能的障害者である短時間労働者等に関する特例 第五節 精神障害者に関する特例(第七十二条の二) 第七十三条
精神障害者以外の障害者に関する特例(第七十二条の二) 第七十三条
身体障害者、知的障害者及び精神障害者に関する特例(第七十四条の二) 第七十四条の三)
(第六十九条—第七十二条) 「第三節 精神障害者 在宅就業に関する特例」
十四条 「第四節 身体障害者 在宅就業に関する特例」
第十五条 「第五節 障害者 在宅就業に関する特例」
に関する特例(第七十四条)に改める。
七十四条の三)
第三十八条第一項中「一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「職員は」を「職員(短時間勤務職員を除く。)は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 前項の職員の総数の算定に当たつては、短時間勤務職員(一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第三項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員をいう。以下同じ。)は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の職員に相当するものとみなす。

第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

第三十ハ条に次の二項を加える

職員の数の算定に当つては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

第四百三十三条第一項中「一週間の所定労働時間
が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働
者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、
厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇
用する労働者（以下「短時間労働者」という。）を
除く。」を削り、同条中第五項を第七項とし、第
四項を第六項とし、同条第三項中「前項」を「第
二項」に、「労働者は」を「労働者（短時間労働者
を除く。）は」に改め、同項を同条第四項とし、
同項の次に次の一項を加える。

第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び第二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、第三項の規定にかわらず、重度身体障

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正

害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である

では、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、身体

障害者又は知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働

著に相当するものとみなす。

を「第四十一条第七項」に、「及び第五項」を「及び第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「規定は」を「規定は第一項第

四号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第四項から第六項ま

5 第四十三条第八項の規定は、第一項の雇用
での規定は】に改め 同項を同条第六項とし
同条第四項の次に次の一項を加える。

する労働者の数及び同項第四号の労働者の総数の算定について準用する。

第四十六条第一項中「第四十五条の二第四項」の下に「から第六項まで」を加える。

時間勤務職員を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の採用に改め、同条第四項中「特

定職種の労働者」の下に「(短時間労働者を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

2 前項第二号の労働者の総数の算定に当たつ

第四十四条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

8 第四十三条に次の一項を加える。
第一項及び前項の雇用する労働者の数並びに第二項の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。以下同じ。）は、その一人をも

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間

害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

八二

第八十八条中「第三十六条」を「第三十三条」に改める。

附則第四条の見出し中「三百人」を「百人」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「二百人」を「百人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに次条及び附則第六条の規定

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三 第三条中附則第四条の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 平成二十七年四月一日

(障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金に関する経過措置)

第二条 その雇用する労働者(第二条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四十三

条第一項に規定する労働者をいう。)の数が常時二百人以上三百人以下の事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四条第二項の規定の適用については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日まで

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

(政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額)とする。

2 新法第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の適用については、前条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、新法第五十条第二項及び第五十四条第二項中「政令で定める金額」とあるのは、「政令

で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

2 新法第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

第三条 その雇用する労働者(第三条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四十三

条第一項に規定する労働者をいう。)の数が常時百人以上三百人以下の事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四条第二項の規定の適用については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日まで

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

(政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額)とする。

2 新法第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の適用については、前条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、新法第五十条第二項及び第五十四条第二

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)の一部を次の

ようにより改正する。

第十一條第一項第六号中「第七十二条第三項」を削る。

附則第五条第一項第一号中「常時三百人以下の労働者を雇用する」を「その雇用する労働者の数が常時二百人以下である」に改める。

第七条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「二百人」を「百人」に改める。

第八条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第三十三条の」を「第二十七

条第一項の規定による」に改める。

第八条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第一百六十九回国会闘法第六九号)に関する報告書

本案は、障害者の雇用機会が十分に確保されていらない状況等にあることにかんがみ、障害者雇用施策の充実強化を図り、働く意欲・能力の一議案の目的及び要旨

で、その主な内容は次のとおりである。

雇用施策の充実強化を図り、働く意欲・能力のある障害者の雇用を一層促進するため、障害者の雇用納付金の徴収等の適用対象を中小企業に拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

二 十二年七月一日からその雇用する労働者の数が常時三百一人以上である事業主に、平成二十七年四月一日から常時百一人以上である

事業主に段階的に拡大すること。

二十二年七月一日からその雇用する労働者の数が常時三百一人以上である事業主に、平成二十七年四月一日から常時百一人以上である

事業主に段階的に拡大すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第一百六十九回国会闘法第六九号)に関する報告書

本案は、障害者の雇用機会が十分に確保され

ていらない状況等にあることにかんがみ、障害者

雇用施策の充実強化を図り、働く意欲・能力の

ある障害者の雇用を一層促進するため、障害者

雇用納付金の徴収等の適用対象を中小企業に拡

大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対

象に追加する等の措置を講じようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

二十二年七月一日からその雇用する労働者の数が常時三百一人以上である事業主に、平成二

十七年四月一日から常時百一人以上である

事業主に段階的に拡大すること。

二十二年七月一日からその雇用する労働者の数が常時三百一人以上である事業主に、平成二

十七年四月一日から常時百一人以上である

就業・生活支援センター等の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、援助等を追加すること。

5 この法律は、一部を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。
二 議案の可決理由

障害者の雇用機会が十分に確保されていない状況等にあることにかんがみ、障害者雇用施策の充実強化を図り、働く意欲・能力のある障害者の雇用を一層促進するため、障害者雇用納付金の徴収等の適用対象を中小企業に拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年十一月十日

厚生労働委員長 田村 憲久

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害者を雇用義務の対象に加えることについて、可能な限り早期に検討を行うこと。また、その際、障害者手帳のない発達障害者や難病等のある者の取扱いについても検討を行うこと。

二 精神障害者を実雇用率に算定するに当たつて、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行うとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得や申出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずること。合わせて、精神障害者について、各企業において、メンタルヘルス対策とともに、円滑な復職や職場定着を図るために必要な措置が採られるよう指導を行うこと。

三 精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図ることとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関におけるカウンセラーの増員等相談・支援体制の整備に努めること。また、精神障害者の職業能力開発を効果的に実施するため、職業能力開発校における職業訓練内容、カリキュラム、指導方法等について引き続き検討を行い、早急に確立し、普及させること。

四 短時間労働者を雇用義務の対象に追加するに当たっては、これまでフルタイム労働だった障害者が短時間労働に移行し、健康保険や厚生年金への非加入となることのないよう、必要な措置を講ずるとともに、事業主に対し、十分な周知、指導を行うこと。

五 現に雇用されている障害者について、雇用の状況(正規雇用、非正規雇用)、社会保険の加入の有無、職場における定着率等を把握し、それを踏まえ、障害者の雇用管理の改善等に向けて、所要の措置を講ずること。

六 障害者雇用納付金制度の適用拡大に当たつては、中小企業の経営環境に配慮しつつ、障害者雇用が円滑に促進されるよう必要な支援を行うこととし、障害者雇用調整金、助成金の支給等の納付金関係業務が適切に行われるよう体制整備に努めること。

七 視覚・聴覚障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増加していくことにもかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保するとともに、専門的な知識経験を有する者を公共職業安定所に相談員として配置する等相談支援体制の充実強化等により有効求職者の解消を図ること。また、職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者(ジョブコーチ)として企業において障害者の就労支援の経験のある者を活用する等により、質を確保しつつ、必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

平成二十年十二月十日
提出者 厚生労働委員長 田村 憲久

国民健康保険法の一部を改正する法律

八 難病等のある者の雇用を進めるため、特定求職者雇用開発助成金の対象となることなど就労支援策の充実について早期に検討を行うこと。

九 現行の障害認定は身体障害者福祉法等に基づいているが、「働く」という観点を踏まえ、労働能力に基づく障害認定の在り方について検討を行ふこと。その際、「重度障害者」に関する認定は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある日以後の最初の三月三十一日までに「被保険者」に改め、「その世帯に属する」の下に「被保険者の一部が」を加え、「者があるときは」を「者又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま

の在り方についても検討を行うこと。

十 障害による稼得能力の制限を受けた労働の結果、所得が低い状態に放置され自立した生活が困難な場合において、最低限の社会生活を営むことが可能となるよう所得の確保の在り方について検討を行うこと。

十一 障害者の雇用の更なる促進に当たつては、障害者権利条約批准に向けての国内法の整備として雇用分野における合理的配慮規定等について検討を行い、障害者の労働者としての権利の確立を図るため、必要な措置を講じること。合わせて、これらの観点から、障害者差別禁止に係る法整備についても、速やかに検討すること。

官 報 (号外)

での間にある者であるときは「に、「その者」を「それらの者」に改め、「係る被保険者証」の下に「(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けうことができる者を除く。)にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。)、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証」を加える。

一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日において、この法律によ

る改正前の国民健康保険法第九条第六項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある被保険者(同条第三項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。)があるときは、市町村又は特別区は、この法律の施行後速やかに、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付するものとする。

3 前項の規定は、国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者証について準用する。この

場合において、同項中「第九条第六項」とあるのは「第二十二条において準用する同法第九条第六項」と、「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村又は特別区」とあるのは「国民健康保険組合」と読み替えるものとする。

(国民健康保険の保険料の滞納の防止等のための措置)

4 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料

(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)について、減免制度等の十分な周知を図ること等を通じて、滞納を防止し、及び特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

衆議院会議録第五号中訂正	子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、世帯主等が国民健康保険の保険料等の滞納により被保険者証を返還した場合であつても、その世帯に属する十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある被保険者があるときは、当該世帯主等に対し、当該被保険者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
衆議院会議録第五号中訂正	七ページ四段末五行から末四行「前内閣官房地域活性化統合事務局長の「実績」に関する質問主意書」を「山口県内における国土交通省案件に対する質問主意書」に訂正する。

官 報 (号 外)

平成二十年十二月十一日 衆議院会議録第十四号

第明治三十五年三月三十日可認物便郵種三十一

発行所
二東京一 番地都〇五 独立四都港一八 行政區虎ノ四 法人國門四 立印刷局三五 丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 三三〇円) 三四五円